

令和元年第4回定例会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

令和元年 12月 4日 開会

令和元年 12月13日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

令和元年東吾妻町議会第4回定例会会議録目次

第 1 号 (12月4日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	2
○議長挨拶	3
○町長挨拶	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○議員派遣の件について	6
○議案第5号～議案第7号の一括上程、説明、議案調査	8
○議案第8号の上程、説明、議案調査	10
○議案第9号の上程、説明、議案調査	12
○議案第10号の上程、説明、議案調査	14
○議案第11号の上程、説明、議案調査	15
○議案第12号の上程、説明、議案調査	16
○議案第13号の上程、説明、議案調査	17
○議案第14号の上程、説明、議案調査	19
○議案第15号の上程、説明、議案調査	20
○議案第1号の上程、説明、議案調査	22
○議案第2号の上程、説明、議案調査	32
○議案第3号の上程、説明、議案調査	33
○議案第4号の上程、説明、議案調査	34

○散会の宣告	35
--------	----

第 2 号 (12月12日)

○議事日程	37
○本日の会議に付した事件	38
○出席議員	38
○欠席議員	38
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	38
○職務のため出席した者	38
○開議の宣告	39
○議事日程の報告	39
○議案第7号の訂正及び議案第5号～議案第7号の質疑、自由討議、討論、採決	39
○議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決	43
○議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決	44
○議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決	44
○議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決	45
○議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決	46
○議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決	46
○議案第14号の質疑、自由討議、討論、採決	47
○議案第15号の質疑、自由討議、討論、採決	48
○議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決	48
○議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決	49
○議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決	50
○議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決	51
○委員会報告について	51
○閉会中の継続審査(調査)事件について	57
○町政一般質問	58
根 津 光 儀 君	58
小 林 光 一 君	66
竹 淵 博 行 君	76

高橋 弘 君	84
重野 能之 君	94
○延会について	99
○延会の宣告	99

第 3 号 (12月13日)

○議事日程	101
○本日の会議に付した事件	101
○出席議員	101
○欠席議員	101
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	101
○職務のため出席した者	102
○開議の宣告	103
○傍聴の許可	103
○議事日程の報告	103
○町政一般質問	103
井上 英樹 君	104
渡 一 美 君	112
高橋 徳樹 君	117
青柳 はるみ 君	125
○町長挨拶	133
○議長挨拶	134
○閉会の宣告	135
○署名議員	137

令和元年12月 4 日（水曜日）

（第 1 号）

令和元年東吾妻町議会第4回定例会

議 事 日 程（第1号）

令和元年12月4日（水）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員派遣の件について
- 第 5 議案第 5 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 第 6 議案第 6 号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一
部を改正する条例について
- 第 7 議案第 7 号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 8 号 東吾妻町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正
する条例について
- 第 9 議案第 9 号 東吾妻町自転車型トロッコ貸出し条例について
- 第10 議案第10号 東吾妻町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につい
て
- 第11 議案第11号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第12号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第13号 東吾妻町小学校入学祝金及び中学校入学支度金支給条例の全部を改正
する条例について
- 第14 議案第14号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例について
- 第15 議案第15号 東吾妻町公民館条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第 1 号 令和元年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）
- 第17 議案第 2 号 令和元年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第18 議案第 3 号 令和元年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第 4 号 令和元年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１４名）

１番	須崎幸一君	２番	渡一美君
３番	井上英樹君	４番	高橋弘君
５番	茂木健司君	６番	高橋徳樹君
７番	里見武男君	８番	小林光一君
９番	重野能之君	１０番	竹渕博行君
１１番	佐藤聡一君	１２番	根津光儀君
１３番	樹下啓示君	１４番	青柳はるみ君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	総務課長	茂木聡君
企画課長	水出智明君	まちづくり推進課長	武井幸二君
保健福祉課長	関和夫君	町民課長	片貝将美君
税務課長	高橋篤君	農林課長	飯塚順一君
建設課長	桑原正明君	上下水道課長	一場正貴君
会計課長兼 会計管理者	田中康夫君	学校教育課長	堀込恒弘君
社会教育課長	丸橋昇君		

職務のため出席した者

議会事務局長	水出淳	議会事務局補佐	高橋智恵子
議会事務局係	佐藤功樹		

◎議長挨拶

○議長（須崎幸一君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

先月19日の吾妻中央高校生議会及び29日に行われた東吾妻中学生議会開催に当たっては、執行部並びに議員の皆様のご協力をいただきましたことに対し、改めて御礼を申し上げます。高校生や中学生が、真剣に町づくりを考えた上で出された意見や提言を真摯に受けとめ、執行部と議会が協力して、今後のよりよい町づくりに生かしていければと考えております。

また、10月に台風19号が東日本各地で猛威をふるい、平成以降で最大級の被害をもたらしました。郡内各町村でも、災害救助法が適用になりました。徐々に以前の姿を取り戻しつつあるとはいえ、公共交通機関であるＪＲ吾妻線の長野原草津口駅から大前駅までの間が不通となっているなど、早期の復旧が望まれるところであります。

さて、本日ここに、令和元年第４回定例会が招集されましたところ、議員各位には、年末極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

本定例会には、条例の改正や令和元年度補正予算案などの重要な案件が提案される予定となっております。どうか議員各位におかれましては、格別なるご精励をもってご審議をお願いしたいと思います。

町長を初め、執行部各位におかれましては、来年度予算の編成時期とも重なり、何かとご多忙かと存じますが、会期中、特段のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますよう、よろしくお願いをいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際には必ずお返しくくださいますよう、あわせてお願い申し上げます。

◎町長挨拶

○議長（須崎幸一君） 開会に当たり、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

令和元年第4回定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

さて、ことしも師走を迎え、気ぜわしい年の瀬を迎えました。

本日ここに、令和元年第4回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私共にご多用のところ、ご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、来年度予算につきまして、12月2日に予算編成会議を開催いたしました。年内には各課から、予算要求書が提出される予定であります。引き続き、厳しい財政事情ではございますが、主要事業に対し、必要性、費用対効果などを精査した事業評価を実施し、財源の重点配分や効率化を図るとともに、町民の視点に立った行政サービスの向上を目指し予算を編成したいと考えております。

さて、本定例会では、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を初め条例関係11件、令和元年度東吾妻町一般会計補正予算を初め予算関係4件を提案させていただく予定でございます。

慎重かつ熱心なご審議をいただきまして、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（須崎幸一君） ただいまより令和元年第4回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須崎幸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、4番、高橋弘議員、5番、茂木健司議員、6番、高橋徳樹議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須崎幸一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日から13日までの10日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認め、会期は10日間と決定し、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は、あす12月5日正午までといたしますので、よろしくお願いいたします。

一般質問通告書の内容が具体性に欠け、要旨が明確にわからない場合、または町の事務の範囲外であったり適正を欠く内容の場合は、通告書の修正を求めたり、受理しないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、執行部におかれましても、誠実、簡明な答弁に努めていただき、活発で能率的な議会運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（須崎幸一君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付のとおりであ

ります。後ほどごらんをいただき、議会活動また議員活動に資していただければと思います。

なお、町長から提出された東吾妻町議会採択請願・陳情処理経過一覧と11月13日に開催されました全国町村議会議長会主催の第63回町村議会議長全国大会、並びに同日開催されました全国豪雪地帯町村議会議長会主催の第44回豪雪地帯町村議会議長全国大会の関係資料もあわせて添付してありますので参考としてください。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議員派遣の件について

○議長（須崎幸一君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

去る10月10日に開催されました吾妻郡町村議会議長会主催の吾妻郡町村議会議員研修会、10月25日に開催されました群馬県町村議会議長会主催の群馬県町村議会議員研修会について、13番、樹下啓示議員より報告を願います。

13番、樹下啓示議員。

（13番 樹下啓示君 登壇）

○13番（樹下啓示君） それでは、報告をさせていただきたいと思います。

吾妻郡町村議会議員の研修会ということで、令和元年10月10日、当町のコンベンションホールにおいて、「2040年構想の山村地域への適用、吾妻地域の20年後を考える」と題しまして、首都大学東京の人文社会学部教授の山下祐介先生の講演をいただきました。

戦後の一貫した東京一極集中と全国総都市化、さらに2000年代以降の大改革が日本人の心と社会の崩壊につながり、過剰な東京一極集中を招き、子供が生まれない社会に結びついたと話されました。国家と地域、中央と地方のバランスのよい関係の必要性、重要性、それが国民の一人一人の暮らしにとって不可欠のものであることを、しっかりと都市に訴えることが重要であると話されました。人口減少は、心の問題であり、基本的には教育が鍵を握るとも話され、短いスパンではなく、ある程度、15年とかのスパンで考えるべきだという話をされ、大変有意義な研修会でありましたので、報告をさせていただきます。

続きまして、去る10月25日、吉岡町の文化センターホールにおきまして、群馬県町村議会議長会主催によります講演会が行われました。最初に、新時代の自治体議会の姿ということで、東京大学名誉教授、大森彌先生の講演をいただきました。

まず最初に、大事なものは議案で取り上げられている施策に関係して、住民の生活現場ではどうなっていて何が問題なのか、住民は何に納得がいかないでいるのか、それはどうしてなのかを、現地現場に赴き調査すべきであるとお話をいただきました。そして、恐らく国は、2040年問題に向かって自治体にとらわれず、県域を単位とした地方行政体制の標準化、効率化を打ち出すだろうというお話をされました。広域単位でまとまるものは推進すべきであり、地域の将来は自分たちで選びとっていくべきだと申されました。また、東京の子供たちに地方を見せて、知らせることが重要であると言われ、東京の大大改革をすべしという大変貴重な意見をいただきました。

続きまして、「人生に効く脳科学、脳が作り出す男女の溝、人生の波」ということで、株式会社感性リサーチ代表取締役の黒川伊保子先生の講演をいただきました。脳科学なんて、私、余り縁がないような話だというふうに捉えてしまっていましたけれども、まず最初に、人は感性に洗脳されているということで、男は、この女性が感情的なだけで、正しいのは自分だと思っているし、女は、この男性がひどいだけで、正しいのは自分だと思っている。誰もが自分の感性が世界の正義だと信じている、なぜなら生存に強く寄与する感性に躊躇なく従うように脳はプログラムされているからだというふうなお話をいただきました。

また、男女の眼球制御の違いということで、男性脳は半径3メートルの外、遠く動くものに瞬時に照準が合い、その軌跡を瞬時に予測できるのだそうです。また、女性脳においては半径3メートル以内ということで、女性脳は半径3メートル以内を面で潰してなめるように見て、針の先ほどの変化も見逃さず、隠れているものにまで勘が働くと、こういうことで男女は完璧なペアの装置だというふうに話されていました。

また、最も頭がいいのはいつかということで、50代半ば以降と言われ、私自身もほっとしたような複雑な気持ちだったんですけれども、ふだん余り聞かれないことが聞けて、大変有意義な研修であったと思います。

以上、簡単ですけれども、郡の町村議長会、県の町村議長会の報告とさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 樹下啓示議員の報告を終わります。

次に、11月5日、6日、7日、8日及び9日に実施いたしました議会報告会について、11番、佐藤聡一議員より報告を願います。

11番、佐藤聡一議員。

（11番 佐藤聡一君 登壇）

○11番（佐藤聡一君） それでは、報告させていただきます。

去る11月5日火曜日から、9日土曜日までの5日間で実施されました議会報告会について報告させていただきます。

議会報告会は、議会基本条例第3条7項により、町民との相互理解を図ることを目的に、年1回以上開催することが規定されております。準備、片づけなどを含め、おおむね3時間にわたる連夜の日程に対して、議員さんや議会事務局員が5会場に出席いただきまして大変お疲れさまでした。

それでは、まず5日間、それぞれの期日、地区、会場、参加人数を報告させていただきます。

11月5日火曜日、坂上地区、坂上公民館、15名、11月6日水曜日、東地区、あづま農村環境改善センター、10名、11月7日木曜日、太田地区、太田公民館、11名、11月8日金曜日、原町地区、中央公民館、15名、11月9日土曜日、岩島地区、岩島公民館、15名、延べ人数で66名でした。各会場で頂戴いたしましたご質問やご要望につきましては、現在、議会広報特別委員会で整理をしていただいております。その後、整い次第、執行部に対して見解等をご紹介させていただき、その解答を添えて各地区の公民館などで町民の皆様が閲覧できるように対応することになっております。

町長を初め、執行部の皆様にもご協力いただくことになりますので、この場をおかりいたしましてお願い申し上げたいと思います。

以上、議会報告会の報告とさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 佐藤聡一議員の報告を終わります。

以上で、議員派遣の件についてを終わります。

◎議案第5号～議案第7号の一括上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第5、議案第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第6号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第7号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての計3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第6号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第7号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、人事院勧告を受けて、職員の給与、議員及び特別職の常勤職員の期末手当を改定するものでございます。

まず、職員の給与につきましては、地方公務員法において、給与は生計費、国及び他の地方公共団体の職員給与、民間事業者の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないとされております。また、群馬県人事委員会の勧告も考慮した結果、初任給及び若年層の給料を月額平均0.1%引き上げるとともに、勤勉手当を年間0.05カ月分引き上げる改定案としております。

次に、議員及び特別職の常勤職員につきましては、職員の期末勤勉手当水準などを踏まえて、期末手当をそれぞれ年間0.05カ月分引き上げる改定案としております。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

今回の改正につきましては、ことし8月の人事院勧告に準拠しまして、群馬県人事委員会の勧告も考慮して給与等の改正案を実施するものでございます。

それでは、議案第5号からお願いいたします。

新旧対照表を、1枚はぐっていただきまして、ごらんいただきたいと思います。

第1条関係では、第6条で、本年12月の期末手当を0.05月増額する内容でございます。

第2条関係につきましては、来年度の期末手当を6月と12月、均等に支給する内容になっております。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第6号でございます。

議案第6号につきましては、特別職の職員の常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これも議会の議員さんと同様で、1条につきましては、

0.05月増額、2条につきましては、来年の6月と12月の支給額を均等にするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第7号の東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

これにつきましては、17分の1という、中ごろになるんですが、新旧の表を見ていただければと思います。その中で、第1条でございます。第1条につきましては、勤勉手当を0.05月、支給基準日の12月1日にさかのぼって適用し支給することになっております。

また、初任給、若年層の給料を、月額平均0.1%引き上げることについては、行政職給料表と医療職給料表をそれぞれ改定し、平成31年4月1日にさかのぼって適用することとなっております。

また、第2条が、17分の14ページになります。

第2条につきましては、先ほどと同様でございまして、今回の勤勉手当の引き上げ分の0.05月を、来年度、6月期と12月期の支給分に案分し適用する、議員さんと同様でございます。

1枚はぐっていただきまして、第3条でございます。

3条につきましては、経過措置の周期表示を改元に伴いまして、平成32年が令和2年という形での読みかえになります。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本3件を、議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第8号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第8、議案第8号 東吾妻町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第8号 東吾妻町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が創設され、令和2年度から運用を開始することに伴い、関係する6条例の必要な規定を整備するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） それでは、議案第8号 東吾妻町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

1枚はぐっていただきまして、第1条でございます。

第1条に関しましては、人事行政の運営等の状況に関し、任命権者からの報告、その報告結果の公表について、第2号会計年度任用職員、いわゆるフルタイムの会計年度任用職員を対象とすることを規定するものでございます。

つづきまして、第2条、分限に関するものでございますが、職員の分限手続きに関しましても、会計年度任用職員を対象にするとともに、心身の障害のための長期の休養を要する休職の期間を任期の範囲内として規定するものでございます。

第3条、職員の懲戒でございますが、懲戒につきましても、懲戒手続における減給の効果に関し、会計年度任用職員も対象となります。そのうち、減給の対象となる第1号会計年度任用職員、いわゆるパートタイムの会計年度任用職員の報酬につきましては、勤務実績に応じて支給する通勤手当に相当する額と、時間外勤務手当に相当する額を除いて規定するものでございます。

続きまして、第4条、外国の派遣される場合の職員の処遇等に関する条例でございますが、これにつきましては、法律の改定に伴います項ずれによる改正でございます。よろしくお願いいたします。

第5条、公益的法人等への派遣の関係ですが、これにつきましても、法改正に伴います法律の項ずれでございます。よろしくお願いいたします。

第6条の育児休業に関する条例の関係でございますが、これにつきましても、職員の育児

休業に関し、育児休業している職員のうち、勤勉手当の支給の対象となる職員から会計年度任用職員を除くことを規定するほか、育児休業した職員の職務復帰後における号給の調整対象となる職員から会計年度任用職員を除くことを規定するものでございます。

施行日については、令和2年4月1日を予定しております。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第9号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第9、議案第9号 東吾妻町自転車型トロッコ貸出し条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第9号 東吾妻町自転車型トロッコ貸出し条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

吾妻溪谷活性化対策事業として、利根川、荒川下流都県より基金を受けて、JR吾妻線廃線敷の利活用事業を進めております。現在、廃線敷におきましては、群馬県水源地域対策事務所の協力を得ながら、自転車型トロッコ運行に必要な施設や安全対策の工事が行われております。令和2年、ゴールデンウィークには、群馬デスティネーションキャンペーンと連動して、自転車型トロッコ運行のグランドオープンが予定されます。

自転車型トロッコとして、廃線敷軌道上で運行される乗用機具を、観光客の皆様に有料で貸し出すための条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） お世話になります。

議案第9号 東吾妻町自転車型トロッコ貸出し条例の制定について説明を申し上げます。

吾妻溪谷活性化対策事業として、利根川、荒川下流都県より基金を受けまして、観光振興及び吾妻狭周辺地域の地域振興を図るため、ＪＲ吾妻線廃線敷の利活用事業を進めております。

令和２年度より、自転車型トロッコを運行するに当たり、この条例を制定いたします。

まず、第２条でございます。

用語の意義にありますように、軌道上を運行する乗用機具をトロッコとし、雁ヶ沢ランプで分断された旧線上り方面0.8キロメートルを田園コース、ハッ場ダム堤体に向かう2.3キロを溪谷コースとしました。

第３条の使用時間については、トロッコの運行管理上に安全上支障がない中でダイヤを定め、パンフレットやＳＮＳでお客様にお知らせすることとし、このような条文にいたしました。

第４条は、自転車型トロッコ管理運行に当たり、支障となる方の制限条文でございます。

第５条の使用料は、トロッコは２台の自転車を連結した機具になっており、お客様には両方に乗車いただくことになります。したがって、田園コースにおきましては、１台２人で１乗車1,000円。溪谷コースについては、１台２人乗車、１回乗車で2,000円といたしました。料金の差につきましては、コースの延長等を考慮いたしました。

第６条は、お客様の都合で乗車されなかったときには、使用料はお返しできない旨の条項でございます。

第７条では、トロッコの運行及び管理上支障があるときは、使用許可の取り消しを行うこととしております。

第８条は、お客様が乗用機具を壊したときの損害賠償の義務を定めております。

第９条では、本条に続く規則を定める条項です。お客様が安全にトロッコを楽しんでいただけるよう定めてまいります。

令和２年４月から６月期には、群馬デスティネーションキャンペーンが開催され、群馬県へ、そしてこの東吾妻町へたくさんのお客様にお越しいただけることと思います。４月のプレオープン、ゴールデンウィークのグランドオープンへと着実に準備を進めてまいります。

ご審議をいただきご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

ます。

◎議案第10号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第10、議案第10号 東吾妻町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第10号 東吾妻町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正、成年被後見人に関する改正及び旧氏の住民票への記載に伴い、改めるものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（片貝将美君） お世話になります。

先ほど町長が提案していただきましたとおり、町においての印鑑証明関係事務につきましては、昭和49年、国において印鑑の登録及び証明に関する事務についての通知がなされました。これにより、各市区町村で印鑑登録及び印鑑証明に関する事務を行っております。

今回の改正案は、成年被後見人等の権利の制限に関する法律の改正及び旧氏の住民票への記載について住民基本台帳法が改正され、そのことに伴い国の印鑑登録証明事務処理要領が一部改正されたことにより、改めるものでございます。

ページをめくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

第2条、第4条1項、第6条3項、第10条4項につきまして、それぞれ法にのっとった文言に字句等を改めるものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第11号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第11、議案第11号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第11号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成31年度の地方税法等の一部改正が行われたことに伴い、町税条例の改正を行うものでございます。主な改正内容は、固定資産税の地域決定型地方特例措置、いわゆるわがまち特例の部分に関する改正でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（高橋 篤君） お世話になります。

議案第11号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。

1枚はぐっていただきまして、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

附則第10条の2の改正でございます。

10条の2は、地方税法附則第15条で規定をされている地域決定型地方特例措置、いわゆるわがまち特例となる課税標準の特例につきまして、条例において割合を定めるものでございます。

今回の条例改正につきましては、このわがまち特例の割合の制定に関する改定はなく、地方税法附則第15条の17、新規製造車両に係る課税標準の特例措置の規定の追加による項ずれを反映させる改正でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第12号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第12、議案第12号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第12号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、主に国民健康保険税の減免について改正を行うものでございます。現行条例の国民健康保険税につきましては、当該年度の課税のうち未到来の納期に係る税額についてのみ減税対象となっております。そのため、刑事施設等に収容されている被保険者の中には、収監されている事情により減免申請を行えず、出所後に減免申請の手続を行おうとしても納期が到来しているため減免が受けられず、市町村に苦情を申し立てるなど、対応に苦慮している市町村も少なくありません。

このような状況を踏まえ、刑事施設等に収容された被保険者に対する国民健康保険税の減免に係る事務処理の標準化を県下統一とした取り組みとして条例改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（高橋 篤君） お世話になります。

東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正の説明をさせていただきます。

先ほど、町長の提案理由の説明のとおりでございますけれども、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

24条の3、国民健康保険税の減免でございます。減免に該当するものを定める条文でございます。

第1項第3号を災害等で生活が困難になった者、またこれに準ずると認められる者に改めまして、第4号に国民健康保険法第59条に規定する保険給付の制限を受けている者を追加いたします。この国民健康保険法第59条でございますけれども、保険給付の制限の条文でございます。1項第1号に少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき、2号に刑事施設、労役場その他これに準ずる施設に拘禁されたときのいずれかに該当する場合には、その期間に係る療養の給付又は入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費もしくは移送費の支給は行わないという条文でございます。

それから、5号につきましては、改正前3号の項ずれでございます。

それから、第2項でございますが、減免申請の時期を規定をし、ただし書き、ただし、第4号の規定に該当する場合は、当該規定に該当した日以後に町長に申請することができるを加えます。

それから、3項でございますけれども、新たに減免の期間を規定し、ただし書きにより減免を訴求できる者に改めます。

第4項につきましては、項ずれ前、第3項の項ずれでございます。

施行期日につきましては令和2年4月1日といたします。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第13号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第13、議案第13号 東吾妻町小学校入学祝金及び中学校入学支度金支給条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第13号 東吾妻町小学校入学祝金及び中学校入学支度金支給条例の全部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回提案させていただくこの議案は、現行条例を全部改正し、小学校入学児童保護者に対して支給している入学祝金と中学校入学生徒保護者に対して支給している入学支度金の名称を入学祝金として統一するとともに、現行の受給資格の規定を支給対象者として明確に規定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） お世話さになります。よろしくお願いいたします。

それでは、詳細についてご説明を申し上げさせていただきます。

本議案につきましては、町長の提案説明にありましたとおり、小学校入学児童保護者に対して支給している入学祝金と、中学校入学生徒保護者に対して支給している入学支度金の名称を入学祝金として統一するとともに、支給対象者を明確に規定するために、現行条例の全部を改正するものでございます。

それでは改め文をごらんください。

条例名は、東吾妻町小中学校入学祝金条例といたします。

第1条の目的でございますが、現行条例と同様に入学祝金を児童等の保護者に支給することにより、経済的な負担を軽減するとともに、子育て支援を図ることを目的といたしております。

第2条の定義では、第1号において小学校を、第2号において中学校を、第3号において保護者を定義いたしております。

第3条の支給対象者では、第1項において、支給対象者は児童等の保護者であって、保護者及び養育する児童等が当該年度の4月1日及び入学式の日において住民基本台帳法に基づき、本町の住民基本台帳に記載され、かつ生活の本拠を有する者とするすることで、支給対象者を明確に規定いたしました。

また、第2項において規定する特段の事由として、住宅建設途中で入学手続きができていな

い区域外就学許可者や災害被災等の長期避難の区域外就学等許可者等を想定して、規定をいたしました。

第4条の祝金の額でございますが、現行条例同様に小学校への入学には3万円、中学校への入学には8万円を支給いたします。

第5条では祝金の還付を、第6条では委任を規定いたしました。

なお、この条例は附則にございますとおり、令和2年1月1日から施行を予定するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第14号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第14、議案第14号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第14号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回、提案させていただくこの議案は、放課後児童クラブを新たに岩島地区に設置するための改正でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） よろしくお願いいたします。詳細についてご説明をさせていただきます。

本議案につきましては、町長の提案説明にありましたとおり、放課後児童クラブを新たに岩島地区に設置するために条例の一部改正を行うものでございます。

現在、東地区と坂上地区には町設置の放課後児童クラブが、太田地区と原町地区には民間設置の放課後児童クラブがございしますが、町内で唯一、放課後児童クラブの未設置地区でございました岩島地区に町で新たに設置をし、子育て支援を進めてまいる環境をさらに整えるものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正後、新たに設置をいたします放課後児童クラブの名称をいわしま児童クラブとし、位置は東吾妻町大字岩下71番地3といたします。この住所は、旧岩島保育所の住所であり、旧岩島保育所の施設を使用して設置し、受け入れ定数は25人といたします。

1枚戻っていただきまして、改め文、附則のただし書きにございますとおり、いわしま児童クラブにおける学童の受け入れは、令和2年4月1日からを予定させていただきたいと思います。また、旧岩島保育所を使用するために要する改修工事費用につきましては、議案第1号 一般会計補正予算（第5号）に計上させていただいておりますので、その概要につきましては、改めてそこでご説明をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第15号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第15、議案第15号 東吾妻町公民館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第15号 東吾妻町公民館条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする内容は、臨時職員が会計年度任用職員になることに当たり、公民館条例にある職員の任用に関する条文を整備するために、改正をするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） それでは説明させていただきます。

町長、提案理由の説明のとおり、臨時職員が会計年度任用職員に移行するに当たりまして、公民館条例にある職員の任用に関する条文を整理するために改正をするものでございます。

会計年度任用職員の任用は、選考によるものです。公民館条例の任用に関する条項を整理するために改正をするものでございます。なお、公民館条例につきましては公民館の設置に必要な条項を定めた内容でございます。

職員の任用に関しては、関係する法、例規の整備を今後行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

新旧対照表をごらんください。

4条の第2項を削除しまして、3項を第2項にする内容でございます。ご審議のうえご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

再開を11時といたします。

（午前10時51分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午前11時00分）

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第16、議案第1号 令和元年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 令和元年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正をお願いする額は、歳入歳出ともに2億9,181万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を89億2,562万8,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、人事院勧告に伴う職員人件費、台風19号による災害復旧費、定住促進事業、住宅取得奨励補助金などの補正等、繰越明許費の追加、地方債の追加、変更が主な内容でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（水出智明君） お世話になります。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。一般会計補正予算（第5号）になります。

第1条でございますが、今回補正をお願いする額は、2億9,181万8,000円を追加をいたしまして、総額を89億2,562万8,000円とするものでございます。

第2条につきましては、繰越明許費の補正、第3条は地方債の補正になります。

次に、5ページをお願いいたします。

第2表につきまして、繰越明許費補正としまして、追加のお願いでございます。

総務費において、固定資産税課税客体調査及びシステム更新業務委託ということで、2,220万9,000円の追加でございます。

次に、第3表地方債補正といたしまして、地方債の追加と変更でございます。

まず、追加におきましては、台風19号の被害による農業用施設の現年補助、災害復旧事業

債250万円の追加となります。

それから、変更につきましては、同じく台風によります道路関係の被害によります、公共土木施設現年補助災害復旧事業債、これが1,100万円の限度額だったものを、5,230万円に変更するものでございます。

続きまして、9ページをお願いをいたします。

歳入のほうから説明をさせていただきます。

11款1項1目地方交付税でございますが、普通地方交付税1億5,312万9,000円の追加でございます。歳入と歳出の歳出分の差額、足りない部分について普通交付税を充当していくということでございます。

次に、13款1項2目衛生費負担金でございますが、母子保健費養育医療費自己負担金9万9,000円の追加です。この後に出てきます国庫支出金と県支出金の未熟児養育医療費負担金としての福祉医療の負担分ということでございます。

同じく13款の2項1目農林水産業費分担金40万円の追加でございます。台風19号によります農業施設被害に伴う個人負担分ということでございます。

次の15款1項1目民生費国庫負担金でございます。社会福祉費負担金で15万円の追加、国民健康保険基盤安定負担金で118万7,000円の減額となります。合計で、103万7,000円の減額でございます。

説明欄をごらんいただきまして、障害者自立支援医療費負担金につきましては、3件分の医療費30万円の2分の1を国が負担するというところで、15万円の追加となっております。それから、国民健康保険基盤安定負担金は交付額が決定したということで、それに伴いまして、118万7,000円の減額となります。

次ページに行ってくださいまして、2目衛生費国庫負担金5万円の追加となります。先ほど申し上げました未熟児養育医療費負担金の国の負担分ということでございます。

次の4目災害復旧費国庫負担金8,270万円の追加となります。台風19号によります道路関係の国査定分13件の復旧工事費額の3分の2を見込んでおります。

次に、2項1目総務費国庫補助金でございますが、電算業務費におけますマイナンバーカードにかかわるシステム整備の国の措置分ということで交付されるものでございまして、239万1,000円の追加となります。

2目民生費国庫補助金につきましては、10月よりの幼児教育、保育無償化に伴いまして国が補助するもので、27万1,000円の追加となります。

次に、16款1項1目民生費県負担金7万5,000円の追加でございますが、15款の国庫支出金の中で申し上げました障害者自立支援医療費負担金の県の負担分ということになります。負担率は4分の1になります。

続いて、2目衛生費県負担金でございますが、これも13款分担金及び負担金、15款の国庫支出金の中で申し上げました未熟児養育医療費負担金の県の負担分ということで、2万5,000円の追加となります。

続きまして、2項2目民生費県補助金でございます。国庫補助金の中で申し上げました幼児教育、保育無料化に伴う県の補助分ということで、13万5,000円の追加となります。

次の8目農林水産業施設災害復旧費県補助金でございますが、これも台風19号によります農業関係の復旧費にかかわる県の補助金250万円の追加となります。

18款1項1目一般寄附金でございますが、102万円の寄附がございまして追加をするものでございます。

5目建設費寄附金につきましては、台風19号によります災害復旧寄附金ということで10万円がありましたので、追加をいたします。

21款4項7目雑入におきましては、総額で616万円の追加でございます。説明欄にありますとおり、県から来るものですが、新井横谷松谷線改良工事の土地購入費としまして、315万7,000円。同じく県よりですが、埋蔵文化財発掘調査委託料として292万3,000円。それから、ALTの住宅使用料の引き上げ分ということで8万円でございます。

ページ、めくっていただきまして、22款1項7目の災害復旧事業債4,380万円の追加でございます。道路関係の災害復旧にかかわる起債が4,130万円、農業関係の災害復旧にかかわる起債が250万円となります。

歳入につきましては、以上でございます。

歳出につきましては、各担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） それでは、歳出について説明をさせていただきます。

13ページをごらんいただきたいと思います。

1款1項1目議会費につきましては、給与改定に伴います人件費、それに費用弁償と印刷製本費の追加でございます。

2款1項1目一般管理費の中の職員人件費につきましては、給与改定に伴います人件費の

追加と、災害時の時間外勤務手当の追加でございます。一般管理費につきましては、消耗品と印刷製本費の追加でございます。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 会計課長。

○会計課長（田中康夫君） お世話になります。

続きまして、14ページ、4目の会計管理費でございます。20万5,000円の追加のお願いでございます。これから年末年始、年度末における出納業務に係る時間外勤務手当でございます。

会計管理費は以上です。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 続きまして、2款1項5目庁舎管理事業でございます。これにつきましては、台風19号の災害によります職員駐車場の整備でございます。

その他財産管理事業でございますが、これについては、坂上地区にあります小万沢スポーツ広場の進入路の購入費でございます。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 続きまして、8目財政調整基金費でございますが、歳入のところでご説明をいたしました一般寄附金102万円につきましては、財政調整基金へ積み立てるものでございます。それで、102万円の追加ということでございます。

次の企画費につきましては、定住促進事業として時間外手当3万8,000円の追加でございます。

次の14目電算事業費でございますが、歳入の国庫補助金のところでご説明をいたしましたマイナンバーカードにかかわる補助金が交付されるということでございまして、当初予算で一般財源として全額計上していたものを、国庫補助額分ということで一般財源から国・県支出金に財源変更をするものというものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 続きまして、17目地域活性化対策費でございます。こちらにつきましては、定住促進事業住宅取得奨励補助金でございますが、6件の追加でございまして800万円の要求でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 税務課長。

○税務課長（高橋 篤君） 続きまして、2項徴税費、1目税務総務費119万7,000円の追加のお願いでございます。

給与改定に伴います所要額及び今後、確定申告等で事業量がふえることに伴います時間外勤務手当の追加のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（片貝将美君） 続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費31万9,000円の追加のお願いでございます。給与改定等に伴う職員人件費を追加いたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） お世話になります。

7項1目ダム対策総務費16万6,000円の減額のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（関 和夫君） お世話になります。

それでは、16ページをお願いいたします。

3款の民生費でございます。説明欄をごらんください。

1項1目社会福祉総務費では、社会福祉事業51万7,000円の追加でございます。こちらは、給与改定に伴います人件費と、時間外勤務手当の追加のお願いでございます。

続きまして、4目の老人福祉費では、地域包括支援センター事業9万6,000円の追加でございます。給与改定に伴います人件費の追加のお願いでございます。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（片貝将美君） 続きまして、3款1項6目国民健康保険費870万9,000円の減額のお願いでございます。

給与改定に伴う職員人件費並びに時間外勤務手当は追加になりますが、国からの各種繰出金額が確定したことにより、国民健康保険特別会計への繰出金が減額となりました。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） よろしく願いいたします。

17ページをお願いいたします。

3款2項児童福祉費、2目保育所費では、177万1,000円の追加のお願いでございます。
2節給料から4節共済費までは、給与改定に伴います職員12名分の人件費の補正でございます。

11節需用費のゼロ円でございますが、原町保育所におけます光熱水費の追加及び減額によるものでございます。

15節工事請負費330万円の追加は、議案第14号でお願いをさせていただいておりますとおり、新たな放課後児童クラブを旧岩島保育所を利用して設置するために必要となるトイレ等の改修費用や、既設浄化槽の漏水防止処理を行う費用として275万円を追加し、合わせまして原町保育所職員駐車場に防犯灯を設置する費用として55万円を追加させていただくものでございます。

次に、3目学童保育費では239万1,000円の追加のお願いでございます。平成30年度における、学童保育の事業確定により発生いたします国及び県に対する子ども・子育て支援交付金の返還金となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（関 和夫君） 続きまして、4款の衛生費でございます。

1項1目保健衛生総務費では、保健総務費27万4,000円の追加でございます。給与改定に伴います人件費と時間外勤務手当の追加のお願いでございます。

18ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計施設勘定繰出金につきましては、136万6,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、3目母子保健費、母子医療給付事業122万8,000円の追加でございます。扶助費50万円につきましては、未熟児養育医療費と、育成医療費の追加、また還付金につきましては過年度分に係る国・県負担金の返還金の追加でございます。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） お世話になります。

5 款労働費、1 項労働費、1 目労働諸費でございます。こちらにつきましては、労働管理費、利子補給金の50万円の追加でございます。こちらにつきましては、利子補給金でございます。定住促進事業も進んでおりまして、5 件の追加のお願いでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 農林課長。

○農林課長（飯塚順一君） お世話になります。

6 款 1 項 1 目の農業委員会費では、2 万1,000円の減額のお願いでございます。給与改定所要額及び時間外手当でございます。

2 目の農業総務費では28万2,000円の追加のお願いでございます。これも給与改定所要額及び時間外勤務手当でございます。

3 目の農業振興費では39万1,000円の追加のお願いでございます。経営所得安定対策事業における通信運搬費、農業振興地域整備促進事業における委員報酬、時間外勤務手当等の追加でございます。

6 目農地費では3,300万円の追加のお願いでございます。町単小規模土地改良事業の重機等借上料及び補助金の追加でございます。

続いて、7 目地籍調査費では7 万円の追加のお願いでございます。時間外勤務手当の追加でございます。

次ページにいきまして、続きまして6 款 2 項 1 目林業振興費では20万2,000円の追加のお願いでございます。林業振興及び有害鳥獣捕獲事業の時間外勤務手当の追加でございます。

2 目林業基盤整備費では1,130万円の追加のお願いでございます。広域林道開設事業の林道応急施設事業負担金及び町単林道整備事業の道路等修繕料及び重機等借上料、工事材料費の追加でございます。

6 款 3 項 1 目水産振興費では4 万円の追加のお願いでございます。水産多面的機能発揮対策事業負担金の追加でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） お世話になります。

7 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費でございます。こちらにつきましては、先ほどから出ております人勧での人件費の補正と、時間外勤務手当120万円につきましては、来年度に迎えますデスティネーションキャンペーンに向かいまして、その準備等々で時間外がふ

えるということでの予算要求でございます。

続きましての3目の観光費でございますが、こちらにつきましては溪谷自然公園事業として、庁舎等修繕料、雪解け時の歩道等の修繕100万円の要求でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） お願いします。

8款1項1目道路橋りょう総務費でございます。給与改定に伴います所要額のお願いでございます。

続きまして、22ページに移っていただきまして、2目道路維持費750万円の追加のお願いでございます。台風第19号災害に伴う時間外勤務手当、また、役場東支所の西側の休憩舎の工事が進んでおりますが、国の補正予算の中で増額が想定されるということでの負担金の追加のお願いでございます。

3目道路改良費315万8,000円の追加のお願いでございます。町道新井・横谷・松谷線の工事用道路に伴う拡幅に係る補償費の追加でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（一場正貴君） お世話になります。

2項2目の下水道費ですが、下水道事業特別会計への繰出金を21万7,000円追加のお願いでございます。

これにつきましては、下水道事業特別会計補正予算のほうで説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） 3項1目公営住宅管理費でございます。50万円の追加のお願いでございます。町営住宅等建物等の修繕費が必要と想定されるため、追加をお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 続きまして、9款1項1目消防費の141万4,000円の追加のお願いでございます。ことしは火災発生が多く、今までで10件ございました。幸いにして大きな火事はありませんでしたが、10回ありまして、行方不明搜索が3件ありました。今後ともま

た、行方不明は別として火災等のシーズンになりますので、今後見込まれますために時間外勤務手当と、消防団の出動旅費の追加でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） 続きまして、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費でございますが128万2,000円の減額のお願いでございます。

人件費関係につきましては、給与改定に伴います職員23名と特別職1名分の人件費の補正でございますが、3節職員手当等のうち時間外勤務手当43万1,000円の追加は、職員1名の病気休暇取得に伴い他の職員に生じております時間外勤務対応等により150万7,000円の追加と、本年第2回定例会においてご議決をいただきました幼児教育、保育無償化に対応するための準備に要する時間外勤務手当のうち107万6,000円を不用額として減額するものでございます。

また、1節報酬と9節旅費につきましては、学校通学問題審議会委員16名分の報酬と費用弁償でございます。

24ページをお願いいたします。

11節需用費8万5,000円は、学校通学問題審議会開催経費でございます。

14節使用料及び賃借料104万4,000円の減額は、就学支援システムのクラウドサービス期間の短縮等により減額するものです。

続きまして、5目給食センター運営管理費でございますが、給与改定に伴います職員9名分の人件費の補正として13万4,000円の追加をお願いするものでございます。

6目外国青年招致事業費では、歳入予算、11ページ最下段でございました21款4項7目雑入のうち、ALT住宅使用料8万円をこちらに充当することにより財源変更を行うものでございます。

続きまして、10款2項小学校費、1目学校管理費でございますが、361万1,000円の追加のお願いでございます。

3節職員手当等及び4節共済費は給与改定に伴います人件費の補正でございます。

7節賃金におきましては、特別支援員1名分の賃金の追加。

12節役務費は太田小学校浄化槽更新時におけます汚泥汲取清掃手数料の追加のお願いでございます。

15節工事請負費は、管内小学校の教室照明更新工事に220万円を追加するものでございま

す。

続きまして、10款3項中学校費、1目学校管理費でございますが、152万9,000円の減額
のお願いでございます。

3節職員手当等及び4節共済費は給与改定に伴います人件費の補正でございます。

13節委託料において、測量・設計・監理委託料200万円の減額は、中学校の体育館改修工
事実施設計業務委託料を皆減するものでございます。この皆減につきましては、体育館に隣
接をいたしております武道場の耐震診断結果を受け、再考を要するものと判断したためのも
のでございます。

15節工事請負費は、教室照明更新工事に44万円を、トイレ、パネルヒーター更新に60万
7,000円を追加するものでございます。

続きまして、10款4項こども園費、1目こども園管理費では110万円の減額のお願いでご
ざいます。給与改定に伴います職員22名分の人件費の補正と時間外勤務手当として43万
3,000円の追加をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） 5項社会教育費、5目発掘調査費ですが、292万3,000円の
財源の変更のお願いでございます。

○議長（須崎幸一君） 農林課長。

○農林課長（飯塚順一君） 11款1項1目農業用施設災害復旧費では585万円の追加のお願い
でございます。農業用施設災害復旧の測量設計委託料及び工事請負費の追加でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） よろしく申し上げます。

2項2目道路復旧費2億890万4,000円の追加のお願いでございます。10月12日の台風第
19号による町内約200カ所のうち、国の補助により復旧する13カ所にかかわる13節の委託料
374万4,000円。

15節工事請負費につきましては、この13カ所の工事請負をお願いする部分として、1億
3,650万円、それ以外、200カ所のうちの大多数、町で復旧する部分につきましては、14節で
機械借上料及び16節の工事材料費として1,000万円をお願いするものでございます。よろし
く申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第17、議案第2号 令和元年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 令和元年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額につきまして、まず、事業勘定からご説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ733万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億1,948万1,000円とするものでございます。

続きまして、施設勘定の補正でございますが、歳入歳出それぞれ582万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,479万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（片貝将美君） それでは、国保特別会計の補正についてご説明申し上げます。

今回補正をお願いする額につきましては、まず、事業勘定からご説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ733万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億1,948万1,000円とするものでございます。

続きまして、施設勘定の補正でございますが、歳入歳出それぞれ582万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,479万7,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

事業勘定の歳入からとなりますが、５款１項１目保険給付費等交付金は、特別調整交付金の追加によるもので、医療保険システム改修並びに施設運営補助実績により100万6,000円となります。

また、７款１項１目繰入金は、保険税軽減分、保険者支援分、事業費分について、それぞれ繰入金額の確定による834万3,000円の減額となり、合計で733万7,000円を減額するものでございます。

次に、歳出でございますが、１款１項１目の一般管理費で、電算処理業務の委託が77万円の追加となり、２款１項１目一般被保険者療養給付費が交付額の確定により815万4,000円の減額となり、７款１項１目諸支出金4万7,000円の追加となり、合計で733万7,000円の減額となりました。

次に、９ページをお願いいたします。

施設勘定の歳入となりますが、１款診療収入の減額並びに県支出金、繰入金、繰越金の追加で、合計582万5,000円の減額となります。

歳出ですが、１款１項１目一般管理費、給与改定に伴う人件費17万5,000円の追加並びに薬価改正などによる医薬費600万円の減額の合計582万5,000円の減額となります。

以上、国保特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第３号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第18、議案第３号 令和元年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第３号 東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第２号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに21万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億3,399万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（一場正貴君） お世話になります。

4ページの2歳入をごらんください。

5款1項1目の一般会計繰入金ですが、21万7,000円の追加のお願いでございます。

3歳出をごらんください。

1款1項1目の一般管理費21万7,000円の追加のお願いでございます。これは、給与改定による人件費の増加によるものでございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第4号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第19、議案第4号 令和元年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第4号 東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに585万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,318万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご議決をくださ

いますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（一場正貴君） お世話になります。

それでは、4ページの2歳入をごらんください。

1款1項1目の簡易水道分担金に16万1,000円、追加のお願いでございます。こちらは、新規加入者の増によるものでございます。

続きまして、4款1項1目の繰越金ですが、こちらは決算により繰越金の額が確定したことにより147万5,000円追加するものでございます。

続きまして、5款1項1目の雑入422万2,000円ですが、こちらは落雷により故障した西榛名水源ポンプ交換に対しての保険金でございます。

続きまして、5ページ、3歳出をごらんください。

1款1項1目の維持管理費に585万8,000円追加のお願いでございます。内訳でございますが、人件費につきましては、人事異動、給与改定及び災害対応時の時間外手当追加のお願いでございます。備品等修繕料及び自動車借上料は、先ほど申しました西榛名水源ポンプ交換の際の費用及び断水を防ぐために配水池へ水を運んだわけでございますが、その際のダンブカー等の借上料でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（須崎幸一君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

議員各位に申し上げます。

本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効に活用し、十分調査されるようお願いいたします。

なお、次の本会議は12月12日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたし

ます。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前 11 時 39 分)

令和元年12月12日（木曜日）

（第 2 号）

令和元年東吾妻町議会第4回定例会

議 事 日 程（第2号）

令和元年12月12日（木）午前10時開議

- 第 1 議案第 5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 第 2 議案第 6号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一
部を改正する条例について
- 第 3 議案第 7号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 8号 東吾妻町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正
する条例について
- 第 5 議案第 9号 東吾妻町自転車型トロッコ貸出し条例について
- 第 6 議案第10号 東吾妻町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につい
て
- 第 7 議案第11号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第12号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第13号 東吾妻町小学校入学祝金及び中学校入学支度金支給条例の全部を改正
する条例について
- 第10 議案第14号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例について
- 第11 議案第15号 東吾妻町公民館条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第 1号 令和元年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）
- 第13 議案第 2号 令和元年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第 3号 令和元年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第 4号 令和元年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 第16 委員会報告について
- 第17 閉会中の継続審査（調査）事件について
- 第18 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１４名）

１番	須崎幸一君	２番	渡一美君
３番	井上英樹君	４番	高橋弘君
５番	茂木健司君	６番	高橋徳樹君
７番	里見武男君	８番	小林光一君
９番	重野能之君	１０番	竹渕博行君
１１番	佐藤聡一君	１２番	根津光儀君
１３番	樹下啓示君	１４番	青柳はるみ君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	総務課長	茂木聡君
企画課長	水出智明君	まちづくり推進課長	武井幸二君
保健福祉課長	関和夫君	町民課長	片貝将美君
税務課長	高橋篤君	農林課長	飯塚順一君
建設課長	桑原正明君	上下水道課長	一場正貴君
会計課長兼 会計管理者	田中康夫君	学校教育課長	堀込恒弘君
社会教育課長	丸橋昇君		

職務のため出席した者

議会事務局長	水出淳	議会事務局補佐	高橋智恵子
議会事務局係	佐藤功樹		

◎開議の宣告

○議長（須崎幸一君） おはようございます。

ただいまより本日の開議を開きます。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますよう、よろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎議案第７号の訂正及び議案第５号～議案第７号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第１、議案第５号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第２、議案第６号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第３、議案第７号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての計３件を一括議題といたします。

ここで、総務課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

初日、12月４日に提案させていただきました議案第７号につきまして、脱字がございまし

た。まことに申しわけございませんでした。

開いていただきまして、新旧対照表の17分の15、15ページのところです。

第3条のところでございます。第3条第3項でございます。見出しでございますが、改正前は「平成32年3月31日までの間」で、「に」が抜けておりました。それを改正後につきましては、平成から令和に読みかえる部分と「令和2年3月31日までの間に」、「に」が脱字になっておりました。これをつけ加えさせていただきます。

これに伴いまして、本文のほうにも「に」が加わることになるということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） ただいまの説明のとおり、議案書の訂正及び差しかえをお願いいたします。

本3件については、去る12月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

3番、井上英樹議員。

○3番（井上英樹君） この議案第5号、第6号、第7号についてでありますけれども、私のほうから多少質問させていただきたいことがあります。

台風19号の被害でありますけれども、町内いろんなところが被害を受けたわけですが、その中で、おおむね復旧は終わっているかと思うんですけれども、まだそのめどが立っていない箇所、また非常に不安に感じていらっしゃる町民の方も見受けられます。そういった方々に全て見通しの説明がなされたかどうかということを確認させていただきたいんですが。

○議長（須崎幸一君） 井上議員、質問の趣旨がよく……。議案第5号、6号、7号は違うと思うんです。

○3番（井上英樹君） わかりました。趣旨を説明させていただきます。

町民がまだ不安を抱えている中、不安を抱えていらっしゃる方々もいらっしゃいます。来年度の田んぼのお米が、まだ買っていいかどうか判断がつかないとか、そういった方々もたくさんいらっしゃる中で、議員並びに職員の報酬の引き上げをこのタイミングでやっていいかどうかということが非常に私自身、疑問に感じております。まずは町民に先々のめどをちゃんと説明をし、ご理解をいただいて、それからこの給与に関しては議題に上げるべきだと感じたもので、それについて、この台風被害の対応が全て皆さん、町民の方に理解いただけたかどうかの確認をさせていただきたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 今回の第5号から7号までの議案につきましては、ことしの8月の人事院勧告を初めに、県の人事委員会での勧告によりまして、職員、議員、特別職の方の報酬並びに給与を上げるという提案でございます。

災害につきましては、災害で別途担当課を含め、町全体で今事業を進めているところでございます。今回の補正予算にも災害対応のございましたが、一遍に進むものではございません。順々に進めさせていただいて、これはまた議員、特別職、職員の給料につきましては、これはこれで勧告に基づいたもので実施させていただきたいということで、12月の提案をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 井上議員、よろしいでしょうか。

3番、井上英樹議員。

○3番（井上英樹君） ということは、説明はされたのかどうなのか、関係する住民の方々、とりあえず一定のご理解をいただいたのかどうかということは、わからないということでありましょうか。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 被害を受けた方々に対しましては、担当課のほうから説明は既にしてあるところでございます。また、ほかのところにつきましても、周知は、町とすれば済んでいるというふうに考えております。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上英樹議員。

○3番（井上英樹君） 私がお尋ねしたところでは、まだ、例えば水路ですね、水路の見通しが全く立っていない。町のほうから、いつ、どのようになるのかというふうな連絡もまだない。来年の田んぼに植える苗を、発注するんだったらこの時期に発注しなければならないんですけれども、それを発注していいのかどうか、それさえもわからない、大変困っているという方がいらっしゃいました。そういった町民の不安をとにかく払拭されることが、まず先決事項ではないのかなというふうに思います。

それとこれとは別という議論もあるかと思いますが、あくまでも町民の目線で見た場合、まず優先すべきは何かということです。この報酬自体を上げること自体に、私は反対はいたしません。ただ、時を考えて、順番を考えてやっていただきたい、そのことであります。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 一応、災害につきましては、各建設、農林等々で対応していただいております。多分、井上議員のおっしゃるその用水関係、それは一級河川で、担当が中之条土木になります。それと、町のほうで協議を重ねて今おります。それがいつ撤去になるか、また石積みが崩れたところは、個人の所有というようなところもありますので、それを撤去して土管を敷せるかというような、今その辺を協議を進めておりますので、一応、区長さん、または地権者のほうには話はしてあると思います。

そこで、先ほど苗が買えるかどうかというようなご心配もあろうかと思いますが、一応田んぼが耕作するまでには手当をしようということで、町のほうでは動いております。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

最初に、議案第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（須崎幸一君） 2番、4番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番起立。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第6号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は

起立願います。

(起立多数)

○議長（須崎幸一君） 2番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番起立。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第7号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（須崎幸一君） 2番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番起立。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第4、議案第8号 東吾妻町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第5、議案第9号 東吾妻町自転車型トロッコ貸出し条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第6、議案第10号 東吾妻町印鑑登録及び証明に関する条例の一

部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第7、議案第11号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第8、議案第12号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第9、議案第13号 東吾妻町小学校入学祝金及び中学校入学支度

金支給条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第14号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第10、議案第14号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第15号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第11、議案第15号 東吾妻町公民館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第12、議案第1号 令和元年度東吾妻町一般会計補正予算（第5

号)を議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(須崎幸一君) 2番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番起立。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第13、議案第2号 令和元年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第14、議案第3号 令和元年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第４号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第15、議案第４号 令和元年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本件については、去る12月４日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎委員会報告について

○議長（須崎幸一君） 日程第16、委員会報告についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについて報告がありましたらお願いいたします。

総務建設常任委員会。

９番、重野能之議員。

（総務建設常任委員長 重野能之君 登壇）

○総務建設常任委員長（重野能之君） それでは、報告申し上げます。

12月５日、６日と２日間にわたり、12月定例会、総務建設常任委員会が開かれました。

総務課を皮切りに町長、副町長を初め各担当課長にお越しいただき、所管事務調査を実施し

ました。

各委員からは、会計年度任用職員制度、農業振興協議会、農振除外等の申請などについてのあり方、景観条例についてなどの質疑がなされ、また国道沿いなどへの役場案内看板の設置が必要ではないかなどの意見も出され、実に活発な議論が、質疑がなされました。町執行部からは丁寧に答弁をいただき、同時に、台風19号関連の被害の深刻な状況及び12月定例会に上程中の条例、補正予算等の説明がありました。

今後も総務建設常任委員会委員一丸となって、その職務を果たしていくことを申し上げまして、報告といたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、文教厚生常任委員会。

12番、根津光儀議員。

（文教厚生常任委員長 根津光儀君 登壇）

○文教厚生常任委員長（根津光儀君） 第3回定例会以降の文教厚生常任委員会の報告をいたします。

10月4日午後1時より、役場庁舎3階和室にて救急法講習会を実施いたしました。参加者は、本常任委員会委員7名のほか5名の議員に参加をいただき、12名で行われました。実施に当たって、日本赤十字社群馬県支部から講師3名の派遣を受けました。3名はいずれも、原町日赤病院職員です。内容は、1次救命処置、心肺蘇生、AEDを用いた除細動の標準実技と、「災害が起こったときに、あなたが支援できること」の2つのプログラムでした。充実した内容でありました。

会期中の委員会においては、所掌各課の事務調査のほか、12月11日に保健センター及び障害者福祉事業所ワークスタジオ吾妻、ラポール・あにまーとの計3カ所を視察しました。予防医療のかなめとしての保健センター職員と、広範な業務内容について意見を交わしました。その後の障害者福祉施設2カ所の視察において、町外から参入したそれぞれの運営理念に触れ、今後の活動が大いに期待されると感じました。また、成人のひきこもり対策等として、2つの施設と保健センターとの連携も期待されるところです。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 続いて、議会運営委員会。

11番、佐藤聡一議員。

（議会運営委員長 佐藤聡一君 登壇）

○議会運営委員長（佐藤聡一君） それでは、議会運営委員会の委員会報告をいたします。

去る10月18日、長野県飯綱町議会を視察調査いたしました。調査事項は、1、町民サポーター制度、2、議会改革、3、議員のなり手不足問題、4、議会だよりモニター制度等です。

飯綱町は、平成17年10月、牟礼村、三水村が合併し誕生。しかし、合併直後、第三セクター飯綱リゾート開発（株）が破綻。議会では、平成20年1月より追認機関から脱し、チーム議会、住民参加で見える化を進める、住民に信頼される新しい地方議会を目指したということです。平成24年には議会基本条例を制定。その中で町民と議会との懇談会、出前講座、政策サポーター制度、議会広報モニター制度、災害等への対応、全員協議会で議員間の議論による議論の論点、争点を整理、本会議での賛否は本人判断。また、議案の否決の一方で町長に解決策の提案書を提出等々、大変参考になりました。

その後の委員会の中でも、政策サポーター制度はなかなか難しいのではとの意見や、議員の勉強も必要ではとの意見が出ました。委員会としても時間をかけて検討していきながら、参考になるところは実現していくことになりました。

次に、議会報告会について。

去る11月5日火曜日から11月9日土曜日までの5日間で実施いたしましたが、委員会では10年を迎え、議会報告会の今後の運営の方法をどのようにするか協議いたしました。各常任委員会のご意見もお伺いしたので、今後参考にさせてもらいながら協議を重ねていきたいと思います。

なお、日時、会場、参加人数の詳細につきましては、議員派遣の件で報告したとおりです。

次に、吾妻中央高校生議会について。

去る11月19日午後2時より、澤田校長初め先生2名、一般質問をする生徒8名や16名の生徒、町執行部、課長、議会14名、議会事務局3名で、吾妻中央高校生議会及び懇談会を開きました。一般質問の貴重な意見に対して、町長を初め担当課長から前向きなお答えをいただきました。

また、今回の懇談会は高校生にテーマ「東吾妻町（原町）に新しい道の駅を作り、雇用の確保や活性化を」を設定してもらい、生徒と議会、町執行部の活発な議論や貴重な意見をいただきました。委員会の中でも、この方法でよかったという意見や、高校生に定例会を傍聴してもらったり、こちらから高校に行って懇談会をやってはという意見が出ました。今後、委員会で協議を重ねていきたいと思っております。

次に、東吾妻中学生議会について。

去る11月29日午後2時より、小池教頭先生初め先生2名、一般質問をする生徒6名ほか6名の生徒や、町執行部及び課長、議会14名、議会事務局3名で、東吾妻中学生議会及び懇談会を開きました。一般質問の貴重な意見に対して、町長を初め担当課長から前向きな答えをいただきました。また、懇談会は、中学生にテーマ「図書館などの勉強できる公共施設及び学校施設の改善について」を設定してもらい、生徒と議会、町執行部の活発な議論や貴重な意見をいただきました。

以上、報告といたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、行財政改革特別委員会。

14番、青柳はるみ議員。

（行財政改革特別委員長 青柳はるみ君 登壇）

○行財政改革特別委員長（青柳はるみ君） それでは、行財政改革特別委員会の報告をいたします。

当委員会では、行財政改革、地域公共交通問題、町有施設の有効活用の3つの課題に対して調査を進めております。

初めに、町有施設について、11月6日に行った現地視察の報告をいたします。

4カ所の視察地のうち、榛名湖畔研修センター東村ふれあいの家については、総務課より説明員を同行願い、東村時代からの経緯の説明と、建物の中を見せていただきました。今使われていない事情は、使用できるようにするには、浄化槽を初め建物の中も修理が必要で、多額がかかることということでした。しかし、ロケーションのよい立地で、売却も視野に入れて調査研究を進めるよう進言いたしました。

あずま農村公園については、説明員に同行していただき、現地調査をしました。長い間、目的が定まらず、令和2年3月31日までは、渋川土木事務所が残土仮置き場として利活用しています。1万7,262平米で上信道に近く、小野上駅にも歩いて行ける優良なこの地を住宅団地、企業誘致等をするかの質問に対し、町は、町政懇談会でも住宅地にとの希望が出ていることから、企業誘致も視野に入れて考えていくと、今後、法令について県に相談しながら考えていくとしました。

次に、公営住宅の老朽化が進んでいることから、建設課長、説明員の同行を願い、公営住宅2カ所を現地視察しました。木造住宅は昭和30年から40年に建築され、また借地に建設されていることから、計画的に考えていくべきとしました。建設課からは、建てかえ年度が重なることを防ぐ面から、建築を年を隔てながら各地区に集約していけるよう考えていくと

しました。委員からは、公営住宅の新築だけでなく、民間のアパートの借り上げも考えられるのではないかと意見がありました。

次に、原町駅北コミュニティ広場は、昭和56年につくられ、当時とは駅北の環境が変わったことから、経費のかかるトイレや、木が生い茂り公園内が暗くなっていることから、利活用の見直しを求めました。地域公共交通に関し、協議会の中間報告と坂上PTAとの懇談会が今後あるとのことで、その結果を見て委員会で議論することといたしました。

役場跡地の利活用については、今ある町並みを活用して跡地に建物を建てること、建てないことも考え、駅北を広いエリアで考えることも必要という意見がありました。駅北商店街の意向調査を町ではしていることから、住民第一に考えたいという町の考えでした。当委員会も調査研究していくことといたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（須崎幸一君）　ハッ場ダム及び地域開発特別委員会。

7番、里見武男議員。

（ハッ場ダム及び地域開発特別委員長　里見武男君　登壇）

○ハッ場ダム及び地域開発特別委員長（里見武男君）　それでは、ハッ場ダム及び地域開発特別委員会の報告を行います。

去る11月14日に、当委員会と長野原町ハッ場ダム対策特別委員会との合同意見交換会を行いました。意見交換会の前に、国交省によるダムサイト及び管理棟の見学を行いました。10月12日の台風19号による豪雨で、水位が約54メートル上昇し、ダムは一気に満杯になり、現在は1日1メートル以下のスピードで水位を最低水位まで降下させ、安全性の確認を行い、試験湛水を完了する予定とのことです。

その後、長野原町役場において、両特別委員会の合同意見交換会を行いました。両町の観光施設について、それぞれ説明があり、長野原町では町内外の方が天候に左右されずにスポーツを楽しむことができる屋内運動施設や、ダム湖面を運行する水陸両用バスの受け付け事務所棟などが整備中とのことです。当町からは、自転車型トロッコ等の概要説明がありました。

ダム完成が間近となり、ダム上流の長野原町と名勝吾妻峡の東吾妻町との連携をさらに深め、ダム上流、下流が持つ個々の資源、魅力を相乗させ、ハッ場ダム地域全体としての観光地の形成、ブランド力の向上を進めていきたいと思います。

また、12月9日に特別委員会を開催し、国交省・県・町より事業の進捗状況の説明があり

ました。

国交省からは、台風19号の豪雨により10月15日に貯水率が100%となり、1日1メートル以下の放流を開始し、最低水位まで安全等を確認していきたいとの報告がありました。その中で、やんば見放台では11月末で累計75万人の見物客があったが、10月の満水以降では6万2,000人の見物客が訪れたとの報告でした。

県からは、（仮称）大柏木トンネルの天井コンクリート打設が全長3,005メートル中、80%の2,415メートルが打設完了し、令和2年12月に完成予定とのことでした。

町からは、廃線敷きの自転車型トロッコで利用する道陸神トンネルの補修工事の完成が、令和2年9月末を予定しているとの報告がありました。完成すると、ダム直下まで自転車型トロッコで行け、観光振興に大いに役立つ期待が持てると思います。

次に、上信自動車道ですが、令和2年3月末完成予定の祖母島箱島バイパスが、台風19号の影響で災害復旧優先のため機材や作業員の調達が厳しく、来年の夏ごろの完成の見込みとの説明がありました。あわせて金井川島バイパスも同様となります。

委員からは、東バイパス2期工事の進捗についての質問があり、来年度から個別調査の予定との回答がありました。

以上、ハッ場ダム及び地域開発特別委員会の報告を終わります。

○議長（須崎幸一君） 続いて、議会広報特別委員会。

13番、樹下啓示議員。

（議会広報特別委員長 樹下啓示君 登壇）

○議会広報特別委員長（樹下啓示君） それでは、広報特別委員会の報告をさせていただきます。

去る9月24日、千代田区の平河町にありますシェンバッハ・サボーにおいて、全国85町村議会の参加によりまして、広報の研修会に参加をまいりました。

読者目線で親切的な広報紙をつくるには、「～手に取られ、読まれ、行動に結びつけるには～」ということで、「月刊総務」編集長の豊田健一先生の研修を受けました。第2部では、受け手が期待しているものを伝えるよう、期待するものを知るようにしなくてはならない、「情報をわかりやすく伝える」ためにはということで、朝日新聞メディアプロダクションの前田安正先生の講習を受けてまいりました。大変わかりやすい講習で、参考になった講習会だったと思います。

また、11月18日には県市町村会館におきまして、グラフィックデザイナーの長岡光弘先

生を講師に招き、第1部では広報紙の制作のスキルポイントについて説明を、講習をいただきました。大変わかりやすい講習をいただきました。第2部におきましては、広報クリニックということで、5町村の広報紙のクリニックをしていただきました。当町の広報紙発行に当たりまして、大変参考になった点が多かったと思います。

今後は、よいものは取り入れ、第56号発行に向けて作業を開始したところであります。

以上で、広報特別委員会の報告を終わります。

○議長（須崎幸一君） 以上で、各委員会からの報告を終わります。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（須崎幸一君） 日程第17、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申し出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

ここで休憩をとります。

再開を10時55分といたします。

（午前10時45分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午前10時55分）

◎町政一般質問

○議長（須崎幸一君） 日程第18、町政一般質問を行います。

◇ 根 津 光 儀 君

○議長（須崎幸一君） 初めに、12番、根津光儀議員。

12番、根津光儀議員。

（12番 根津光儀君 登壇）

○12番（根津光儀君） 議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従って、中澤町長に質問いたします。

健康な暮らしを営み、長生きをすることは、誰もが願う基本的なことです。しかし、病気やけがなどにより願いが崩れてしまうこともあります。病気を予防し治療すること、慢性的な病気と根気よくつき合うこと、それらは患者本人と医療機関が協力しながら進めていくことです。国・県・町など、行政が深くかかわる事柄でもあります。

国立社会保障人口問題研究所の資料によれば、吾妻医療圏域の推計人口は、2020年5万1,803人、2030年4万3,021人、2040年3万4,761人と、20年間に1万7,000人、1年当たり852人の減少とされています。しかしながら、75歳以上の後期高齢者人口は、2020年1万1,074人、10年後の2030年には1万2,384人とふえ続けます。地域医療と介護の充実が求められている現実がここにあります。

お伺いします。

1、「住民が誇りを持って暮らすまち」～東吾妻 きみと あなたと～の「誇り」とは何でしょうか。健康で生き生きと暮らすことができる町を実現することが誇りへとつながっていくと考えますが、いかがでしょうか。

2、第2次東吾妻町元気プランでは、ライフステージごとに目標を定めていますが、実現のためには保健師の活動が期待されます。保健センターのさらなる機能充実が求められていますが、いかがですか。

3、地域医療の維持推進のためには、医療機関・医師の相互の協力が必要と考えますが、町国保診療所と原町赤十字病院ほかとの連携についての考えはありますか。

4、文教厚生常任委員会による原町赤十字病院の調査によれば、経営状況はその努力にかかわらず厳しさが続いています。地域住民に良質な医療を提供していること、314人の雇用を持ち、地域の消費経済や地域の成り立ちそのものに大きくかかわっている実態を踏まえて、今後の支援についてどう考えますか。

5、原町駅南側の再開発について、原町日赤病院の機能充実は大きな柱となります。保健センターの機能とあわせ、充実した医療体制をつくることが、住民が誇りを持って暮らすまちの町づくりそのものと考えますが、いかがですか。

以後、自席にて質問をさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、根津議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の健康で生き生きと暮らせることができる町を実現できることが誇りへとつながるという認識につきましては、少しの隔たりも感じておりません。町では食育推進と健康増進を一体的に進めることにより、生活習慣病の予防や重症化を防止して、生涯を通じて心身ともに健康で質の高い生活を送ることができるよう、特定健診や保健指導を推進しております。

また、第2次総合計画の重点施策に位置づけました地域包括ケアシステムの深化部会を立ち上げまして、地域における医療と介護の連携をさらに深めていくための協議を重ねております。

2点目の保健センターのさらなる機能充実についてですが、町では現在の事業に加え、国が求めています妊娠出産包括支援センターの稼働や、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施に向け、保健師の増員が急務となっております。これに伴いまして、保健師採用計画に加え、看護学生に対する地域看護学実習の受け入れなど、日ごろにより採用に向けた努力を重ねておりますが、現実的には保健師の採用は厳しい状況にあります。

3点目の地域医療の維持推進のための医療機関と医師の相互の協力についてですが、第2次総合計画の重点施策に位置づけました原町赤十字病院との連携強化部会を立ち上げまして、原町日赤病院との事業連携などについて協議を重ねております。これに伴いまして、この12月より、国保診療所の医師が原町日赤病院の当直業務に、診療協力を開始したところでございます。

このほかにも、保健医療介護連携の充実を目指して、吾妻郡内の町村と吾妻郡医師会、吾

妻保健福祉事務所による協議を継続しているところでございます。

4点目の原町赤十字病院の今後の支援についてですが、原町日赤病院は吾妻地域の拠点病院であり、公的医療機関として通常の医療に加え保健、予防、僻地医療、また災害拠点病院として、一般の医療機関に期待することのできない業務を積極的に行って運営しております。現在、当町と中之条町、高山村で行っている運営費の助成に加え、当町単独で施設整備費に対する助成を行っております。過日の全員協議会におきましても、原町日赤病院より、さらなる財政支援の要望を受けておりますので、今後、追加支援について検討していきたいと考えております。

5点目の原町駅南側の再開発についてでございますが、保健センターは、開設後32年が経過し、老朽化が進んでおります。原町駅南側の再開発につきましては、現在、町の総合戦略本部におきまして、行革推進部会・特定課題対策分科会の中で、役場旧庁舎跡地の利活用をテーマに、原町駅周辺整備を含めた検討を重ねております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津光儀議員。

○12番（根津光儀君） お答えありがとうございます。

既に決まっている支援、それから新しい支援について検討していくというお話でしたけれども、私の質問5点、順を追って意見を交わしていきたいと思いますが、町長も住民が誇りを持って暮らす町をつくっていくために、医療の充実は不可欠なものということで、私と全く同じ考えというふうにおっしゃっていただきました。これと介護、そして福祉全般についても同じように、ぜひともこの町のアピールの1つ、町の人たちに、この町がいい町なんだというふうに思っていただくために、今後とも力を入れていただきたいと思いますけれども、決意をお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 根津議員のお考えと非常に共感する部分があるということでお答えをいたしました。今後も東吾妻町が町民の皆様に誇りを持って、そして生き生きと暮らしているために、医療関係等につきまして、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津光儀議員。

○12番（根津光儀君） 続きまして、保健センター、保健指導について伺いたいと思います。

保健指導。先日、実は、先日というよりも昨日、保健センターのほうへ文教厚生常任委員会で調査に伺いました。その中で感じたことがございます。特にこの町の医療費は、国保、

データベースの中で言うと、県内でワースト5位ということだそうでございます。これを改善していくのには、やはり指導が必要だと思います。説明を受けましたけれども、なかなか外へ指導に行く、町民の皆さんのところへ行く機会を持つことができないように感じます。

保健師の増員について、実際のところどういうふうに考えているのでしょうか。先ほど町長おっしゃっていましたが高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、また妊娠と出産包括支援センターの立ち上げ、これについては実施するということを前提で、国から補助が交付されるということだと思います。となると、これを実際に事業としてやっていくのには、保健師が、それぞれ専任の保健師が必要ということだそうですので、この専任の保健師を充てていくためには、最低でも2名の増員が必要になってくるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 実は昨日、私、東支所の隣の農村環境改善センターに行ってみましたが、そこでちょうど東地域の高齢者を集めて保健指導をやっておりました。保健師3名で、高齢者の皆さんに指導しておりました。こういった活動を続けておるところでございます。

根津議員がおっしゃいましたように、保健師の増員はいかななものかということでございますけれども、現在の状況を見ますと、現在の保健師の状況で十分に対応できるというふうに考えております。また、今後状況等が変わるものがあれば、その折々にその判断をしてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津光儀議員。

○12番（根津光儀君） 国から求められている先ほどの高齢者の保健事業の推進、それから妊娠と出産包括支援センターの立ち上げ、これを実施していくのは保健師の、専任の保健師を充てるということが必須というふうに伺いました。となりますと、現在の陣容で保健師をそちらへ充てるということは、先ほど町長が申された地域へ行っての栄養指導や保健指導というのが、非常に難しくなってくるというように思いますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在のところ判断されるのは、先ほどお話しした状況でございます。

今後、時々状況が変わりましたら判断をいたしまして、対応してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津光儀議員。

○12番（根津光儀君） ぜひ現場に即応したよい判断を願いたいと思います。

続きまして、保健センターの整備について伺いたいと思います。

駅南の、原町駅南側の再開発にもかかわるのかと思いますけれども、まずは現状の保健センターの手狭さと、それから老朽化について申し上げたいと思います。

実際に中を見させていただきました。そこでまず感じたのは、診療室があるんですけども、これが簡単な、つい立てだかカーテンで仕切られて、歯科とそれから内科の健診を行うようになっていました。これが多くの場合は、歯科と内科を同時に並行して進めていくという健診の日程のようです。

そうすると、感じたのは、ちょっとこれは言葉は悪いですけども、劣悪ですねと私は感じました。歯科の健診の中で泣くお子さんが多いと思いますよね。片や、静かにお医者さんの問診を受ける、どうしたい、口をあいてごらんということが同じ場所で行われるというのは、ちょっとこれは難しいんじゃないかというふうに感じました。

それから、もう1つ、調理実習室ものぞかせていただきました。もともと1台の調理セットがある場所へ2台追加して、3台の調理セットがあるという状況です。無理やりに突っ込んだ感じで、とても狭いというようなことを感じました。

それから、視察に伺ったときにトイレへ寄りました。手洗いが水です。この庁舎では、ひねるとお湯が出てくるようになっておりますけれども、ぜひ保健センターもお湯で手が洗えたら、子供たちもお母さんも楽なのかなと、尋ねてきたお年寄りも楽なのかなというふうに感じました。その辺はいかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 私も機会あるごとに保健センターに行っておりますので、その状況は、狭いということ、今おっしゃったような状況もわかっているところでございます。これにつきましては、以前から執行部の中でも移転先というふうなものも頭に入れていかなければならないなということで、話は出ているところでございます。

今回、原町駅南側の再開発という話もございますので、同じく、その中で考えることができれば、当然そのようなことになると思いますけれども、いずれにいたしましても、保健センターの新築移転、あるいはほかの施設を改修して移転というふうなことは、当然考えておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津光儀議員。

○12番（根津光儀君） 蛇足ながら、調査というか保健センターの実情について伺ったときに、駐車場が100台分ぐらい欲しいと。要するに集団健診になりますと、それぞれの受診者

が車で来るというようなことで、広い駐車場が必要ですねということをセンターの方は申されておりました。また、相談をする部屋ですね、私たちが訪れて健康相談をするときのお部屋が現在だと1つ、ちょっと大き目の部屋がありますけれども、やはり健診のときに相談というふうになりますと、個室で幾つか必要になってくるというようなことですので、ぜひその辺も加味していただいて、フラットな使いやすい保健センターの新築移転なり、あるいはどこかを利用して移転するなり、計画を綿密に練っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 根津議員のご質問、ご提言、当然のごとく受けとめまして、今後は十分にまた検討してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津光儀議員。

○12番（根津光儀君） 続きまして、国保診療所の医師の派遣について伺いたいと思います。

先ほど町長のお答えの中では、国保診療所の医師を12月から月2回ですか、原町日赤のほうへ当直にというようなことをおっしゃっていましたでしょうか。その際の公務員法の解釈について伺いたいと思います。

この件については、以前の一般質問の中でも私、お話ししたことがあるんですけども、そのときには、公務員法があるのでできませんというお答えだったように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 12月から国保診療所の医師、月2回じゃなかったですかね、原町日赤病院を支援すると、協力をするということでございます。これにつきましては、兼業ということではなく、町長が認める範囲内での協力体制ということで捉えております。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津光儀議員。

○12番（根津光儀君） そうすると、町の公務員としての身分と、それから公務員としての職責の中で行うということでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員おっしゃるとおりでございますので、診療所の医師という立場で、その範囲内で行うということであります。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津光儀議員。

○12番（根津光儀君） お答えありがとうございます。

さて、先日の全員協議会の際に、原町日赤のほうから院長先生初め事務方の方が、支援についてお願いという形でおいでになられて、実情を聞かせていただきました。

さて、この総額3,000万円ということですがけれども、私ども委員会の中で説明を聞いたものでいくと、当町が50%、中之条町が41%、高山村が9%というような案分の中で支援をしていきたいということですがけれども、他の2町村へも同じような話が病院の側から行って、同じようなことが行われているのでしょうか。情報はございますか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、東吾妻町と同様、中之条町、それから高山村におきましても、同じように院長からお願いをしているところでございます。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津光儀議員。

○12番（根津光儀君） 当町としては、そうするとこの1,500万円の補助について、行っていくという町長のお考えがとおりでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 原町日赤病院、先ほど申し上げましたように、吾妻郡全体に大変重要な病院でございます。また、東吾妻町の所在の病院でございますので、これにつきましては、病院側の要望に沿った形で今前向きに検討しているところでございます。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津光儀議員。

○12番（根津光儀君） 当町では前向きの検討ということですが、他の2町村について情報はございますか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在のところはまだはっきりと、そこら辺は私どもにはちょっと伝わってきておりません。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津光儀議員。

○12番（根津光儀君） この補助について、補正を組んで補助を年度内にしていくのか、それとも年度変わって、新しい3月に出される新年度予算の中でこれを盛り込んでいくのか、その辺をお聞かせください。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、令和2年度予算で対応してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津光儀議員。

○12番（根津光儀君） 高山村、それから中之条町へも町長のほうから、私どもはこうです、
こういう考えですというようなことで、お話をしていく機会がありますでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 他の中之条町、高山村の首長さんとの会合やら、そういう機会はかな
りございますので、その折にまた詳しく打ち合わせ、また町からも要望してまいりたいと思
います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津光儀議員。

○12番（根津光儀君） その補助の引き続きのような話になりますけれども、先日の話の中
でしたか、感染症病床に関する県の補助については、現在行われていない。これが、過去に
は4床分があった。当町からも、相当の額が特別交付税を給付する形で行われていたと思
いますが、これについては、町長はどういうふうにお考えでしょうか。進めていくのか、
県のことだからいたし方ないのか、その辺をお聞かせください。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、近々病院と一緒に、県のほうに要望に上がりた
いと考えております。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津光儀議員。

○12番（根津光儀君） ぜひ町長の牽引力をお願いしたいという気持ちでございます。

補助の条件ということも、私はあるかと思えます。先日の病院側の説明の中では、現状を
維持するために補助が必要というふうに受け取れました。私は、医師を増員し、診療科目を
維持、復活し、救急外来を充実させる、これが地域の医療の向上の必須であると思ってお
りますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 根津議員の、まさに院長にも増したそういったお考えに、非常に感服
したところでございますので、そのような考えで私も行きたいと思えます。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津光儀議員。

○12番（根津光儀君） そうすると、補助に当たっては、今、私が申したような条件をつけ
ていくということでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、また病院側と打ち合わせ等を行って、積極的に
県に働きかけていきたいと思えます。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津光儀議員。

○12番（根津光儀君） 貴重な町のお金です。それを、だって私どものこの町も苦しいんですよね、実は。それでいつも予算の決算の時期に、私たちは本当に口角泡を飛ばして議論するわけですが、貴重な町のお金を補助として出していくということですから、ぜひこの条件をきっちり提示していただいて、そしていい返事をいただいてから補助をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 根津議員のご意見、まさにそのとおりでございますので、それに沿った形でしっかりと行ってまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津光儀議員。

○12番（根津光儀君） ぜひそういうふうに行動していただきたいと思います。

それから、原町駅南側の再開発について、原町日赤の受診者は外来で言いまして、当町が3万5,000人、それから当町以外から5万5,839人、これ交流人口というふうに、今、多分そういう考え方があるかと思うんですけれども、交流人口として考えると、非常に重要なことです。日赤を中心に、そして保健センターもその周辺に設置して新しくなって、福祉と医療と介護の町ということをぜひ実現していただきたいと思います。町長のお考えをお願いします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大変よいご提言でございますので、しっかりと取り組んでまいります。

○議長（須崎幸一君） 以上で、根津光儀議員の質問を終わります。

◇ 小 林 光 一 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、8番、小林光一議員。

8番、小林光一議員。

（8番 小林光一君 登壇）

○8番（小林光一君） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に従い、高齢者対策について質問をさせていただきます。

我が東吾妻町の人口は、この10年間に2,784人減少し、2019年3月末現在1万3,800人、

10月末で1万3,609人であります。一方、65歳以上の高齢者人口は、10年前に比べてさらに261人増加し、過去最多となり、65歳以上の高齢者の割合、すなわちこれは高齢化率ですけれども、それが39.64%、約40%となっております。このことは、少子化とともに超高齢化が急激に進行していることを意味しております。この高齢化率は今後も上昇し続け、10年後の2030年には49.6%になり、町民の半分は65歳以上の高齢者になると推測されます。第2次ベビーブーム期に生まれた世代が65歳になる2040年には、当町において高齢化率は55.1%となります。

高齢化対策は国にとっても、我が町にとっても、避けて通れない緊急の課題であります。高齢化率の増加に伴ってさまざまな問題が生じており、第2次総合計画の目標であります「住民が誇りを持って暮らすまち」を実現するためには、さまざまな課題を解決しなくてはなりません。

今回は高齢者対策のうち、高齢者の運転免許証の自主返納並びに高齢者の詐欺防止対策について、町長にお伺いいたします。

まず、高齢者の運転免許証の自主返納について質問させていただきます。

高齢化社会が進む中、高齢ドライバーの交通事故の多発が社会問題になっております。ブレーキとアクセルの踏み違いによる暴走事故がふえているほか、道路の逆走、鉄道線路への進入も目立っております。

ことしの4月には、東京池袋で高齢者が運転する車が暴走し、母子2人のとうとい命が失われ、10人が負傷した痛ましい事故は、記憶に新しいところであります。また、この事故から間もない6月には、福岡で81歳の男性が運転する乗用車が暴走し、次々に衝突事故を起こし、この男性と同乗の女性が死亡、7人がけがをするなど、高齢ドライバーの事故が相次ぎました。これらの事故の直接的な原因は、アクセルとブレーキの踏み違いによる事故であります。

また、今月の1日には、渋川付近の関越自動車道下り線で逆走する軽自動車が、乗用車に正面衝突し、1人が亡くなり、2人がけがをする事故も起こっております。これらの事故は、高齢化に伴って認知機能の低下や判断力並びに操作能力の低下などに起因しております。

警視庁の調べによりますと、交通事故発生件数はここ10年間で23%減少しているのに対して、高齢者の交通事故は20%の減少にとどまっております。しかし、高齢者ドライバーの事故件数は1.3倍に増加しております。

このような状況の中で、高齢者を中心に全国的に多発しているのが、車のアクセルとブレ

一キを踏み間違える事故であります。県内におけるブレーキとアクセルの踏み間違えによる人身事故の発生件数は、2014年の84件から増加傾向で、18年には116件に達しました。また、このうち65歳以上の高齢者がかかわっている事故件数は、2014年の22件から18年の45件と倍増しております。

このような高齢者ドライバーによる増加する悲惨な事故を受けて、運転免許証を自主返納する高齢者も右肩上がりが増加しております。高齢者の事故防止対策の観点から、町長のお考えをお伺いします。

1点目は、高齢者の運転免許証の自主返納の現状と、その取り組みについて町長にお伺いいたします。

2点目は、自主返納後のサポートについての質問でございます。吾妻署管内では、平成30年163名の方が自主返納をしているとのことでございます。東吾妻町では、運転免許証を自主返納した場合にどのようなサポートを受けることができるかお伺いいたします。

3点目は、運転経歴証明書の交付手数料の補助についての質問でございます。運転免許証を自主返納した場合、身分証明書として使える運転経歴証明書の申請をすることができます。運転経歴証明書の発行には、1,100円の交付手数料がかかりますが、自主返納を促進するためには、町でこの交付手数料を全額補助すべきと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、4点目の質問でございます。最近、軽自動車よりも小さい超小型電気自動車が、安全性が高いという理由から、新たな移動手段として期待されております。経済産業省は、購入時の補助金支給を現在検討しております。過疎化地域の足として有効な手段と考えられますが、町長のご見解をお伺いいたします。

次に、高齢者の詐欺防止対策について質問をさせていただきます。

高齢者を狙った特殊詐欺は、新聞やテレビなどで頻繁に取り上げられておりますが、いまだに被害が発生しております。平成30年度には、全国の特種詐欺の認知件数は約1万6,500件、被害総額約364億円となるなど、依然として被害状況は高水準で推移しております。

さて、群馬県におきましても、昨年特殊詐欺が212件発生し、約3億7,140万円の被害が発生しております。そのほとんどが振り込め詐欺で、オレオレ詐欺が147件、架空請求詐欺が38件、融資保証金詐欺が9件、還付金等の詐欺が15件発生しております。また、最近の特徴といたしまして、キャッシュカードをだまし取られる詐欺も急増しております。これらの特殊詐欺のうち、65歳以上の高齢者が約8割を占めております。

今後ますます高齢者人口がふえていくことから、高齢者がさらに詐欺に巻き込まれることが予想されます。よって、我が町の高齢者が安心して安全な生活を送るために、特殊詐欺の被害防止に徹底的に努めることは、行政の責務でございます。

そこで、まず1点目の質問です。東吾妻町では、広報紙や防災無線を利用して、詐欺防止対策に対して注意を喚起しておりますが、東吾妻町における詐欺の実体とその取り組みについて、町長にお伺いいたします。

次に、2点目は、さらなる連携強化についての質問でございます。

犯人から電話があった後、電話を受けた方が警察に連絡したり、多額の現金を振り込む際に、被害者の態度から銀行員が気づいたりして、詐欺被害を防げたとの事例がありますので、行政、警察、金融機関がさらなる連携強化を図ることが重要と思われます。町長の見解をお伺いいたします。

3点目は、広報啓発活動についての質問でございます。

ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯が狙われる危険性が大いにあります。特にひとり暮らしの高齢者は孤独感から、親切に話しかけてくれる人、自分の話を聞いてくれる人には好意を抱きやすい傾向がありますことから、詐欺にひっかかる危険性が大いにあります。ひとり暮らしの高齢者に対して、特殊詐欺等の防止に向けた広報啓発活動を高齢者宅に出向いてさらに進めるべきだと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

4点目は、詐欺防止対策についての質問です。

詐欺防止啓発のためのパンフレットの配布に加えて、被害防止が期待される警告メッセージ付通話録音機の貸し出しや購入の際の補助に取り組んでいる自治体がふえてきております。そこで、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯希望者に対して、警告メッセージ付通話録音機の無料貸し出しや購入時における補助などのお考えはありますか。町長のお考えをお聞かせください。

最後になりますが、そろそろ施設整備に重きを置いた箱物行政から抜け出し、高齢者の生活支援のようなソフト面を重視した政策に変える時期に来ていると思います。

以上をもちまして、この席での私の一般質問を終わりにさせていただきます。あとは自席にて追加質問をさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、小林議員のご質問にお答えをいたします。

高齢者の運転免許証自主返納について、議員から3項目の質問につきまして答弁をさせていただきます。なお、答弁の内容が項目順とは前後する箇所もございますが、あらかじめご容赦くださいますようお願いを申し上げます。

高齢者の関係する死亡事故は、議員のおっしゃるとおり、県内でも増加傾向で推移をしております。先日も関越自動車道で高齢者が運転する車両の逆走事故が発生をしており、当町でも高齢者への交通事故対策は喫緊な課題と捉えております。

対策の1つとして、運転免許証自主返納の支援事業がございます。当町では平成24年度から支援事業を施行しておりまして、返納された方への支援として、東吾妻町共通商品券またはバスカードのいずれかを交付させていただいております。そして、当町の返納者は、昨年の平成30年度で55名、本年度は現時点で46名の方が返納しており、累計で約280名の方が返納しております。

本事業につきましては、広報等でも周知をさせていただいておりますが、事業が浸透してきているという状況もあり、返納者の実績も踏まえましても、高齢者の事故対策は有効な手段として認識をしております。

ただし、支援の内容が返納された方の今後の移動手段や生活を十分に補填しているとは思えません。県内では、支援に運転経歴証明書の発行手数料の補助を行っている町村もあり、この証明書は身分証明のほかタクシー会社の運賃割り引きサービス等を受けることも可能な地域もございます。この内容も検討材料の1つとしながら、免許返納をされた町民の方も安心して暮らせますよう、支援のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

最後に、4点目の質問につきまして答弁をさせていただきます。

超小型電動自動車につきましては、議員のご質問にもございましたように、経済産業省で購入の際に10万円程度の補助金を検討しているとのことでございます。この自動車の運転には普通自動車免許が必要であります。車両自体は軽自動車よりも小さい車両のようでございます。そのため、一般車両に比べ操作性にもすぐれ、安全性が高く深刻な事故の減少につながることで、地方部の高齢者の移動手段として期待をされております。

普及率はまだ低いとのことですので、余り身近に感ずることはできませんが、安全性の高いコンパクトな車両に、電気を動力にして環境にも配慮されているというところにも利点は感じております。ただし、あくまでも車両でございますので、時速60キロメートルまで出せますし、やはり安全の確保は、最終的に運転者本人に委ねられるということはある

かと思います。

当町といたしましては、今後の普及状況や安全性の向上等を確認しながら、有効であるかを判断していきたいと考えております。

次に、高齢者の詐欺防止対策についてでございますが、1点目につきましては、町では必要に応じて注意喚起を行っておりますが、町内における詐欺被害の実態の把握までは及んでおらない状況でございます。

2点目につきましては、詐欺被害を防ぐために、警察や金融機関も個々に取り組んでおりますが、吾妻警察署管内で詐欺の情報があれば、警察からすぐに町にも連絡がありまして、防災行政無線を活用して町民の皆様にご注意喚起を行っているところであります。

3点目につきましては、毎年各地区の民生委員の皆様にご協力をいただき、6月1日を基準日とした高齢者基礎調査を実施しております。その調査において、高齢者宅への居宅訪問の際、民生委員から高齢者に振り込め詐欺防止マニュアル及び電話機用ポップアップを配付し、詐欺に遭わないための方法を説明し、注意喚起を図っております。

4点目につきましては、通話録音装置につきまして、吾妻警察と連携をして昨年度から検討してまいりました。現在、購入時の補助金はありませんが、今月に高齢者に対しまして貸与する形での実施要綱を定めましたので、来年からとなりますが、引き続き警察署と連携をして無料での貸与を行いまして、詐欺防止に取り組んでまいります。

今後も、高齢者から信頼され安心して暮らせるように、町としても体制の強化に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 質問の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午後1時といたします。

（午前11時48分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（須崎幸一君） 休憩前に続きまして、小林光一議員の一般質問を行います。

8番、小林光一議員。

○8番（小林光一君） まず、町長、答弁ありがとうございました。

まず最初に、サポートの件でちょっとお伺いしたいんですけれども、当町の場合には、バスカードと東吾妻町の商品券ですか、それをどちらかを選択するということだと思えるんですけれども、これは一般的には返納時のみのサポートということになります。そういうことで、返納者にとっては、足となるものがなくなるわけですから、もっと手厚い支援があってしかるべきと思いますけれども、町長の見解をお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） もっと長い間使えるものということでしょうか。できればそういうふうにしていききたいと思います。バスカードにつきましても、長目の期間使えるようなものができればいいかなというふうに思っております。今後の検討材料というふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林光一議員。

○8番（小林光一君） ぜひ検討して、実行するようにしていただければなと思っております。

その一つに、経歴運転証明時の補助金ですね、手数料の補助金ですけれども、これに対しては検討していただけるということなんだと思いますけれども、ご存じのように、大体二百何名ということでした、280名ぐらいでしょうか、返納者が。ということで、数十万円ということで、この交付手数料の補助ができると思うんですね。ですから、確かにこれは毎年になるわけですけれども、ぜひこの点について検討して、来年度から実施するようにしていただけないかと、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員のご提案でございます。すぐというわけにもいきません。新年度以降、検討してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林光一議員。

○8番（小林光一君） 先ほども申しましたように、数十万円ということですので、ぜひ、来年度はちょっと難しいでしょうけれども、それ以降に実施していただけるようお願いできればと思っております。

次の質問に移りますけれども、高齢者の公共交通の運賃を無料化するということの提案な

んですけれども、県のアンケート調査によりますと、結局は返納後の移動手段として、特に公共バスの利用をせざるを得ないのですけれども、非常にこれ、利用する人が少ないということが言われております。生活の足にもかかわらず公共バスの利用が少ないのは、さまざまな理由があるんだろうとは思いますが。例えば、運賃が高いのもその1つだと思うわけです。

そこで、ちょっと例を挙げさせていただきたいんですけれども、高崎市におきましては、高齢者の足の確保が非常に重要な課題であると位置づけまして、来年度の6月より、倉渕、高齢化率が46%なんだそうですけれども、それとか榛名34%で吉井が32%、この3カ所については、おとしよりぐるりんタクシー、これを無料で走らせると言われております。そういうことで、この目的というのが、やっぱり高齢者の足を確保して外出の機会をふやして、そして介護予防につなげたいと、そういうような目的があるようです。

そういうことで、東吾妻町は非常に高齢化が進んでおりますので、ぜひ運賃の無料化というのも考えていただきたいと思います。町長、お考えはいかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） バスにつきましては、坂上地区での新しい形での路線バスとスクールバスを連携させるような、そういう試験的運行を行います。そのときには、料金につきましても、かなり現在よりは安くなるわけでございますので、そういうものの結果を踏まえて、今後とも検討してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林光一議員。

○8番（小林光一君） 坂上地区内で走る場合は200円ということがたしかこの間も提案されております。そのくらいは、そんなに多くはないので無料にして、ぜひ高齢者の足を確保していただきたいと思います、こう思っております。

それはそのくらいにいたしまして、それでは次の質問に移らせていただきたいと思いますけれども、坂上地区とか岩島地区というのは、非常に山間地でありまして、返納したいんですけれども、なかなか返納できないという高齢者も非常におります。

そういうことで、高齢ドライバーの安全性を確保するという意味で、または事故を起こさないようにするために、後づけできる運転サポート装置というのがございます。このような装置が売られております。最近ではいろんな市町村でも、これの購入費を補助するというようなこともしております。群馬県におきましても、事故防止として期待する声が非常に高いですので、ぜひこれをお願いしたいと思うんですけれども。

東京都のちょっと対策を紹介させていただきますと、東京都は高齢ドライバーによる交通

事故防止に向けた緊急対策として、ことしの7月、東京都高齢者安全運転支援装置設置補助制度というのを発表しております。これは急発進防止の装置、さらにはペダルの踏み違いの装置、そういうものの費用の9割を補助するというような、そういう補助するような制度でございます。この制度を利用しますと、いろいろ今言われました後づけ運転サポート装置が、約9割を補助するわけですから1割で、それで取りつけることができます、1割で。そういうことで、このような補助制度を導入するお考えでございますでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 運転のサポート装置でございます。新聞にも最近かなり出ておりまして、急発進、それからアクセルとブレーキの踏み違いを抑制する装置ということでございますので、事故防止等には非常にいい効果があるかなというふうに思っておりますので、これにつきまして、費用等もしっかり検討し、研究し、今後の検討材料と思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林光一議員。

○8番（小林光一君） 全てが検討となってしまうかもしれませんが、お金のかかることですからやむを得ないこともありますけれども、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

超小型電気自動車については、普及の状況を見て今後進めていきたいということなんですけれども、過疎地域の足として非常に有効な手段だと思いますので、ぜひ進めるようにお願いいたします。

時間の関係もありますので次の、今度は詐欺のほうについてちょっとお尋ねさせていただきます。

先ほど詐欺の実体についてお聞きしましたところ、まだわからないというようなお返事だったと思うんですけれども、私の調べたところによりますと、東吾妻町管内で2件起こっているようです。それで約10万円ということで、非常に少額なんですけれども、今後、高齢者の人口もふえることもありますので、しっかりと強化をしていかなければいけないのではないかと、こう思っております。

それで、連携強化を図ることは非常に重要であるわけなんですけれども、さらなる連携強化ということで、例えば1つに考えられるのは、詐欺被害防止対策協議会、何とかいろんな名前があると思いますけれども、そういう協議会をつくって、3者で、今言った行政と警察と金融機関、そういうところでそういうのをつくって、そうするようなお考えはいかがでしょう

か。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員のご提案でございますけれども、現在も協議会がなくても、警察、それから地域、また町の連携は十分とって行っておるところでございます。今後、検討いたしまして、必要とあれば、議員ご指摘のような協議会も考えてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林光一議員。

○8番（小林光一君） 広報啓発活動について質問させていただきました。今現在、民生委員が担当して、そういうことをやられているということだったんですけれども、一方的なチラシとか、そういうものを配るだけでなく、やっぱりそういうひとり暮らしの高齢者あるいは高齢者世帯に出向いて、これはよく戸別訪問をするわけなんですけれども、普通アウトリーチ活動とか言われております。そういうことで、ぜひそういう観点から詐欺意識を高めることが非常に重要だと思いますので、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 民生委員さんには各地域で本当に、各家庭と独居老人宅等も非常に密着して、いただいております。振り込め詐欺等につきましても防止を呼びかけていただいているところでございます。今後も民生委員さんの協力を引き続きいただきながら、また町といたしましても、警察との連携も進めながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林光一議員。

○8番（小林光一君） わかりました。よろしくお願いいたします。

それで次に、通話録音機について答弁いただきました。来年度に貸与するというような方向で進めているということでございます。確かにこの近辺におきましては、長野原とか嬭恋、草津については、録音機の購入の補助というのをやっておりますね。中之条が貸し出し、貸与をしているということで、東吾妻町も4月から貸与ということなんだと思います。

そういうことで、ぜひ購入した場合にも補助金事業みたいの、そういうのに取り組んでいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 通話録音装置につきましては、1月1日から20台貸与する方向で今、手続をとっております。購入につきましても、貸与の状況等を見ながら今後検討させていただきます。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林光一議員。

○8番（小林光一君） もう時間ですので、これで終わりますけれども、ぜひ今いろいろとお願いというのか、そういう施策をしてほしいということを申し上げたわけです。ぜひ検討して、前向きに検討して進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 答弁はよろしいですか。

○8番（小林光一君） お願いします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 小林議員のご質問やご提言やらをいただきました。いずれにいたしましても、高齢者の皆様に安心して暮らせるようなまちづくりということで、しっかり取り組んでまいります。

○議長（須崎幸一君） 以上で、小林光一議員の質問を終わります。

◇ 竹 淵 博 行 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、10番、竹淵博行議員。

10番、竹淵博行議員。

（10番 竹淵博行君 登壇）

○10番（竹淵博行君） 許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。通告書に沿いまして、2項目についてお願いをいたします。

まず、待っている福祉から「アウトリーチ」型福祉へ。

一言で福祉と言っても非常に対象範囲が広く、当町においてもさまざまな取り組みをされていることは承知しております。今回の質問は、0歳児から2歳児未満における紙おむつ・布おむつ・おむつカバー・おむつライナー・お尻拭きなど、対象者は生まれた日から2歳の誕生日の前日までに購入したものの助成、月額3,000円、購入金額の8割、正式に言うと、乳幼児オムツ等購入費補助金について質問をさせていただきます。

まず、アウトリーチという意味でございますけれども、訳すと手を伸ばすということです。積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけることを意味しております。生活上の課題を抱えながらも、みずから援助にアクセスできない個人や家庭に対し、家庭や学校等への訪問

支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場所や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取り組みのことを言います。

さて、現状を見ますと、対象者によっては月額4,000円以上買い物し、8割の3,000円をもらう人、月額3,000円に満たない人、ほとんど使わない人、全く申請しない人。また、四半期ごとに精算の申請が基本でありますけれども、半年で申請する人に1年で申請する人もいます。担当職員も事務処理にかなりの時間を要しているようであります。また、監査委員からも事務処理上の指摘があったようでもあります。

そこで、一律子育て支援金として年額3万円程度支払うということも考えられなくはありませんけれども、これは行政の簡単な手段と考えますし、福祉という意味では距離感を感じ、決してよりよい方策とは思いません。0歳から2歳未満児の母子の方々の個人差はあるものの、子育ての悩みを大小抱えているものです。

1、そこで、おむつ等無償化、月額3,000円程度にし、おむつ等宅配で見守り宅配提供や看護師定期訪問を組み合わせることで、母子の健康状態や虐待の有無をチェックする。先例はありますけれども、群馬県発の見守り活動で、育児支援、アウトリーチにつなげてはいかがでしょうか。

次に、植栗・中之条インター出入り口における高速バス停等について質問させていただきます。

現在町では、高速バスの停留所や、これを利用する方々の駐車場を整備する方向で、県や中之条町と協議を行っていると聞いておりますけれども、このインターは、太田地区の住民はもちろん、中之条町、高山村の玄関口になります。町にとっても地域にとっても、非常に重要な拠点となります。

そこで、町の計画と現在の進捗状況をお尋ねいたします。

この2点について、よろしくお願ひしたいと思います。

以降は議席にて対応させていただきます。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、竹渕議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の待っている福祉から「アウトリーチ」型福祉へについてでございますが、乳幼児に対する紙おむつ等の購入助成につきましては、平成28年度から開始、また平成29年度か

らは、対象年齢を2歳未満児までに引き上げて実施をしております。

議員ご指摘のとおり、この補助金を申請される方は、補助金の上限額まで申請される方や、紙おむつを余り使用されない方、使用していても申請しない方など、さまざまな方がいらっしゃいます。中には、おむつ離れが早まるよう、布おむつを使用されている方もおり、ごみの排出量削減などのエコロジーに貢献をしている方もいらっしゃいます。こういった面では、補助金制度として公平性に欠けている面もございます。

一方で、補助金の申請に当たっては、申請書に領収書を添付して年に複数回申請する必要があるため、申請者の負担が大きく大変であるという声や、事務処理に時間を要するため、実務担当者の負担が増大しており、町の監査委員からも事業内容を改善するよう求められています。

今後につきましては、乳幼児に対する紙おむつ助成事業を見直し、できるだけ公平に福祉の恩恵が行き渡るよう、また申請者や実務担当者の負担軽減のためにも、1歳及び2歳に到達する際に、一律に子育て支援金を給付する事業に改善する方向で検討を重ねております。

また、議員ご提案の福祉のアウトリーチ手法に関しましては、家庭で子育ての悩みを抱えている方に対する支援や児童虐待防止などの観点からも非常に有効な手段であり、積極的に行っていく必要があると考えております。

現在町では、こんにちは赤ちゃん訪問事業として、生後2カ月までの乳児の家庭を保健師が訪問し、発育状態や子育ての悩みや相談に乗ったり、子育て支援の情報提供を行っております。また、生後4カ月・7カ月、1歳から6歳までは半年に一度、保健センターにおいて定期的な健診を実施するとともに、乳児期からこども園就園前までのお子さんと保護者を対象に毎月子育てサークルを実施し、その際に育児不安や子育ての悩みなどについても支援をしております。

保健師が定期的に家庭訪問することには限界もありますが、地域におきましては、民生委員さんによる見守りや訪問活動を実施する中で、育児支援の求めや児童虐待等が疑われる情報に対しましては、いち早く対応し、きめ細やかな福祉を充実していきたいと考えております。

2点目のご質問でございますが、上信自動車道の整備が進む中で、植栗・中之条インターにつきましては、議員のお考えのとおり重要な拠点になると考えておるのでございます。上信自動車道の建設促進に伴い、群馬県と相談調整する中で、町では早い段階から事業者であるJRバス関東株式会社と情報交換の場を設け、話し合いを行ってまいりました。町とする

と、事業者が言う高速バスの速達化や中之条、高山方面へのアクセス、利便性も重視し、パークアンドライドという考えのもと、植栗インターに近い場所にバス停の設置をということを事業者伝えております。

ご存じのように、町内における現在の高速バスのバス停は、東支所前と群馬原町駅入り口の2カ所に設置をされております。事業者とすると、高速バスという速達化を重視している輸送サービスのため、バス停の数をふやすことや上信自動車道から離れてのバス停設置が難しいというのは当然のことではありますが、沿線市町村それぞれの事情もあります。

引き続き、県やJRバス関東、近隣町村と調整を進めながら、太田地区のみならず東吾妻町にとって最良の環境が整えられるよう、インター周辺の総合的な計画づくりを進めていきたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕博行議員。

○10番（竹渕博行君） ご答弁ありがとうございます。

まず、アウトリーチ型の福祉についてのご答弁の中で、町長のほうからいただきましたけれども、28年に始まって、29年に2歳未満までに引き上げていただきまして、本当に感謝を申し上げたいというふうに思います。

そこで、私のほうで、町長が答弁で申し上げた不公平さというか、そういったものをなくすように、なくなるようにというんですか、子育て支援として年額として支払うというような意味合いで答弁をしていただきましたけれども、私のほうで、現場のほうの今の現状を聞いています。

約90人ほど対象者がいるんですけれども、どのぐらいの人が制度を利用しているかということで、およそ85%の人が申請し、補助金の交付を受けている。制度を利用しない人が約15%いるということなんです。月額3,000円の補助金のうち、ほぼ満額交付決定を受けている人の割合はということでお聞きしました。毎月必ず3,000円交付という人もいますが、月にばらつきがある人もいますと。およそ6割の人は、3,000円から2,500円ぐらいの交付を受けていると。また、月額500円未満の交付申請もあるということでもあります。そして、申請の頻度、これは精算ですけれども、1カ月から3カ月ごとに申請はおよそ65%、半年から1年以上まとめて申請する方が10%ということでもあります。

ここで注目をしなければいけないものは、全くこの制度を利用していない人が15%いるということなんだと思うんですよね。ここの理由については、現場は丸つきり把握していない。

これは、問題にすれば問題なんだけれども、問題にしなければ問題にならないというようなことなんだと思いますが、やはり15%の人が何でいるのかということも考えなくちゃいけないんだと思うんです、福祉という中では。

それで、従来の福祉というものは、うちの町だけではないんですけれども、福祉の基本はお店モデル。要するに、もし困ったことがあったら、役所の適切な課を自分で捜して、8時半から5時までの間に直接訪問し、そこで申請書を手書きしてくれたら何らかの福祉サービスを提供しますよ。要するに待っているという形であります。これは自分の困っていることがしっかりわかり、役所に日中行くことができ、そこで申請書を日本語でしっかり書ける、こういう人にとっては全く問題のない仕組みだというふうに考えます。

しかし、先ほど注目をする15%の方がどういう人がいるのか。私もその15%の人に聞いたわけではありませんけれども、多分、多くの困っている人が、自分が何に困っているのかははっきりわからない。または困っていることを周りに、周りの誰にも知られたくない、見られたくない。役所に行って嫌な思いをしたり、無力感を味わったことがあるので行きたくない。行く気になったとしても、役所に8時半から5時の間に物理的に行けない。また、申請書を書けない、あるいは書くのに非常に苦勞する。そういったような状況で、お店モデルではそうした人たちを取りこぼしている、こういったことの原因にもなっている可能性もあるように思います。

そして、困っている人の困り事が物すごく大きくなったり、虐待死や自殺、暴力事件や事故などが起きてからでないと気づくことができない。そのときには、手おくれか、介入に非常に大きな労力がかかったりする、そういったことになる可能性を秘めているわけでございます。

そういった中で、町長も前向きに答弁をしていただきましたけれども、今注目されているのはアウトリーチというようなことだと思います。いろんな意味で、アウトリーチというのは今後使われるようになってくると思いますけれども、やはりありとあらゆるものが、そういったような感覚で物事をこれからは考えていく必要があるような気がします。

町長にお尋ねしたいと思いますが、今回の場合は、特にこの1つのおむつに対する補助金について、町長が日ごろ、子育てするのであれば我が東吾妻町、これがある意味キャッチフレーズでございます。そういった意味では、町と母子協働して、やはり子育てを見守り育てていくというような環境づくりというのが、非常に求められるような気がしますが、その辺、町長のお考えをいま一度お願いしたいと思いますが。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 竹渕議員のご意見をいただきました。アウトリーチ福祉、当然のごとく、そういう姿勢でいかなければならないと思っております。

今回の子育て支援金につきましては、おむつの購入につきまして補助をしているというのが主なものでございます。制度をして利用していない人が15%いるということでありまして、これにつきましては、忙しくて申請事務をすることができないとか、また役場に行く時間がないとか、面倒だからしなくてもいいとか、そういう方もいらっしゃると思います。そのような中で、利用ができないと、したくてもできないという層もあるかと思えます。

そのようなことからして、一括して子育て支援金ということで、若いお母さま方にお渡しをするということでございまして、保健師の活動の中でというふうなご意見もございすけれども、紙おむつにつきましても、私どもはよくわかりませんが、おむつにサイズがあったり、いろんな機能がついているものがあったりなかったり、いろんな種類があると思うんで、そのお母さんが使いやすいものがこれだというのが一律ではないというふうに思っております。そういう面では、保健師がそこまで踏み込んで、果たして用意ができるのかということもございす。

そのようなことから、一律に子育て支援金としてお渡しをして、そしてお母さん方が使いやすいもの、その子に合ったものをご用意いただくというのがいいのかなというふうに考えております。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕博行議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。

その辺をどういうふうに考えるかというのが、いろいろ手段的なものというのはあるのかと思いますけれども、私は決して、やはりお金だけ払えばいいという話にはならないのかなという気がします。この事業が始まって非常にいいことだなと思ったのは、目的がはっきりしていることだと思います。

そして、例えばお金の問題については、今は、昔もそうだったかもしれませんが、家庭環境というのがさまざまです。そして、当然ながら共働きという方も大勢いる。そういった中で、当然ながら補助金を申請するのは世帯主ということになります。そうすると、世帯主の通帳ということになるんですね。そうすると、今は共働きであればなおさら、生活費というのをおのおの出し合って、それを生活に充てているという家庭もおおいになります。

そうすると、町は子育て補助金という形で世帯主、例えばお父様、お父さんに銀行振込さ

れるわけですが、そういったものが具体的にこういったものに使われない可能性もやっぱり出てくるんだと思うんですね。町はやっているんだからいいんだという話はあるかもしれませんが、生活実態というそのものも、この15%の中には、申請しても、旦那に取られちゃうから申請しないんだという人もおいでになるかもしれない。

要するに、私は今、仮定で話していますが、町とすれば、その15%の人の家庭環境、そういったものをきちっと、町長もそういった可能性はあるということは言いましたけれども、担当課とすると、きちっとそういった実情というのを捉えた中で、やはり次の手段というものに切りかえていくということが非常に重要なのかなというふうに思います。

3万円なら3万円というお金がきちっと子育て支援に使われているのかというところまで、事業主とすれば、きちっと把握し考えなくてはいけないというふうに考えますけれども、町長、その辺どうでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほどの世帯主の申請というふうなことを言われましたけれども、この事業につきましては、世帯主に限らず、そのお母さんが申請して、お母さんの通帳というふうなことで処理をするのでございまして、それにつきましては、各家庭の事情だと思えますけれども、そういうことは回避ができるというふうに思っております。

また、アウトリーチ型福祉、アウトリーチ福祉型ですか、これにつきましても今、民生委員さんにお世話になっておりまして、各地域で各家庭の事情等も把握をしていただいております。これもアウトリーチの1つでございしますので、今後も民生委員さんのご協力をいただきながら、充実した福祉というものに取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹淵博行議員。

○10番（竹淵博行君） ありがとうございます。

現在も、当然ながらそういった形で、民生委員さんにもご苦勞をいただきながらやられている。ただ、私とすれば、それだけでは不十分ではないかというふうに思います。そういった中で、やはり保健師さんが定期的にお宅まで訪問して、いろんなこととお話しされて、ストレス解消だとか、また子育て以外の部分でも相談というものに乗ってもらおうというようなことも当然必要ではないかなということで、今後の考え方ですけれども、ぜひそういったものを前向きに捉えて行っていただければありがたいというふうに思いますし、また年額払うこういった手法というものは、これは町のほうで考えるわけですので、それをよりよい方法で考えていただければというふうに思います。

さて、28年、29年、30年、これをやってこられたわけですがけれども、精算をするときに、非常に現場が、事務方が時間を費やしてきたということであります。それはどういうことかという、申請者がレシートを整理をしない状態で申請をしてよしというふうにしてきたから、事務時間が、要するにかなり課題になってきたという実情がございます。これをもう少しちゃんとしたマニュアルで整理できるようにすれば、担当の職員も時間的にそんなにとらなくてよかったのではないかという、ある意味、反省点もある。担当だけではなくて、それに対する上司、また課長さんもおいでになりますけれども、そういったところにも目配りや気づかいというんですか、そういったことも必要だったのではないかな。

というのは、この事業そのものが、補助金をやりながら高崎や前橋、渋川、そういったところで買い物してもオーケー。そして、レシートそのものが、例えば、魚買いました、肉買いました、パン買いました、アイスクリーム買いました、50項目の中にぼつんとおむつ代が入っている。そのおむつ代のところを拾い出して申請をしていただければいいんだけど、50項目もあるレシートをそのまま出して、その整理を職員がやっていたという実情なんですよ。これは非常にお粗末だと思います。

こういったことから、極端なことを言うと、面倒くさいから補助金にしちゃえという格好だと、非常にお粗末だと思いますので、その辺をもう一度本当に、この15%の人が何で申請しなかったのかということを経営課中心に調べていただいて、それが結果的に補助金につながるというような、そういったようなものにしてほしいというふうに思います。

それと、これはこのぐらいにしておきたいというふうに思います。

いま1つの植栗・中之条インターへの出入り口についての高速バス、町長も前向きな答弁をいただきました。これについては、上信道ができることによって、いいこともあり、悪いこともあるんだと思います。近い将来にインターチェンジ、高速が開通され、そして重立った車両というのは、そのインターチェンジを使って渋川方面や草津方面に出かけていく、そういったことが予想されるわけで、今の県道、それを使う人が著しく減るということも考えられるんだと思います。そして、おりる方が原町方面または東方面のほうに強制的に、例えば町が振るというんですか、移動してもらうというのは、なかなか不可能になってくる。非常に重要な課題を秘めているわけがございます。そこで、町としては駐車場等を整備して行っていくというようなことを、町長も挨拶でも頻繁に言っているわけがございます。

そういった中、町としてもきちっと計画を立てていただいて、そして地元としても、その駐車場を利用して、隣接に対する民有地を活用して、農産物の直売所だとか、またはコンビ

ニエンスの誘致だとか、または除雪機やそういったものの車庫だとか、あとトイレだとか、そういったものも含めて、ぜひそういったような計画を示していただきたいというふうに思います。

これからのことですので、インターチェンジ自体は太田だけではございません。幾つもあるわけですが、ただ言えることは、植栗のインターチェンジというのは非常に重要な拠点、町でもそうですし、地元にとっても非常に重要なポイントだと思いますので、そういったものを町としても、できる限り計画を立てて示していただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 植栗・中之条インター、大変重要なインターであるということをご理解いただきまして、ありがとうございます。

当然、パークアンドライド方式で駐車場をつくれば、トイレは当然必要だということであり、それにまた付随して、地域の農産物、特産物の販売もできればいいなということですので、そういうものにつきましては、今後地元の皆様等と協議をしながら、当然計画を立てていきたいというふうに思っております。

他のインターにつきましても、有効利用するために必要な駐車場が、停留所ができれば、そのようなものにつきましても計画をしていきたいと思っております。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。

○10番（竹渕博行君） 結構です。

○議長（須崎幸一君） 以上で、竹渕博行議員の質問を終わります。

◇ 高 橋 弘 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、4番、高橋弘議員。

4番、高橋弘議員。

（4番 高橋 弘君 登壇）

○4番（高橋 弘君） 議長の許可を得ましたので、通告書により一般質問をさせていただきます。

今回は、農業振興対策、遊休農地対策、有害鳥獣駆除対策の3項目について、関連性があ

りますが、質問をさせていただきたいと思います。

まず、1項目の農業振興対策については、東吾妻町は群馬県の北西部に位置し、総面積は約254平方キロメートルであり、森林面積が78%を占めています。耕作している標高は350メートルから800メートル地帯で中山間地帯であり、統計資料によると、農家数1,423戸、耕作面積2,130ヘクタール、農業産出額97億円、内訳といたしまして、畜産が74億円、耕種23億円であります。畜産部門については、法人化により大規模経営になっています。

一方、耕種部門では、豊かな自然環境の中で専業農家、第一種兼業農家、第二種兼業農家により、露地栽培、施設栽培等の農業経営が行われていますが、農業従事者の高齢化、後継者不足、労働人口の減少等により、農地の維持管理が年々難しくなっています。また、農地が点在し、1区画の面積が小さく、傾斜地が多いため、効率的機械利用の阻害要因となり、規模拡大ができていく現状もあると思います。

今後、農業振興を図るため、具体的な対応策についてどう考えているのかお伺いいたします。

次に、遊休農地対策であります。遊休農地、耕作放棄地は年々増加傾向にあり、これに歯どめをかけるには、遊休農地の解消策を講じることが大切であると思います。また、農業従事者の高齢化等により、現状の農地の維持管理が難しくなっています。水田については、日本人の主食が米であり、ある程度基盤整備が行われ、水稻栽培で維持管理していますが、一部の地域では高齢化により栽培が困難な状況にあり、請負耕作や休耕が散見されます。また、台風19号による耕作地ののり面の崩壊等の復旧も懸念されます。

畑地では、機械化に即応した圃場以外の農地は、遊休化に拍車がかけてられています。定年帰農者の育成、Iターン、Uターン、新規就農者等に対する支援など、遊休農地、耕作放棄地解消等を図るための具体的な対応策についてどう考えているのかお伺いいたします。

次に、有害鳥獣駆除対策であります。有害鳥獣は、農林作物はもとより、人的にも危害を及ぼすことがあります。特に本年度は熊の目撃情報も多く寄せられています。また、豚コレラ(CSF)に対し、イノシシ対策が問題となっています。

当町では毎年、猟友会員の協力を得て、鳥獣被害・捕獲対策事業の実施で、カラス、ヒヨドリ、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ等の捕獲で実績を上げています。生産者は、農作物等への被害防止対策として、電気柵等の設置を講じています。町の施策では、鳥獣駆除の対策を推進し、安心して暮らせる環境を維持するとともに、野生動物との共生について検討するとありますが、具体的にどのように考えているのかお伺いいたします。

あとは自席にて質問をさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、高橋議員のご質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、町内の農地につきましては効率的な機械利用ができない状況は十分に把握をしております。そのような中で、農業振興、遊休農地対策の具体的な対応策でございますが、土地改良事業による土地基盤整備の推進、認定農業者等担い手農家への農用地集積の推進、農業施設・機械等の近代化の推進、中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払交付金事業が中心的な対策と考えております。

土地改良事業につきましては、県営土地改良荻生川西地区の工事が平成29年度に終了し、現在は関係者のご理解・ご協力をいただきながら、本宿・上の原地区の土地改良の事業化を進めております。農業施設・機械等の近代化の推進につきましては、平成29年度に産地パワーアップ事業により、花卉、スプレーマムでございますが、施設・機械導入を支援をいたしております。

中山間地域等直接支払事業及び多面的機能支払交付金事業では、地域ぐるみで耕作放棄地の発生防止活動、水路・道路等の管理活動等を進めて、農地の維持に努めていただいております。

以上述べましたように、各事業を引き続き行うことで、農業振興、遊休農地の解消などを図ってまいりたいと考えております。

定年後に農業を始める方、Iターン・Uターン、新規就農者等に対する支援でございますが、町では農業機械導入事業補助金交付要綱を定め、農業者の方が農業用機械を導入する際に補助金を交付しております。この補助金でございますが、農業収入申告あるいは一定の農地面積を耕作されている方であれば補助金の対象としておりますので、定年後に農業を始める方、Iターン・Uターンなどの方々に利用していただければと考えております。また、新規就農者の方には、農業次世代人材育成事業というものがございまして、そちらを利用していただければと考えております。

なお、それぞれの方の就農につきましては、個別にご相談に応じたいと思っております。

有害鳥獣対策でございますが、現在町といたしましては、電気柵等の設置による防除対策、捕獲等による捕獲対策を中心として取り組んできております。

野生動物との共生の具体策でございますが、農地と生息地である山林等との間に見通しのよい空間、緩衝地帯を人工的に整備して山林等から農地に出没しにくい環境をつくり出し、侵入を防ぐとともに、餌となる放置された果樹や農作物残渣をなくすなど、集落周辺環境を整備し、野生鳥獣が定着したりしないような環境をつくる生息環境対策を行うことで、野生動物との共生が図られると考えておりますので、各地域のご協力をいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 質問の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午後2時5分といたします。

（午後 1時54分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午後 2時05分）

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋弘議員。

○4番（高橋 弘君） 先ほど町長の答弁、ありがとうございました。町でもいろいろな事業、支援対策というものを取り組んでいるんだということがわかりました。

それで、この事業について、先ほど町長の答弁の中でもありましたけれども、本宿、上の原の土地改良にこれから取り組んでいくんだということだと思いますけれども、現在、上の原も大分平らなところだというふうに認識はしておりますけれども、具体的には上の原の改良事業というものはどのように進めていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在の進捗状況でございますけれども、今、農地の所有者と、また耕作者が違うところもございます。両者の話し合いとか、また農道の位置がどうなるかとか、そういうものの調整を行っているところでございまして、土地は高いところにありますので、当然、畑の整備をするということでございます。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋弘議員。

○4番（高橋 弘君） 上の原の基盤整備を、土地改良をすることによって、かなり今コンニャクの生産者が耕作をしているのが大部分だと思いますけれども、中には中堅の農業者の方も、野菜づくりというんですか、大型野菜をつくりたいという希望で、かなり今、栽培面積がふえているような状況下にありますので、上の原の基盤整備についても、1日でもというか、1年でも早く取り組んでいただきたいと思いますので、具体的にいつごろからするのかということについてお伺いします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員おっしゃるとおり、早目に事業を進めたいというのが本音のところでございますけれども、先ほど申し上げましたような、地権者と耕作者の問題とかいろいろございますので、極力そういう手続を早目に行って、早目に土地改良の連合会、事業団にお願いをして始めるようにしていきたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋弘議員。

○4番（高橋 弘君） なるべく1年でも早く取り組むように、ぜひご努力をお願いをしたいと思います。

それでは、私はここで、ちょっと前の資料でありますけれども、皆さん方もご案内だとは思いますが、せっかくの機会でありますので、数字を述べさせていただきたいと思いますが、この農業振興を図るといっても、口では簡単でありますけれども、実際、じゃどういうふうにしていくんだということは、かなり労力を要することであるわけでありまして、これは旧吾妻町の時代でありますけれども、日本一の産地が3つほどあったように私は記憶しておりますけれども、その中でコンニャクであります。

コンニャクといってもいろいろ品種がありますけれども、在来種と言われているコンニャクでありますけれども、これが多分昭和50年前後が1番の面積かなというふうに記憶しておりますけれども、私の手帳を調べたんですけれども、昭和56年には栽培面積が606ヘクタールありました。収穫量については5,310トン、30キロ換算で約18万俵ぐらいあるんですけれども、栽培戸数が960戸あったというようなことであります。このとき、在来種ということでありますので、在来種は全国で1番の生産量を誇っていたということで、日本一の産地だというふうに言っていた記憶があるわけであります。

もう1つ、夏秋ミョウガでありますけれども、これについては7月から10月の出荷でありましたけれども、昭和53年には574トン、農協の販売が約3億500万円ほどありました。こ

れが昭和56年には717トンということで、過去最高の取り扱いで、販売金額では約2億4,000万円ほどありました。そして、昭和57年と58年だったと思いますけれども、台風の襲来により2年続けて非常に災害を被ったということで、吾妻線であるとか国道145号、これが寸断をされたというような年だったというふうに記憶しておりますので、この年にミョウガの収穫が半分ぐらいになってしまったということで、368トン、販売金額でも1億7,000万円というような、非常に甚大な被害を及ぼしたわけでありまして、それから生産者の努力によりまして、また一時期は回復はしたんですけれども、やはりこれが原因で、技術的になってしまいますけれども、根茎腐敗病という病気が蔓延をしてきてしまったというようなことを記憶しておりますけれども。

もう1つ、日本一のものがラッパ水仙であります。現在、この東吾妻町のマスコットになっておりますけれども、このラッパ水仙につきましては、平成8年度が農協の出荷量が157万本ありました。生産者が40人ほどおったんですけれども、なかなか価格の関係であるとか、規模拡大ができないということがあったものですから、スプレー菊にだんだん変わってきたというような経過があります。

この3つが旧吾妻町の日本一の産地だったというふうに私は記憶をしておりますけれども、農業振興を図る場合については、やはりこの地域の特性を生かした農産物というものを取り入れていかなければいけないのかなということでありまして、これは生産者の意欲、熱意、努力等により産地形成が図られ、日本一になったというふうに私は思っておりますけれども、町では第2次総合計画を最上位計画というふうに位置づけておりますけれども、その中で、本町の基幹産業は農業であると位置づけておりますけれども、今後どのように町長はリーダーシップを図っていくつもりか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 高橋議員から、今までの3つの日本一の産物のお話をいただきました。ありがとうございました。東吾妻町の気候とか地域の特性を取り入れて、生産者の皆様が本当に努力した結果が、そういう日本一になったということでございまして、今後はやはり農業というものは、東吾妻町の基盤をなす産業だというふうに捉えておりますので、これからも農業振興、一言で言えば農業振興でございますが、これに向けて取り組んでまいりたいと思います。

最近は、お米でいきますと「さくや姫」が、また国際食味コンクールで金賞に3名入ったと。ほかにも優秀な賞をいただいておりますということでございます。こういったようなブラン

ド化の推進が大きな課題となるかと思います。ほかにも東吾妻町はリンゴですか、ブドウとかいいものがございまして、こういうものをブランド化して、そしてさらに伸ばしていくということが必要かと思っております。

今後も、おいしいものがとれる東吾妻町、東吾妻町の農業を大いにPRして、農業振興を進めてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋弘議員。

○4番（高橋 弘君） ありがとうございます。

ブランド化といっても、これは簡単にできるものではありませんので、長い年月と実績が要だということをご承知だと思いますけれども、進めるに当たっては、関係機関と連携をして進めていかなければいけないと思いますし、また町村との広域的な連携、こういったものも必要ではないのかなというふうに私は思っております。量は力なり、品質は信用なりというふうに、私は常日ごろから思っておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

農業というのは、天候に非常に左右されるものでありますから、自然条件をうまく活用しながら行っていつてもらいたいというふうに思っております。特に台風の被害であるとか、鳥獣害の被害を受けやすい環境下にあるわけでありまして、農家の経営が安定をするためには、今いろいろの制度がありますけれども、3つほど多分あるんだと思いますけれども、1つには野菜価格安定制度というものがございまして、これが国庫補助金でトマトとナスが加入をしておりますし、また県単の事業でズッキーニが加入をしております。そして、施設園芸がかなりふえてきたということがあるものですから、園芸施設共済にほとんどの方が加入をしているというような状況であると思います。

そして、平成31年1月からだと思いますけれども、農業経営をする人を対象に収入保険という制度が始まったわけでありまして、この加入対象者につきましては、青色申告を行っている農業経営者、個人であるとか法人がありますけれども、こういった人が対象になるということでありまして、簡単に内容を申し上げますと、1年間の保険期間があるんですけれども、その収入が平年の基準の9割を下回った場合について、下回った額の9割を補填をするというような制度が本年度からスタートしたわけでありまして、こういったものを積極的に農業を行っている方に周知徹底をして加入をしていただくことが、やっぱり農業経営の安定化につながるんだというふうに思いますので、ぜひ町としても推進をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

それとあと、遊休農地の関係でありますけれども、いろいろと関連性がありますので、線

引きはなかなか難しいわけでありますけれども、新規就農者というものがございましてけれども、この場合は、親が例えばコンニャク経営をしていて、そこに新規就農でその家庭に入った場合については、新規就農者として認めていただけるのか、それとも違う品目をつくって独立をしないと新規就農者として認めていただけないのかどうか確認をしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁をお願いします。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、ちょっと制度内容をもう1回確認しないと正確な発言ができませんので、また後で資料等をお渡しいたします。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋弘議員。

○4番（高橋 弘君） それでは、後でまたお調べいただいて、新規就農者について支援が受けられるような形でぜひお願いをしたいと思います。

続きまして、農業振興なり遊休農地を解消するためには、自力でできればいいんですけれども、なかなか高齢というんですか、年をとって、なかなか思うように農作業ができないというようなことから、前は農作業の受託の組織があったと思いますけれども、これについて解散をしてしまったということで、現在は重立った受託組合、組織はないわけでありましてけれども、それにかわるような団体であるとか、個人の取り組みというのが必要だと思いますけれども、それについての考え方はどうでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 受託事業者のお話でございましてけれども、かつては存在して活動しておったということでございましてけれども、現在はなくなってしまったということでございます。

これにつきましては、やはり今まで勤めていて、そして退職をして、農業に関心のある方、やる気のある方を集めてそういった事業体をつくって、そして受託の農業を進めるということも考えられると思いますので、そういうものを検討しながら、手探りでございましてけれども進めてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋弘議員。

○4番（高橋 弘君） ぜひこれは1日も早く受託組織なり、それを受けられるような個人であるとか団体というものをつくっていただくことが遊休農地の解消にもなると思いますので、ぜひご尽力をしていただきたいと思います。

あとは、農地の中間管理事業というものがあると思いますけれども、これがうまく機能し

ていればいいんですけれども、現在どのようになっておりますか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お尋ねの点でございますけれども、これにつきましては、制度として存在をして、PRもしておるところでございますけれども、現状としてはなかなか進んでおらないという状況でございます。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋弘議員。

○4番（高橋 弘君） その遊休農地なり耕作放棄地を解消するのには、やはりこういう農地の中間管理事業というものを積極的に推進をしていく必要があるんだろうというふうに思いますけれども、これは貸し手と借り手がうまく折り合わない、多分事業として成り立たないんだろうというふうには思いますけれども、この辺についてもぜひ積極的に進めてもらいたいと思います。

そして、その遊休農地を解消するためには、現在かなりみんな農業者も高齢化が進んでおるわけでありまして、現在は支給年齢の引き上げであるとか、老後生活資金2,000万円必要だよというようなことが報道されておるわけでありまして、こういったことに今、非常に不安を感じている農業者もおると思いますけれども、そういった中で自分で野菜をつくったり、加工品をつくったり、直売所はかなり足しげく運んでいるという方も多く見受けられるわけでありまして、総合計画の中で、直売所の充実を図るための活動の支援策をしていきますよというようなことをうたっておるんですけれども、具体的にはどのような支援策を講じておりますか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 直売所の支援でございますけれども、現在行われているのは、町有地を貸し出したり、あるいは無償で使っていただいたりというふうなこともございます。そのような形で支援を行っておるところでございます。

直売所につきましても、地域農業につきましても本当に重要な販売所でございますので、今後とも町としてできることがあれば支援してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋弘議員。

○4番（高橋 弘君） ありがとうございます。

時間も大分なくなっておりますので、有害鳥獣駆除の関係でありますけれども、群馬県内ではことしの春から10月末でありますけれども、熊の目撃情報とか出没が確認をされたということで、群馬県内で979件確認をされたという報道がありました。これは2011年以降

最多となっているということでもあります。これは山に餌となるドングリが非常に不作であるというようなことと、冬眠前に活動範囲が非常に広がってきたということで、孀恋であるとか川場村でも、熊に襲われた被害があったということで報道をされておるわけでありましてけれども、当町でも熊の目撃情報とか出没がかなり例年より多いというようなことで、防災無線でも報道がありますけれども、幸い今のところ、被害が出ていないというふうに私は思っておりますけれども、その辺の防止策はどのように講じておりますか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 熊につきましては、先ほど答弁の中にありましたように、緩衝帯をつくるというふうなこと、また柿等の餌になるようなものが放置をされていると、それを目掛けて山からおりてくるというふうなこともございますので、例えば、松谷の松上地区におきましては、ほとんど手をつけていない柿の木を餌木にならないように、それを町で伐倒して処理したというふうなことがございますので、極力野生鳥獣が集落の周辺に出没しないような状況をつくり出していきたいと思っております。

○議長（須崎幸一君） 4番、高橋弘議員。

○4番（高橋 弘君） あと、ニホンジカの関係でありますけれども、これについては、かなりここ近年ふえているというふうに報道がありました。この東吾妻町管内でもかなりふえているということで、農林課のほうから資料をいただいたんですけれども、平成23年度には鹿の捕獲頭数が9頭でありました。一番、平成30年度には202頭というような数字が上がっておるんですけれども、これについて直接の被害は、人為的には今のところないとは思いますが、中にはミョウガをとっていたら鹿に、角でちょっとけがをしたというようなことも過去にはありましたけれども、特に今のところは人為的な被害があるわけではありませんけれども、この鹿についても、かなり農作物に被害を及ぼしておりますので、きちんとした対策をとってもらいたいと思っておりますけれども。

今現在、猟友会員の人も資格を持っている人が、銃で83人、わなで76人ということありますから、猟友会の方にも積極的に捕獲を依頼をしてもらいたいと思えますし、また年間の捕獲計画、こういったものもつくって対応していく必要があると思えますので、よろしくをお願いしたいと思います。

イノシシの関係については、ちょっと時間がなくなってしまったので、割愛をさせていただきますけれども、先ほど町長からありましたけれども、里山との緩衝地帯、こういったものをつくって、当然そこに電気柵を張っていただければ、多少予防ができるのかなというふう

に思っておりますので、引き続きお願いをしたいと思ひますし、また捕獲に対する補助、これについてもぜひご検討いただきまして、補助金の上乗せというものについてもご検討をしてもらいたいと思ひます。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ニホンジカにつきましては、議員おっしゃるとおり、以前は本当に1桁程度だったんでございますけれども、最近の駆除数は、イノシシに迫る勢いでふえておるということでございます。先日も郷原地区で、道路で車と衝突して鹿が死んでいたなんていう例もありますので、かなり出没をしているということでございます。今後は鹿用の侵入防止の柵等も、高いものにしていくような話も出ておるところでございます。

また、イノシシの駆除につきましては、今度県から豚コレラの防止も兼ねて、県の補助金として2万円程度出るかというふうと思っております。それについて、町としてさらにその上乗せの補助ができるかどうかというものも検討しながら、今後も有害鳥獣の駆除、捕獲等につきましては、しっかり取り組んでまいりたいと思ひます。

○議長（須崎幸一君） 以上で、高橋弘議員の質問を終わります。

◇ 重 野 能 之 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、9番、重野能之議員。

9番、重野能之議員。

（9番 重野能之君 登壇）

○9番（重野能之君） それでは、議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。高橋先生のすぐ後に農業関連の質問ということで、大変恥ずかしく、また恐縮をしておりますが、自分なりに精いっぱい農業の担い手不足対策について質問をさせていただきます。

ことし総務省は、「農業労働力の確保に関する行政評価・監視－新規就農の促進対策を中心として－」の結果をまとめ、新規就農者への支援のあり方などについて、農林水産省に改善勧告をされました。

総務省の発表では、平成7年に約256万人だった農業従事者は、平成30年には約145万人に減少しております。約20年の間に約43%の減少であります。この減少傾向は当町においても同様であり、農業就業人口も、直近の調査だけでも1,000人を割っております。

新規就農者をふやし、特に身近な我が家の農業後継者を確保できないことは、今後大きな問題となることが予想されます。中山間地域である我が町の農地、農業の衰退は、東吾妻町の存続と活性化を危うくするものであるとも言えます。

以上の観点に立ち、町長に質問をさせていただきます。

1点目として、当町の農業後継者、担い手不足について、どのように認識されているでしょうか。

2点目として、青年就農者支援としてある農業次世代人材投資事業について、その効果についてどう考えているでしょうか。また、制度の課題はあるでしょうか、お聞かせください。

3点目として、当町にある各種農業関係団体、またJAなどとさらに連携、協議し、農業後継者育成に向けて取り組むべきと思いますが、見解をお聞かせください。

4点目として、我が国の農業就業者の平均年齢は67歳であります。基幹的産業従事者の年齢構成、65歳以上が66%、40代以下が11%というアンバランスな現実となっております。これらを踏まえ、我が家の田んぼをする跡継ぎがいないなど、身近な声を頻繁に聞きます。身近な農業後継者を確保していくために、新規就農の大きな支援だけではなく、例えば当町の若者の農業体験など身近な企画を提案しますが、どのように考えるでしょうか。

以上、自席に戻らせて質問させていただきます。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、重野議員のご質問にお答えをいたします。

農業後継者・担い手不足についての認識でございますが、担い手につきましては、認定農業者の方々が中心と考えております。当町の認定農業者数は、個人36人・法人13組織の49件の方がおりますので、認定農業者の方ということでは近隣町村と同等と考えております。また、農業後継者につきましては、コンニャク、スプレー菊、畜産などでの後継者の方々は一定程度把握はしておりますが、全体的には不足していると認識をしております。

農業次世代人材育成事業でございますが、この事業は新規就農者の方が農業を始めて経営が安定するまで最長5年間、年間最大150万円を交付するものでございます。この事業効果ではありますが、一定期間一定の収入を得られるということで、新規就農時の不安を和らげてくれること、また現在町内には3名の方がこの事業を活用し就農しておりますので、一定の効果は出ていると考えております。

制度としての課題でございますが、農業経営を開始して5年後までに農業で生計が成り立つ計画であることなどの目標設定の高さ、また一定の所得、350万円であります。この所得を超えると交付金が減額をされることなどが課題ではないかと思っております。

後継者育成でございますが、現在、県とJAを初めとする関係団体とで、就農フェア・就農相談会を開催しておりまして、今年度におきましては、東京都内・県庁で開催をされております。また、当町は、スプレーマム産地として高い評価を得ております。そのようなことから、平成30年から県・関係団体と連携し、「吾妻郡で農業体験してみませんか」と題した産地体験のPRを行っております。引き続き、県を初めとする関係機関と協力・連携を行いながら、後継者育成に取り組んでまいりたいと思っております。

議員ご提案の若者の農業体験の企画でございますが、参考にさせていただき、先ほど述べました後継者育成の取り組みを行う中で、県・JAを初めとする関係団体と協議・研究を進めていきたいと考えております。

また、身近な農業後継者の確保でございますが、中山間地域等直接支払事業で農機具等を取得しているところもございますので、機械操作の講習会等を含め、身近な地域での農業作業体験を行っていただくのも1つの取り組みと考えられます。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 9番、重野能之議員。

○9番（重野能之君） ご答弁いただきまして、ありがとうございました。

まず、町長から認定農業者ということについて、答弁の中で触れていただきました。認定農業者をふやしていく、そういったことになり得るような後継者であったり、農家の方々を育てていくということも、非常に行政にとって大切なことではあると思います。そこら辺の認定農業者について、課題というか、今後の町の取り組み、町長のお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、やはり農業をやることで安定した生活ができ、そしてまた一定の収入が得られるということで、農業に就農していただくということが最低条件でございますので、あらゆる事業、補助事業等のご紹介をし、そしてまた町といたしましても、支援をしてまいることが必要かと思っております。

○議長（須崎幸一君） 9番、重野能之議員。

○9番（重野能之君） 農業振興協議会、東でも自分も視察研修といったものに参加をさせて

いただいております。つい先日も行ってきました。

やはりどうしても聞こえてくるのが、今、中間管理的な事業もされている、そういった形の中でも農業をされている方もいらっしゃるんですが、自分の代は、まだ自分が健康だからできるんだけど、その後に、自分の亡き後にする人がいない。実際のところ、さあどうしようかという思いを抱いて、それ以上、余り希望が見い出せないという方が非常に多くいるのではないかというふうに、自分も声を聞いて痛感をしております。

先ほど質問の中でも述べさせていただきましたが、我が国の全体の農業就業者の年齢構成、65歳以上が66%、40代以下が11%という数字です。新規就農者数も昭和60年代に約9万人、今では6万人前後で推移している。しかし、一方で、国全体の40代以下の新規就農者というのは、若干ふえているそうであります。これは平成26年以降3年連続で2万人を超えている。これはある意味で、国全体という中で見たときには、非常に明るい傾向であるというふうに思います。

まずは、このような全国的な傾向を我が町にも呼び込まなくてはならない、そういった機運を吹かせていかななくてはならないというふうに思いますが、町長はどのような思いを抱かれるでしょうか、お聞かせください。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 国全体としては、若い方の就農もふえているというふうなことでございます。やはり人間の生きる上での食料を我が国で自給できることが、大きな国にとっても力になるということでございますので、農業経営をすることで、今申し上げましたように、安定したよい収入が得られるということで、魅力ある産業、仕事にしていくことが必要かと思っております。

今後、これにつきましては国等に積極的に働きかけて、農業というものを魅力ある仕事にしていくことが必要かと思います。

○議長（須崎幸一君） 9番、重野能之議員。

○9番（重野能之君） もう一点だけ、ご質問をさせていただきます。

やはり先ほど述べさせていただきました若い就農者が若干ふえているという明るい兆しがあると。その一方で、いわゆる新規自営、家が自営をやっているのということで、新規自営の就農者、あるいは新規参入される組織であったり若い人たちの中で、依然として課題があるのが資金の確保、そして農業的な技術の習得、いわゆる営農技術というんでしょうか、そういったこの2点が依然として大きな課題と。特に新規就農という中においては大きな課

題と、依然としてなっているというふうに思います。

そしてさらに、それ以前に、なかなか農業に触れる機会というのが意外と少ない。自分から声をかけられたり、手伝い。最近は自分でも手伝いということも、なかなか声かけられないんですが、なかなか意外と農業に、例えばこの山間地域に住んでいても、特に若い世代で農業に触れる機会というのが意外と少なく、なかなか自分からは足を踏み入れていくというのが、考えてみるとないんだなというふうに、改めて今痛感しております。

全国的には、都会から移住者を山間地に、あるいは都会に住んでいて田舎の農業体験、こういうことは行われていたりするんですが、なかなかこの町に住んでいて、今現在住んでいる小さな子供たち、学校で農業体験をされているか、そこはちょっと把握していないんですが、なかなか若い世代が特に農業に触れる機会が意外と少ないというふうに痛感しております。

農業というものは非常に大きな課題であり、また先ほど町長も言われました、食というのはもう人間にとって大切なことであり、また山間地域にとって、農業というものはなくてはならない。そして、これらの活性化、また存続が、我が町、山間地域の存続活性化にも非常につながっていくというふうに思います。また、現在の農業をされている方、またそれにかかわる方々においても、町に対していろんな、行政というものに対して思いを抱かれて、そしてまた同時に、今の町執行部に非常に期待をしている、そういう声を自分は実際に耳にしております。

それらを踏まえて、もう一度改めて町長に、若者の農業就農、あるいは今後の農業の発展、そういったものについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 有楽町の移住関係の機関で、東吾妻町に住んで、花をつくったり、コンニャクをつくったり、果物をつくったりしたいというふうな希望を受け付けているというふうなことも聞いておるところでございます。

また、新規就農者につきましては、研修制度というものもあるということを聞いております。そういうものを利用しながら、東吾妻町で農業についていただくということをこれから積極的にPRし、進めていかなければならないと思っております。

何せ農業は我が国の基盤をなす産業だというふうに考えておりますので、今後ともあらゆる方面に、あらゆる機関に、農業についての要望等もしっかり行って、また町といたしましても、町民の皆様、町民の農業者の方々に満足いただけるような、行政としての仕事をして

まいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。

○9番（重野能之君） はい、ありがとうございました。

○議長（須崎幸一君） 以上で、重野能之議員の質問を終わります。

◎延会について

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は、あす12月13日午前10時から開きますから、ご出席をお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（須崎幸一君） 本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 2時47分）

令和元年12月13日（金曜日）

（第 3 号）

令和元年東吾妻町議会第4回定例会

議 事 日 程（第3号）

令和元年12月13日（金）午前10時開議

第 1 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番	須 崎 幸 一 君	2 番	渡 一 美 君
3 番	井 上 英 樹 君	4 番	高 橋 弘 君
5 番	茂 木 健 司 君	6 番	高 橋 徳 樹 君
7 番	里 見 武 男 君	8 番	小 林 光 一 君
9 番	重 野 能 之 君	10 番	竹 渕 博 行 君
11 番	佐 藤 聡 一 君	12 番	根 津 光 儀 君
13 番	樹 下 啓 示 君	14 番	青 柳 はるみ 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	小 林 靖 能 君	総 務 課 長	茂 木 聡 君
企 画 課 長	水 出 智 明 君	まちづくり 推 進 課 長	武 井 幸 二 君
保健福祉課長	関 和 夫 君	町 民 課 長	片 貝 将 美 君
税 務 課 長	高 橋 篤 君	農 林 課 長	飯 塚 順 一 君
建 設 課 長	桑 原 正 明 君	上下水道課長	一 場 正 貴 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	田 中 康 夫 君	学校教育課長	堀 込 恒 弘 君
社会教育課長	丸 橋 昇 君		

職務のため出席した者

議会事務局長 水 出 淳
議会事務局長 佐 藤 功 樹
議係

議会事務局長 高 橋 智恵子
議補 佐

◎開議の宣告

○議長（須崎幸一君） おはようございます。

連日、大変お疲れさまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎傍聴の許可

○議長（須崎幸一君） 本日は、傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、あわせてお願いを申し上げます。

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎町政一般質問

○議長（須崎幸一君） 日程第１、町政一般質問を行います。

◇ 井 上 英 樹 君

○議長（須崎幸一君） 初めに、3番、井上英樹議員。

（3番 井上英樹君 登壇）

○3番（井上英樹君） それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、質問の要旨から説明をさせていただきます。

今回、台風19号により当町が得たさまざまな教訓を風化させることなく、今後の当町防災計画に生かすことが重要と考えます。単に地理的に災害に強い地域というだけでなく、真に災害に強い町を築くための必須事項と考えます。

この機会に防災対策について、新たな課題とその対応策について町民とともに考え共有することも、まさに官民協働によるまちづくりの一躍を担う重要政策の1つと考えます。

また、自治会等町民側に対して避難、呼びかけなどの対応や被害情報の集約などの行動を求める際には、行政側においても、今回さまざまな課題を見出したことと思います。それをどのように改善するのか、そのことを明確に町民に提示できなければ町民の信頼は得られませんし、本気になってともに考え、行動してくれるとは思いません。

町が今回の台風で得た教訓をどのように受けとめ、みずからその課題を改善するのか、これを明確に町民へお伝えすることが、当町における防災対策の第一歩であると考えます。

以上を勘案し、以下8点について質問させていただきます。

台風19号の町の対応についてであります。

1番、町に対策本部を設置して以降、順次どのように行動したか、時系列での説明を求めます。

2番、今回の防災対応について、見出した課題はどのようなものがあるか。またその課題に対して、今後どのように改善をしていくおつもりがあるか。

3番、今回一時避難した住民や被害箇所近隣の住民から当時の状況調査を行い、また広くパブリックコメントも取りまとめ、来年度自治会に配付予定の防災マニュアルにも反映すべきと考えますが、いかがでしょうか。

4番、上記質問の1から3番をまとめ、町報並びにウェブサイト等災害時の教訓として、真摯に町民に情報公開をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

5番、飲料水となる水源に被害を受けた地域に対して、現在、仮復旧の箇所について、今後の対応計画はどのようなになっているのでしょうか。

6 番、被害を受けた用水路で防火用水を兼ねている箇所もありました。被害報告を受け、その情報はいつ消防機関と共有されたのか。また防火用水の復旧までの間、万一の出火時の対応策は、速やかに消防機関と協議をされたでしょうか。

7 番、町民からの被害通報が重複し、被害状況の取りまとめに職員の皆さんも大変苦労したと思います。自治会による災害情報伝達の強化が担当課から提案されましたが、被害情報の受け手となる町側対策本部の情報受付体制そのものも見直しが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

8 番、被害箇所によっては、管轄外として土木事務所へ直接連絡するようにと、行政間のたらい回しのような形になってしまった町民もおります。町内の被害状況を速やかに取りまとめ、町が主体となり関係各機関へしかるべき対応を求めるのが、本来の行政の役割ではないかと思います。この点、町長のお考えはいかがでしょうか。

以降、自席に戻って質問をさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、井上議員のご質問にお答えをいたします。

1 点目の、町に対策本部を設置して以降についてでございますが、時系列で概要を説明させていただきます。

10月11日 8 時30分、災害対策会議を行い、翌12日 8 時30分、災害警戒本部を設置。9 時、役場に避難所を開設いたしました。その後、洪水警報、土砂災害警戒情報が気象台から発表され、16時、災害警戒本部から災害対策本部に切りかえました。同16時、坂上地区に避難勧告発令と同時に、坂上地区 4 カ所に避難所を開設いたしました。16時21分、町内全域に大雨特別警報が発令され、17時、町内全域に避難勧告を発令いたしました。同17時、岩島地区と東地区に避難所を開設いたしました。この16時ころには、前橋気象台長から直接、台風情報また状況等の電話がございました。また、山本一太知事からも直接、ご心配と激励の電話をいただきました。ありがたく心強く感じました。

2 点目の防災対応について見出した課題は、についてでございますが、大雨特別警報が発表され避難勧告を発令し、避難勧告を呼びかける方法は防災行政無線によるもので、1 回のみの放送であり聞き取りにくい放送でございました。避難所については、防災マップには各

地区の学校やこども園等が指定されておりますが、一部の避難所の開設でありました。また、遊歩道や河川に近い公園は危険なため、使用禁止等の対応ができず危険な状況でございました。

このように避難勧告の情報伝達方法、避難所の開設場所、危険施設の事前防止等、課題が残りました。地域における状況の把握、情報収集、伝達体制の確認などの平常時の活動、そして地域住民の安否確認、危険箇所の事前防止などの災害初動時の活動の地域連携による地域を守る活動が重要でございます。

今後、住民一人一人が隣人等と協力し、地域を守る初動対応を行政区等と協議し、初動対応をわかりやすい方法によって周知をしていく予定でございます。

3点目の一時避難した者、被害箇所の近隣住民から当時の状況調査についてでございますが、一時避難した方など広く意見を聞く方法であります。個人情報その他さまざまな事情もありますので、難しい状況にあります。被災した道路、水路等は建設課、農林課で現地確認を行っておりますので、当時の状況は確認しております。確認した資料を整理し、防災マニュアルに反映できるかどうか検討し、反映できるものは反映する予定でございます。

4点目の、1点目から3点目をまとめ、についてでございます。

この教訓は、地域を守る活動、そして災害時の初動対応に参考となるもので、被災状況を情報公開することは非常に大切なことと思いますので、内容を精査し、情報公開できるかを検討してまいります。

5点目の飲料水となる水源に被害を受けた地域に対してについてでございますが、群馬県食品・生活衛生課に補助等を受けることが可能か確認をいたしました。災害復旧費補助金の対象が地方公共団体が管理する水道事業となっておりまして、補助事業の対象外でありました。町単独補助金、簡易水道等整備補助金では、町営以外の簡易水道等整備事業施工者を対象に、150万円を上限として事業費の2分の1以内を補助する制度がございます。見積もりにより金額が多額の場合は、工事を数年に分けて施工し、毎年補助金申請をしていただくことで、水道組合の負担を極力抑えられると考えております。

6点目の、被害を受けた用水路で防火用水を兼ねている箇所についてでございますが、被害を受けた情報は区長さんより町へ連絡があり、内容を町より担当消防団には連絡を行いました。そして復旧までの対応は、区及び消防団と情報共有し、他の場所の水利を利用するよう水利の確保に努めました。

7点目の、町民からの被害情報が重複し、町側対策本部の情報受付体制についてござい

ますが、被害状況の連絡先を明確にし、町の受付体制を見直し、3点目でお答えさせていただいた防災マニュアルを策定するときに、情報受付体制も連携し検討してまいります。

8点目の、被害箇所によって土木事務所へ直接連絡するようにといった、たらい回しにあったという町民もいるについてでございますが、議員ご提案のとおり、被害状況を速やかに取りまとめることは非常に重要なことでございます。管轄外の施設の被害の報告を受けた場合は、内容をおつなぎしますと対応を心がけてまいりました。今後も被害状況を速やかに取りまとめ、初動対応ができる体制を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 井上議員、再質問ありますか。

3番、井上英樹議員。

○3番（井上英樹君） 大変ご丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

まず、1番のその時系列での初動対応についての説明を求めさせていただきました。いただきました資料の中では、10月12日の土曜日、これ台風が来た当日であります。この日の16時に、まず坂上地区で避難勧告が発令されております。通常でしたら、この避難勧告が出る前に避難準備勧告並びに高齢者等避難開始の指示が出されるかと思うんですけれども、これが出されておりました。この理由について、ちょっとお尋ねしたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、台風の進路等状況把握の段階で、そういった段階を踏む機会がなかったということでございまして、気象台の情報、気象台長の直接の情報等を踏まえまして、避難勧告発令を坂上地区から行ったものでございます。

これにつきましては、吾妻郡の西部、嬭恋、長野原等が非常に雨量が多いという気象台の情報を踏まえまして、16時に避難勧告を発令したものでございます。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上英樹議員。

○3番（井上英樹君） 正午のNHKの天気予報で、関東甲信越については400ミリから500ミリの記録的な大雨という報道がなされておりました。これを仮に話半分と、ちょっと例えます。話半分にしても、200ミリから250ミリの雨というふうに受け取れるわけです。その量でも、このエリアにとっては大変な大雨であると思います。この正午の天気予報が出された段階で、実は出していただけなかったのかなというふうに、今思っておるわけです。

私自身、当日一時避難をしました。その避難をする決断に至ったのは、この正午のNHK

の天気予報のこの情報をもとに、我が家も危険箇所であるというふうに判断しましたので、速やかに避難準備をして、午後２時には家を出るような体制をとりました。

ここで１つ問題にしたいのは、この町内、各地区ごとに多少気象条件等も変わってくるかと思うんです。なので、気象台の情報はもとよりなんですけれども、各地区にそういった、その例えば坂上地区なら坂上地区の現在の雨量だったりとか、あるいは天候状況どうなのか、今後危なくなりそうであれば、早目に情報収集していく手段を何かしらつくらなければならないのではないかというふうに思います。

これ各地区に、そういった、その現場の情報を集約していくような体制づくりというのが必要ではないかと考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、当時の状況、雨量計等の各地区の報告というものが入手できないという状況の中で、土曜日の９時に、ここ東吾妻町役場に避難所を開設をいたしました。その後、各気象台それぞれの時間の情報等を入手しながら対応してきたところでございます。

特に、気象台の直接の情報というものは重要でございまして、その中で、NHK等は広範囲での状況の報道があるわけでございますけれども、気象台におきましては、県内あるいは郡内の各地区ごとの情報が入れていただけるわけでございます。その中で判断をして、１６時に大雨特別警報が出る以前に避難所を開設、避難勧告を発令したというところでございます。

○議長（須崎幸一君） ３番、井上英樹議員。

○３番（井上英樹君） 私自身、避難をさせていただきました。

また町内では、１２０名を超える方が一時避難をしたということで、これは当町においては大変まれなケースであったことと思います。だからこそ、今回のこの経験を次回に生かしていただきたいというふうに思っております。その情報を集めていく、現場の情報を把握していくということは、大変困難だとは思いますが、これについては今回の１つの課題として、次回このような災害は、今後恐らく頻繁に起こる可能性が非常に高くなっているということでありますので、ぜひともその辺は体制づくりをしていっていただきたいというふうに思います。

ちなみに、災害対策基本法の第５章第２節第５６条、市町村長の警報の伝達及び警告という欄があります。そこを要約をいたしますと、市町村長はみずから災害に関する予報もしくは

警報を知ったとき、中略させていただきます、必要な通知または警告をすることができるとあります。これは、町長が独自に各地域の実情を速やかに集約していくことで、場合によっては、その気象庁の発表を待たずに独自に警報を発令することができるということでありますので、今後同様の災害の発生時には、町長のご判断で勇気を持って躊躇することなく、早目の警報発令を出していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょう。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今回の台風19号災害、初めて今回は避難勧告を発令したものでございます。非常に貴重な経験でございますので、この経験を今後とも生かして、我が町の防災に取り組んでいくということが必要であると思っております。

独自に町内の各情報を入手して、そして気象台の情報を待つ以前に警報等の発令ができないということでございますけれども、これにつきましては、役場職員が各地域に住んでいるものですから、その各地域の状況を職員から聞き取るということが一番早い情報で、確実な情報だというふうに考えております。そういうものも踏まえて、また気象台の地域ごとの情報等も踏まえて、そして町としてしっかり判断して、できるというときには決断をして警報等も発令してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上英樹議員。

○3番（井上英樹君） 町長のそのようなお言葉をいただきまして、恐らく次回、同様の災害があったときには、さらに精度の高い対応がしていけるのではないかとこのように思いますので、そのところはぜひとも体制づくりをよろしくお願いしたいと思います。

次に、今回一般避難をされた方、また被害箇所の近隣住民からの当時の状況調査ということなんですけれども、これは町民サイドでやはり課題が出ているということがあると思います。役場の中だけの調査ではなくて、これはやはり実際に避難をした方々が、当時どのような課題を抱えていたかということ进行调查することが、大変重要かと思えます。

ちなみに、当町の地域防災計画ありますよね。地域防災計画の第1編の総則、これ第1ページになります。第1ページには、地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集することというふうに書かれております。ここの情報というものの定義でありますけれども、これが定かではありません。これは被害情報だけを言っているのか、それとも実際にその災害が起きたときに発生したさまざまな課題全てのことを言うのか、どちらなのかということであります。

なので、この地域防災計画に総則に書かれているこの情報収集することというのが、この

部分を今後の災害に生かしていくためには、やはり住民のさまざまな情報、課題ということ
を精査するべきだというふうに思います。

もちろん個人情報の取り扱いということもあるでしょうけれども、この災害対応について、
町が本当に真剣に向かっているということが見えたら、町民の皆様も積極的に協力して
いただけたらと思うんです。なので、ぜひここは躊躇せずに進めていただきたいと思います。
いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今まで東吾妻町、非常に長い期間大きな災害がなかったということで
ありました。職員も町民の方も、いわゆる安全神話にどっぷりつかっていたというふうに思
います。そのようなときに地球温暖化の影響で巨大化した台風が来たということで、非常に
想定された以上の被害があったというふうに考えております。

やはりこの機会に、今おっしゃったような町民の皆さんの当時の状況等もお聞かせいた
だいて、そして今後の台風に備えると、気象災害に備えるための対策を練っていかなければな
らないと思っております。

町民の皆さんは、本当にそれぞれの地域にお住まいになっていて、そして台風が接近して
くる段階でさまざまな情報を得たかと、体験を得たかと思います。そういうものをお聞かせ
いただいて、そして今後の防災対策に生かしていきたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上英樹議員。

○3番（井上英樹君） 前向きなお答えをいただきましたので、ぜひこれをなるべく早く、記
憶がうせないうちに実施をしていただきたいというふうに思います。

ちなみに、災害対策の研究者、そして災害対応プランナー等多くの方々が提唱している災
害後の検証システムというものがあります。AARというふうに言います。アフター・アク
ション・レビューというシステムなんですけれども、それについて研究をされて、もし可能
であればそれを導入して、即調査を当たっていただきたいというふうに思います。いかがで
しょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） AARにつきましては、その内容をよく理解しておりませんが、
今後の町民の皆様の安全な日々の生活を確保するために必要なものであれば、これを前向き
に捉えて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上英樹議員。

○3番（井上英樹君） このAAR、導入されるかどうかは、これはよく検討をしていただきまして、いずれにしても必要なことは、住民へのその調査、課題を見出すということだと思います。それによって、次の災害にどのような備えがいるかということが明確になってくると思いますので、まずこれを第一優先としてやっていただきまして、その結果を、来年配付予定の災害対応マニュアル、こちらのほうに反映すべきというふうに考えるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 井上議員のご提言でございます。内容をよく精査いたしまして、そしてまた、十分に検討して、今後対応してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上英樹議員。

○3番（井上英樹君） 質問については以上でございます。

最後に、今回私たちがこの非常に大きな災害に直面したということで、さまざまな問題が見えてきたことと思います。

最後に、台風の後、たしか21日だったと思うんですけれども、議員の有志で婦恋村の災害ボランティアに行っていました。そこで実は貴重な意見をいただきました。最後にそれをちょっと皆さんにお知らせしたいというふうに思っております。

婦恋村でその台風当日、腰まで水につかりながら避難呼びかけをした役場の職員がおります。その方から直接に大変貴重な意見をいただきました。

その避難呼びかけをしていく職員や消防団員のその生命を守るため、危険性を少しでも減らすために、各お宅が避難をするときに、自分自身がぱっと剥がして玄関にぺたっと張れる避難しましたというシール、これをぜひ全戸配付していただきたいと。それがあれば、その危険なところを呼びかけるその担当者が、危険なところまで入っていなくても、ちょっと離れたところから、避難したか、まだ在宅かということが一目で判断がつくので、まず危険性を減らすことができる。そして対応する時間を短縮できる、短い時間で多くの家を回れるということです。そういうふうな話をいただきました。これ具体的なんですけれども、そのシールは、できれば夜間でも見やすい蛍光シールであれば、なおさらいいですということです。暗くなったら見えなくなってしまうということです。

そして、腰までつかりながら避難呼びかけをしていくと、大体1軒につき四、五分かかったそうです。1軒で四、五分ということは、相当大変だということでもありますよね。なので、この辺を、ぜひまた執行部のほうで、皆さんで検討していただいて、今後の町政の災害対応

に役立てていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁をお願いします。

○町長（中澤恒喜君） 安全神話から目覚めさせていただいた今回の台風19号でございますけれども、今、井上議員からおっしゃいました被災現場での貴重な経験のお話をいただきました。その避難したシール、大地震災害の現場でも、そのような話を聞いたことがあります。非常に大きな災害を受けた場合には必要なものと思いますので、今後、そのシールにつきまして、より正確に調査をいたしまして、実施できるものであれば配付をしてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。

以上で、井上英樹議員の質問を終わります。

◇ 渡 一 美 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、2番、渡一美議員。

（2番 渡 一美君 登壇）

○2番（渡 一美君） ただいま議長の許可を得ましたので、質問通告書に従い、質問をさせていただきます。

質問項目1、現在の出産、子育て政策のPR強化をしてはどうか。

質問項目2、働きやすい環境づくりのために、テレワークを推進してはどうか。

1について。

現在東吾妻町で育児をしていると、さまざまな補助金があります。私自身かなり助かっていますし、充実しているといった声をよく聞きます。しかし、町内外の人にどれほど認知されているのでしょうか。もっと広くPRするべきではないのでしょうか。

そこで、出産から亡くなるまでの間どのような補助金を受けられるのか、年表をつくったらどうか。人生で訪れる出来事と補助金を受けるタイミングを見える化することにより、町での人生設計を立てやすくなるのではないのでしょうか。ホームページのトップ画面やSNSでの宣伝に使用するなど、PRしてみたらどうでしょう。

2について。

テレワークは、子育てや介護をしながら働いている人に対して、救世主となるのではないのでしょうか。平成30年度国家公務員のテレワーク実績結果を見ると、利用者の全体の約2割の方が利用。利用状況は半日や時間単位の利用が多いです。実施者の9割が継続的に利用したいということでした。

当町で推進することによって、町のイメージアップにつなげるとともに、働く満足度を上げ、生活環境の変化に対応できるのではないのでしょうか。

以降、自席にて質問させていただきます。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、渡議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の現在の出産、子育て政策のPRを強化してはどうかでございますが、現在町では、出産祝い金を初め入学祝い金や学校給食の無料化など、さまざまな子育て支援を行っております。これらの施策につきましては、町の広報紙やホームページなどで周知をしているほか、子育てガイドブックを作成して、出生や転入の際に配付してPRしております。

また、子育て支援のダイジェスト版を作成し、各学校を通じて保護者の方にも配付しております。議員ご指摘のように、出生から入学、結婚、就職など、人生のライフイベントに対応した補助金や支援制度を年表形式でまとめたものを作成することにより、一目でわかりやすく、それぞれの人生設計に当てはめることができる、非常によいご提案だと思います。

今後、関係課を通じて横断的に取りまとめ、作成していきたいと考えております。また、町のホームページをより見やすく工夫するとともに、SNSの活用なども検討して、積極的にPRしていきたいと考えております。

2点目の、働きやすい環境づくりのためにテレワークを推進してはどうかでございますが、子育てや親の介護をしながら仕事を続けている町民の方は、たくさんいらっしゃいます。

まず、地方行政へのテレワークの導入についてでございますが、末端組織である役場という職場では、お客様の対応場面において、対面によるコミュニケーションを必要とする業務が中心となりますので、なじみにくい制度であると考えております。また、仮に導入することになると、勤務遂行体制、勤務時間管理、安全衛生、公務災害、給与等の処遇など、人事制度の運用上の課題もございます。

議員ご提案のとおり、在宅のまま仕事を行うことが可能であれば、体力的にも精神上も救

われることが多いと思います。

民間企業に目を向けますと、第4回定例会会期中に東吾妻町合同企業説明会が開催をされました。昨日でございます。参加いただきます企業の顔ぶれは、車の部品やプレス型枠などを製造する会社、土木、建築業、病院や老人福祉施設などで、テレワークを可能とする業種は少ないと思います。

しかし、議員がおっしゃいますとおり、働くこと、生活することを高い次元で満足できることは重要でございます。テレワークは、仕事と生活の調和を図る観点から、1つの手法であると認識をしております。引き続き、他の手法も含めて、ワークライフバランスの取り組みやハローワークでの労働相談とあわせて、働くなら、生活するなら東吾妻町と認めていただけるよう努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 渡議員、再質問ありますか。

2番、渡一美議員。

○2番（渡 一美君） 1についてですが、PR強化なんです、ホームページを見るだけだと、どのような補助金を受けられるのか、一目でやはりわかりづらかったです。今、新築で家を建てたら補助金がもらえたり、子育てしていると給食費が無料になったりというのを、私はちょっと計算してみたんです。今、現在私の状況で、もし家を建てたら子供3人育てていたら、どのような恩恵を受けられるのかというのを計算したら、ざっと大体400万円ぐらいは恩恵を受けられるんです。

ただ、そのようなことをどこまで町民の人がわかって、この町に住んでいたら、これだけ優遇されているのかということ、やっぱりもう少し理解するべきかなと思いますし、今、ことし生まれてくる子供自体が物すごく少ないんですが、小学校に上がるまで、あともう6年ぐらいしかないわけです。となると、出産をする方を集めるだけだと、やはりもう間に合わないと思います。そうすると、学校に上がる時か小学校に上がる時、そのときに定住する場所を考えるタイミングだと思うんです。そのときに、ほかの町からこの町に集めるためにどうしたらいいのかということ、一番考えるべきだと思うんです。

吾妻郡内の補助を出しているところとかいろいろ見てみたんですが、やはり金額的に圧倒的に東吾妻町が補助の金額としたら高いんです。お金の面で言ったら、やはり東吾妻町に住んでいるのが一番楽なんではないかなという結果になったんですよ。

そうすると、やはりPR、もっとちゃんとするべきなのかなと思うんですが、SNSの利

用率、子育ての世代のママのＳＮＳの利用率が９割。大体９割の人がＳＮＳを利用しています。１日に７４％がＳＮＳを１日１回見ています。そうすると、やはりＳＮＳで宣伝するべきではないかなと私は思いました。

子育ての悩みをどこから解決するのか、収集するのか、情報を得るのかというのも、大体ＳＮＳをみんな利用しているそうです。インスタグラムでもし宣伝をしたとしたら、１００円から宣伝できるんです。ＳＮＳでみんな見ているのであれば、そこで宣伝費を多少なりともかけても、そこで宣伝したら、もしかしたら子供を連れてこっちへ越して来ようと思う人がいるかもしれません。なので、私はこういった取り組みをしたらどうなのかなと思いました。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） まず最初に、年表形式の補助制度の資料というふうなことでご提案いただきまして、これは非常にいいなと思いました。令和初めてのグッドアイデア賞だなと思いましたけれども、それに続きまして、ＳＮＳを若いお母さん方が利用している率が高いというふうなことも、今、調査いただいて、また分析もいただいて、ご提案をいただきました。今後もＳＮＳ活用、非常に有効なものだというふうに思いますので、この点も今後検討をして、積極的に使ってＰＲしていくことが必要かなと思っております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） ２番、渡一美議員。

○２番（渡 一美君） 続いて２についてですが、テレワークです。

テレワークを町としてやるのはなかなか難しいと思うんですが、今やっぱ東京に住んでいたりとかすると、地震が怖かったりだとか、企業としても同じところに全部の組織をまとめるのは、なかなか怖いということもあると思うんです。

東吾妻町は災害が少ないということもありますし、これから５Ｇが来たりとか通信速度が圧倒的に早くなるんです。そうすると、東京の企業に勤めながら群馬の東吾妻町に仕事をしながら、月に１回、週に１回向こうに通って仕事をすることも可能です、今後。共有施設だったりとか、例えば、坂上の中学校とか空いているところにサテライトオフィスみたいなものを設けて、こっちから東京に通勤することも可能です。

今後、通信速度が上がることによって仕事の幅もすごく広がると思いますし、働き方も物すごく変わります。仕事をしていく間に、会社に行かなくてもいいような人たちがこれから来るとしたら、この東吾妻町として、そういう方に対してこの町に移り住んでもらうことは

可能ではないかなと考えました。

町長のお考えをお聞かせください。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） テレワークにつきまして、今、議員がおっしゃるように、東吾妻町は非常に今まで話しておりましたように災害の少ない地域であります。これを売りにして、テレワークをするのにこの東吾妻町に移住をしていただいて、そしてこの町からその仕事を発信していただく、行っていただくということも非常に大きなよい課題だというふうに捉えております。今後は議員おっしゃるように、テレワークにつきましてよく分析等も行って、これを広めていくように、また移住してくれる方にも、この町をPRしていくようにしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 2番、渡一美議員。

○2番（渡 一美君） それに関連してなんですが、今、群馬県で移住の支援で2人以上だと100万円出るとというのが、6月ぐらいから始まったと思うんですけれども、それに絡めてやることによって、都心の方がもし東吾妻町に移住してきた場合に、2人以上だと100万円、条件にもよると思うんですが、例えば1人、夫婦で片方の方が群馬県に東吾妻町で働いて、もう片方の方がテレワークをするという場合もあり得ると思うんです。そうすると、先ほどの400万円と言いましたけれども、家を建てて引っ越してきた場合に250万円ぐらいもし出るとなれば、やはり考える方も出てくるのかなと思うので、周知を広めることはすごく大切だと思うので、今後進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 移住についてもご意見ございました。

東京都の有楽町の駅のそばにふるさと回帰センターというのがありまして、ここでは移住を勧めるコーナーがございます。これにつきまして、群馬県では今までこのふるさと回帰センターに登録をして、ざっくり言えば、年会費を払ってPRをしている市町村が、非常に3市町村くらいしかなかったんですけれども、山本知事のお勧めがあつて東吾妻町がその4番目に入りました。そして、このセンターを大いに利用して、今後は移住者をこの東吾妻町に募っていきたいと思います。議員おっしゃるようなテレワークで仕事をできる、そして安全な東吾妻町を大いに目指していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） よろしいでしょうか、渡議員。

2番、渡一美議員。

○2番（渡 一美君） パンチのある政策をしていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 答弁よろしいですか。

以上で、渡一美議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を11時といたします。

（午前10時50分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午前11時00分）

◇ 高 橋 徳 樹 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、6番、高橋徳樹議員。

（6番 高橋徳樹君 登壇）

○6番（高橋徳樹君） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問の通告書に基づきまして、質問の項目に従って質問させていただきます。

最初に、自治体間交流人口推進事業につきまして。

2番目は、町有施設の有効活用についてでございます。

自治体の交流につきましては、杉並を中心とした交流についてお伺いしていきたいと思えます。

現在、全国の自治体間では、それぞれの地域資源を生かしました交流が盛んでございます。また同時に、事業の効率性や活動内容の見直し、成果も求められてきております。

今般7月には、当町と名寄市、杉並区交流友好自治体協定締結30周年の式典がありました。これまでの先人の方が築き上げてきました各種友好交流のきずなは非常に貴重であり、町に

にとって重要な財産であると認識しております。特に、これまでの核となった人的交流、活動内容等、また当町の町づくりに残した成果はどのようなものであったか、お伺いしたいというふうに思います。

杉並の交流につきましては、これまでの意義を踏まえ、今後さらに広範囲な民間交流、町民、区民が一人一人根差した新たな交流の推進が重要ではないかと考えておりますが、いかがお考えでしょうか。

これまでの積み重ねによって、杉並区の区民がどの程度東吾妻町に興味を持ってファンになっていただいた方がふえたでしょうか。また、当町民が交流メリットを認識されている方がどのくらいおられるのでしょうか。

私は、これまでの30年の各種イベント、特定行事等の成果を十分に踏まえ、今後はさらに単発的な相互交流のみならず、経済交流を頭に活性化を図るという中でのビジネスチャンス求めた交流に進めていくのと考えております。予算の拡充や、これまで子供の交流については、社会教育課あるいは交流によっては企画課、まちづくり推進課等々、課の一本化の整理も、今後窓口の概要としては必要ではないでしょうか。

さらにこの交流の中で、朝市の事業が非常にこれまで紹介されてきております。杉並の機関紙においてもこの事業が紹介されております。主に坂上のNPOの活動の中での新鮮な農産物を販売しているということで、非常にリピーターも多く、評価があるというふうに聞いております。

今後は、さらにこうした農産物の販売事業を杉並区に、やはり今後東吾妻町のアンテナショップ等の拠点を杉並区に置いて、さらにステップアップしたプロジェクトを展開するというようなことも検討されてみてはどうか、町長の見解をお伺いできればというふうに思います。

さらに杉並の関連で、2011年4月に東日本大震災の発生を契機に、自治体スクラム支援会議が発足しております。現在は当町を含め9つの市町村が参加しておりますが、活動状況についてお伺いしたいというふうに思います。

この会議の主原則を拝見しますと、防災を中心にお互いに助け合い、食料品、生活必需品、医療品等の援助を行って、リスク分散、危険分散を行うというような連携が行われているというふうに思いますが、自治体間の規模等の大きさもあり、さまざまな課題もあるのではないかなということも考えられますが、いかがでしょうか。

このスクラム支援会議についての自治体について、私は上記のほうの新たな交流というこ

とで、自治体にスクラム支援に参加しております各市町村との連携も、今後考えていく必要があるのではないかなという視点でお伺いしたいと思います。

いずれの地域におきましても、杉並でさまざまな行事を行っております。特産品の販売、写真展、スポーツ交流等々、東吾妻町と同様の交流を進めております。いずれも57万都市の杉並を意識した交流促進をしていきたいという共通の願いがあるというふうに想像されます。今後、スクラム支援会議の防災というような働きがあるというふうに思いますが、新たなまた視点で、ここに参加している市町村との利用等も模索されてはいかがでしょうか。

2 番目でございますが、町有施設の有効活用についてでございます。

平成29年のまとめられました管理計画によりますと、現在、当町におきましては146の施設がございます。そのうち、その他施設として分類されております、今回は榛名のふれあいの家をお聞きしたいというふうに思います。

合併前に東村が研修センターとして利用していたものが、その後十数年にわたり無利用と聞いております。長年にこれまで活用できなかった要因は何でしょうか。今回、行財政委員会等で2回にわたり、この榛名のふれあいの家を見てきましたけれども、長年閉鎖されてきたことで外壁、水回り等内部の老朽化も見られますが、素人の目で見まして、非常に湖畔の風光明媚な好立地にありまして、何とか今後、町民の方が有効活用できるような施設として、期間はたっておりますけれども再復活できないものか、そうした視点で私は活用していただければというふうに思っておりますので、執行部の見解を伺いたいというふうに思います。

以上で、後は自席にてお伺いします。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、高橋議員のご質問にお答えをいたします。

1 点目の杉並区を中心とした交流についてですが、平成元年8月に、旧吾妻町は杉並区と友好自治体協定を結びました。その後、吾妻町と東村が合併し東吾妻町となり、平成18年8月に改めて友好自治体協定を結び、ことしで30年になります。この間、子供たちの自然体験やスポーツ交流、阿波踊りや各種イベント交流など、多様な分野で交流が行われ、そのほとんどが現在も続いております。これらの交流事業は、町の皆さんにも、区民の皆さんも毎回楽しみにされていると思っております。

また交流の成果といたしまして、杉並区からいつでも気軽に足を運べる施設として、コニ

ファーいわびつが平成7年につくられたということでございまして、この施設を通じ、さまざまな交流のきっかけや拠点となり、町民と杉並区民の橋渡しをしております。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に際し、自治体間での相互支援という、それまでにはなかった進化した自治体間交流の先駆けとなったことは、大きな成果だと思っております。今後はこれまでの成果を踏まえ、30年間で築き上げてきた友好関係を継続、発展をさせ、各分野において町民、区民レベルで交流の取り組みを一層続けてまいりたいと考えております。

2点目の、30周年を節目に一層の人的交流で産業振興をでございますが、杉並区を介し、交流している自治体の首長が集まり、地方創生・交流自治体連携フォーラムを平成27年度から行っております。このフォーラムでは、地方創生が叫ばれている中で、東京都にある杉並区と地方自治体である交流自治体が、どんなことをしていけばそれぞれの自治体にとってメリットがあるのかを、毎回テーマを決め、話し合いをしております。その中ではアンテナショップの話もございましたが、常時都内にアンテナショップを持つということは家賃等の問題もあり非常に難しく、交流自治体が共同で行った場合においても、費用対効果が得られないなどの問題から、なかなか話がまとまりませんでした。

町では、杉並区内のイベント等において農産物や加工品等を紹介しておりますが、イベントのときの紹介ではなく、飲食店などを通じた違った形での農産物などの紹介を、区民の皆さんにアピールできる機会を考えているところでございます。

3点目のスクラム支援参加自治体の相互連携模索をについてですが、平常時には自治体スクラム支援会議を行い、災害時に被災自治体と情報連絡の窓口となる窓口自治体をブロックごとにあらかじめ設定をしております。災害時に窓口自治体は被災自治体に対して、必要な情報を確認するとともに、各スクラム自治体と支援の調整を行うこととしております。このようにスクラム自治体間の総合調整を行うことにより、連携支援の最適化を図っております。今後は、交流事業スクラム支援の平常時における連携のあり方を模索していく中で、町民も含めた事業を視野に入れて推進していく考えでございます。

榛名湖畔ふれあいの家の活用についてでございますが、榛名湖畔研修センター東村ふれあいの家につきましては、平成3年3月に新築工事を行い、平成13年度までは研修施設として利用しておりましたが、平成14年度から平成18年3月の町村合併までは休館をしており、町村合併協議において廃止とされております。また平成18年12月には用途廃止をされており、管理につきましても平成22年8月に当時の産業課から総務課へ移管をされております。

ふれあいの家につきましては、このような経過から、もともと旧東村で休館していた施設であり、町村合併に伴い、旧吾妻町はすぐ近くに同様の榛名吾妻荘がございますので、廃止が決定されております。

ただし、榛名吾妻荘の運営時も指定管理業者へ働きかけを行っており、何とか利用できないか模索は続けておりましたが、採算がとれるような利用は難しいとのことで、総務課へ移管されております。榛名吾妻荘自体も経営状況が厳しい中、平成21年度から指定管理制度におきまして事業を継続しておりましたが、平成26年度には、民間事業者のノウハウをもってしても業務継続が難しいことから、指定管理業者より返還の申し入れがあり、平成27年度には公共施設のあり方検討委員会の答申により廃止が決定し、高崎市へ施設を売却しております。

今後につきましては、平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画に基づき、榛名湖畔研修センター東村ふれあいの家につきましても、令和2年度末までに個別計画を策定いたします。個別計画策定時に、今後の利活用について、個別計画策定のための調査結果等をもとに判断をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） アンテナショップについて、若干積極的な話ではありませんでしたが、1つ、その点について再質問させていただきたいと思います。

現在、市町村単位での東京へのアンテナショップは、非常にふえてきております。皆様ご承知のように、いろいろ各県で県単位でアンテナショップ等、銀座ですとか有楽町ですとかかなり東京の都心に出て、かなり苦戦しているというようなことは聞いております。

当然、費用対効果なりニーズ調査等は必要ということはございます。ただ東吾妻町のこの農産物のPRなり、この自治体のPR、また杉並に住んでおられる東吾妻町の出身者、群馬県の交流の拠点、さまざまなその拠点、基地づくりというのが、非常に今後のやはり町の活性化につながっていくものというふうに思っております。

特に、今後いろいろなやり方が示されているところもございます。それは集団でアンテナショップを開くということでございます。特に、この杉並の貴重なその30年の積み重ねで言いますと、特に名寄市につきましては6月、9月、10月とアスパラとかトウモロコシとか農産物の物産展をやっております。同様に東吾妻も5月から12月まで新鮮な野菜を毎月木曜日に販売しております。それから小千谷市につきましては、1年間毎月1回日曜日に特産品の

販売を行っております。

私がいちいち見ますと、この似たような規模と杉並との交流の中で、やはりさらにこの拠点を増やしたいという思いはあるのではないかなと思いますし、この東吾妻町でこれまでこの交流に携わってきた方、またさまざまな例えばコンニャクですとか野菜ですとか、農産加工を行っている方にいろいろヒアリングさせてお聞きしましたけれども、やはりもし杉並に拠点があつたらということで、非常にそのチャレンジと言いますか、期待が高いというような声も聞こえてまいります。

そこで、やはりこの今後いろいろなその集まり等の中で、町長のそのトップセールスの中で、事前にさまざまな調査は当然必要だというふうに思いますけれども、やはり57万人の都市の拠点をそこから大きなつながりを、さらにその企業の誘致等々いろんな波及効果が生まれるものではないかなというふうに思います。

また、この群馬県で市町村単位でアンテナショップを開いているところはございません。これから、ちょっとアンテナショップに限らないんですけれども、今、群馬の中で東吾妻町につきましては、この新しい庁舎また群馬県で1番目のこの自転車トロッコ等々、やっぱり最初の取り組みの町として取り組んでいただいて、活性化を図っていこうというようなことも大事ではないかというふうに思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） アンテナショップでございます。

杉並区におきまして、東吾妻町でも今、議員がおっしゃるような朝市等を行って、好評を得たということでございます。

しかし、交流自治体間でアンテナショップの件も話題には出てきてございます。小千谷市で平成29年度にフォーラムをやりましたけれども、ここでもやっぱりアンテナショップは経費関係の話が出て、トータルで考えると、なかなか難しいというふうなことになりました。続いて30年度、南伊豆におきまして話がありましたけれども、やはりアンテナショップというものは、やっぱり話題には浮上してこなかったと。その中で飲食店で、例えば一般的には飲み屋さんと言いますが、飲み屋さんで飲んでいただいて、そこに出すおつまみとかそういうもので東吾妻町の刺身コンニャクを出したり、上がりのデザートに東吾妻町のリンゴを出したりというふうな、そういうことで町の特産物を杉並区の皆様に実際食べていただいて、いいものだということを実感していただいて、そして朝市のほうで買っていただくということを考えたかどうかということで、今検討しているところでございます。

また、杉並区役所の1階に売店があるんです。ここには、杉並区の物品があったり、交流自治体のものも置くことができます。そういうところに町の特産品等を置いて、その売れ行きを見ろというのも、1つのステップ、段階かなというふうに思っておりますので、今、アンテナショップだめだと言い切るところではございません。そういうものをステップにして、東吾妻町の特産物を杉並区の皆様に大いに買っていただき、また食べていただくというふうにしていきたいと思っております。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） 町長、そういう可能性を示していただいております。

今、杉並に自治体ベースでアンテナショップ出しているのは3カ所ぐらいございまして、まさしく規模的にそんな大きいところではありませんけれども、山形県の飯豊町につきましては、町の特産の米を使っておにぎりの店をやられたり、あるいは漬物等販売しているようでございます。その他、石川県で杉並でアンテナショップを進めているようでございます。特に飯豊町、石川につきましては、子供たちのスポーツ交流から始まったというふうに聞いております。

当町も中学生の交流等々、さまざまな野球ですとかスポーツ等、さらに小学生の交流も進めておりますので、今後さらにそういったつながりの中から、一段とこの町にとって町民にとって裨益するような拠点づくりが検討していただければありがたいというふうに思います。

それから、スクラム支援会議についての関連でお伺いしたいというふうに思います。

この防災の役割につきましては、それぞれのリスクを分散しようという杉並の思いがあるというふうに思います。特に、この昨今テレビ等でもいろいろ紹介されておりますけれども、東京の直下型地震等につきましては、かなり緊急の話題として取り上げられております。

特に、杉並につきましては防災についての関心が高いというふうに思いますので、それぞれ当町に期待されることも多いのではないかと思いますので、今後、当町にとって、杉並の例えば防災にかかわります食料なり水なり、そういったような保管ベースを確保していこうというような話し合い等は行われているのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 自治体スクラム支援会議、南相馬市の東日本大震災の被災を受けて、交流自治体とともにスクラムを組んで支援をしたものでございまして、それがその後続いて

会議を行って、防災対策につきましても会議等を行っているところでございます。当然、首都直下型地震、南海トラフ地震等心配されるものでございますので、いざ災害という被害が出るということになれば、杉並区ではかなりの大きなものになるかと思います。そういった意味では、東吾妻町は非常に杉並区に近い位置にありますので、一層南相馬に増して一層の支援をしなきゃならない状況になるかと思います。

支援物資等につきましても、今後もスクラム支援会議で議論を重ねながら、いざというときのためにしっかりと準備をしてまいりたいと思います。やはり杉並に行って見て、やはりちょっと一本大通りから入ると、非常に路地が狭い状況でございますので、これが地震が起きればかなりの被害が出るということは明白でございます。そのようなことから、今後もスクラム支援会議重要でございますので、取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

杉並区のある程度抱えているニーズ等調査して、東吾妻町も可能な限り、もちろんここに住んでおられる住民の方の防災対策がメインではございますけれども、杉並区の対応にも応えられるようなことも必要ではないかなというふうに思います。

それから、杉並を拠点とした交流につきましては、このスクラム支援会議の自治体との交流の中身を見ますと、南伊豆には老人ホームがあったり、あるいは小千谷市のほうでは杉並に学生寮があったり、いろいろな施設等があるのかなと。

要するに、都市と農村のお互いの特徴と言いますか、いいところをニーズを協力し合っていこうという中で、東吾妻町も積極的に今後その杉並に拠点を、30年という歴史があるわけですから、そこら辺のところで、例えばそういった費用負担等々なかなか簡単ではないでしょうけれども、老人施設等につきましても、この東吾妻町のこのさまざまな空き地、あるいはその空き家等の活用、また前々回ですかね、同僚議員の方がお話ししておりましたけれども、例えば、その東京にはさまざまな不登校の方とかいろいろなその引きこもりの方等々子供たちがおられるようですので、例えばそういったフリースクールなんかの誘致等々のお話もありました。やはり東京に57万の都会を拠点に、そこからさらにこの範囲を広げていこうと、その杉並のみならず、そこから世田谷やさまざまな区があるわけですから、そういった可能性と言いますか、チャンスを広げていくためにも、何とか拠点の重要性があるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

最後に、榛名の拠点につきましてお伺いしたいというふうに思います。

この榛名の利用にのみならず、東吾妻町の推進会議におきましては、P D C Aの役割、P D C Aを進めていきながら、新たなアクションを起こしていこうということが上位に示されております。今後こうした施設等につきましても、早目に判断をされてP D C Aの回転を早くして、この早目に判断をしていただきながら、施設等の廃棄する判断をどうするのか、早目に決めていただければというふうに思いますが、その他の施設につきましても、有効活用等いろいろ考えながらお願いしたいと思います。

私は、この今の財政の厳しい中で、私自身は、やっぱりこれまでの建物と言いますか、箱的な経費にお金をかけるというよりも、人的なこのニーズの中での人的な経費の中でのソフト的な経費を今後ふやしていくという中で、ややちょっと矛盾するかもしれませんが、榛名のこの施設につきましても、この東吾妻町の方が、やはり私自身も含めて、非常に榛名は小さいころの思い出の中で、非常に拠点なり場所の風光明媚なところを拝見しまして、やはり今現在の水道をつなげば入っていただけるというような可能性のあるところ、また特にお金をかけなくても入っていただけるような、例えば大学ですとか例えば障害者施設とか、そういうような可能性もお願いして、やはりあの施設を将来残してよかったと、東吾妻町の町民の方に有効に活用できる日がまた来るというふうに思いますので、そういった思いで何とぞ検討していただければありがたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁は願いますか。

○6番（高橋徳樹君） いいです。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。

以上で、高橋徳樹議員の質問を終わります。

◇ 青 柳 はるみ 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、14番、青柳はるみ議員。

（14番 青柳はるみ君 登壇）

○14番（青柳はるみ君） 議長の許可を得ましたので、通告に従い、3項目の質問をさせていただきます。

過去に糖尿病歴があり、治療中断者が気がついたときには重篤になり、透析になってしま

うと言います。人工透析は全国で1.5兆円を要し、医療費全体から見て大きな課題になっています。

そこで質問です。

当町で、糖尿病が原因で腎症になり、透析を受けるようになった方たちの割合はどうか。

次に、レセプトからわかる受診中断者はどのくらいいますか。治療中断で放置している方に対し、適切な治療を受けるために受診勧奨ができていますか。平成30年から保険者、自治体の努力支援制度が本格的に施行されたのを受け、町の取り組み、動きを伺います。

次に、町づくり文化・地域活動の一覧を公表し、住民活躍の土台に。まちづくり参加条例が本年4月から施行され、ひがしあがつま創生会議には、応募し選考された10人が協議に参加されている実績があります。条例の第7条には、住民の活躍を支援するよう努めるとあります。住民に町に出てもらうきっかけは、友人とともに出る好きなことの取り組みだと思います。今、町内各地で展開されている住民の取り組みを広く紹介し、その中から興味のあるものへ参加してもらい、それが土台となり、町づくりにつながると思います。

次に、町の集いを住民に広報してもらうために、スマホ講習を町土台で。

中高年もスマホを持ち、それを使いこなすと若者に褒められるほどです。ショップでは高齢者向けのスマホ教室が開かれていて、教育テレビでも放送されています。使えれば便利で情報を知ることができ、スマホ操作ももっと知りたいと言う。町の事業に参加した人が、SNSで拡散すれば、自然に情報が伝わります。スマホ講習を町主導でやり、広報マンをふやす努力をすべきと思います。

以上、町長にお伺いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、青柳議員のご質問にお答えをいたします。

1項目めの、治療中止の方に継続治療の勧奨を、についてでございますが、町として把握できますのは国民健康保険でありますので、その中での答えとなります。

1点目のご質問でございますが、県における糖尿病重症化プログラムの策定は平成30年度になりますので、その年からのデータとなります。平成30年3月に策定をいたしました東吾妻町第2次国民健康保険データヘルス計画で参考とした平成28年度のデータとなりますが、

レセプトに記載されております傷病名から判定を行いました。人工透析患者21名のうち、生活習慣病を起因とした透析患者は10名でございました。

2点目の、過去5年間のレセプトから町内の受診中断者はどれくらいいるかでございますが、1点目のご質問でもお答えしましたとおり、県での糖尿病重症化予防プログラムの策定が平成30年度でございますので、過去のデータがございませんので、人数の把握はできておりません。

3点目の質問でございます。

治療中断者で放置している方への受診奨励ができていくかについてでございますが、町では治療中断者で放置している方に限定という形での働きかけはございませんが、特定健診の未受診者につきましては、過去3カ年をさかのぼり、毎年11月に受診勧奨通知を出しております。また、中断している状態が医師の診断による休止なのか、自己判断による中止なのか、さまざまなケースがあり、治療中断者の判断が難しいのが現状でございます。

昨年度は治療中断者のリストに応じて訪問を行いました。完全に中断をされた方はおりませんでした。KDB国保データベースシステムにより抽出をした名簿に従い、今年度より保健師による訪問や電話による指導を強化しておりますが、限られた専門職の人的資源の中で体制整備を行っており、年度末に向け、さらに事業を進めていく予定でございます。

2点目の文化・地域活動の一覧を広報し、住民活躍の土台にでございますが、議員のおっしゃるとおり、住民の活動支援のためにさまざまな活動を広報することは必要と考えております。これまでも町広報紙で積極的に紹介してまいりましたが、情報にたどり着くことがかなわず、後日、催しが開催されていたということを知るというふうなケースも、実際にございました。

町ホームページなど電子媒体での紹介も迅速かつ便利と考えられますが、ほとんどの皆様にとって、広報紙をごらんいただくことが、一番身近で簡単に情報を得られる方法と思っております。今後はより一層情報の収集、そして紙面の工夫と充実に努める中で、町民皆様のニーズに即した紹介ができるよう進めてまいります。

議員が言われるとおり、住民が活躍している町には活気があり、活躍している人の周りには多くの人がかかわっております。地方創生が言われる中で成功例を見ますと、都会から来た若者や地方創生の専門家なども活躍しておりますが、そこには必ず活動の中心となる住民の方がいて、そして活躍しております。住民が活躍していれば、そこには人が集まり、交流人口や関係人口もふえてくると思っております。

現在、広報紙にロックな人ということで、9月号よりシリーズで、町で活躍している方を紹介をしております。これは自分らしい特技や趣味、生き方に真剣に取り組んでいる方、これをロックな方と捉え、その方を紹介することで、こんな人がいるということを知らせるとともに、それをアピールすることで、誰もが主人公になれる町を発信し、いろいろな場面に出演いただき活躍してもらおうというものでございます。今後もこれだけでなく、住民の活動を広く紹介して、住民活躍の場を広げていきたいと思っております。

3点目の、町の集いを住民に広報してもらうためスマホ講習を町主体で、でございますが、中高年でスマートフォンを持ち、利用している町民の方は多数いらっしゃいます。

現在、販売店でスマートフォン教室は多く行われていて、操作をもっと知りたい方は教室に参加しております。

自治体でのスマートフォン教室を行っているところは、スマートフォンの利用による振り込め詐欺等生活を脅かすような被害に高齢者が遭わないよう、防止するための利用方法を内容とするものとなっております。このように自治体での事業は、防犯を目的とする教室が開かれております。

議員ご提案のとおり、スマートフォン教室が普及しスマートフォンが利用しやすくなれば、SNSが拡散し、自然に情報が町民に伝わりやすくなると思います。しかし、スマートフォン教室につきましてはさまざまな内容があり、内容によっては商品販売を促進するようなことが考えられるため、自治体での教室は難しい状況にあると考えております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳はるみ議員。

○14番（青柳はるみ君） お答え、ありがとうございました。

初めの医療中断者に対してということですが、30年からの国のデータヘルス計画ですので、5年間のレセプトからはデータがないという町のお話でした。これからやることだと思いますが、群馬県内の治療中断者の受診勧奨が、未着手の自治体が多いと聞きます。我が町もこれからようですが、人工透析への移行防止や医療費の適正化につながることで、中断者は町にはいないということです。

また医師の側からの中断者があるわけですが、医師に聞きに日赤に聞きに行きましたら、もう中断していいということは医師は言わないと。少なくとも半年に1回は受診してください、また町の健康診断行ってくださいということで、もういいということはありませんというお話でしたが、町では、11月に健診の勧奨をしているということで、受診しさえす

ればわかるわけですが、これが一番の効果的な方法だと思いますが、私も町内を見たところ、今までに中断者で足が紫色になっている方がいました。薬を見ましたら1年前から薬を飲んでいないということは治療していないということで、すぐ民生委員さんと保健センターと行っていただいて、すぐ手当ををしていただいて、今は元気でおりますけれども、そんな人もいるんだなという実感でした。

国の理想形で事業をスタートできる、これがチャンスかと思います。町民の健康寿命また透析への金銭的な負担をなくすためにも、この理想形でスタートできるように、町として進めていただけますでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町民の皆様が、自己判断による治療中断というふうなことがあって重篤な状況になるということは大変悲しいことですので、そういうことがないように、今後も保健師による訪問や電話等もしっかり行って、町民の皆様に健康寿命を長くしていただくという取り組みをしてまいりたいと思います。

○町長（中澤恒喜君） 14番、青柳はるみ議員。

○14番（青柳はるみ君） また自治体によっては、腎症だけに焦点を当てて勧奨を見直したという自治体も見受けられます。またレセプトからわからない場合、国保連合会に抽出の支援を依頼している自治体があるということです。

我が町はレセプトから確認できた人が、透析の方は33名ということですが、近隣自治体の中之条町では、平成28年の記録で、透析者24人の半分以上が糖尿病腎症だったというデータをいただきました。

非常に1カ月40万円、1年500万円という経済的な負担がかかります。透析への移行防止のために進めていただきたいと思います。

次に、町づくり参加ということで、町は非常にすばらしいと思うのが、その忍者です。ロックな人ということで広報に紹介された、あ、こんな人がいるのかなと、楽しみに見ております。

町づくりの計画実行評価及び見直しの過程において、住民が参画できるように努めなければならないという、まちづくり参加条例ですが、地域活動の支援ということで、町は協働の町づくりを推進するため、住民の行う地域的な協働活動や行政区の活動を支援するように努めなければならないとあります。

まず、町内で何が住民の側で行われているか。どんな皆さんが取り組みをしているか。ま

ず情報発信して、ここから興味があることがごく身近にあるということを伝え、住民に外へ出かけて、町に出かけてもらいたい、これが第一だと思いますが、ロックな人と呼びかけるのもいいんですけれども、どこで皆さんの身近でこんなことを取り組んでいますよということを情報を流さなければ、何かやりたいなと思っても集まらないと思います。住民が好きなことを、好きなことというのは興味があること、そして趣味にはまだ至らないけれども、面白いうことをやっているな、私にもできるかなで参加して、そしてそれが趣味になる。

そして、そこに参加した人の話ですけれども、60、65歳、70を過ぎて、そこに通うことでこんなに友情が生まれ、いい友人ができるのかと、70過ぎてこんなにいい友達ができうれしいという話もあります。

これの土台を築くためにも、情報をしっかりと何月から募集できますとか、この団体は何人が受け付けられますとか、住民に知らせないと、好きなことも取り組めないと思いますので、しっかりと各地のまず公民館とか集会所で行われているのを調べて掲載していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

町民の皆様が生きがいを持って、そしていきいきと活躍していくためには、さまざまな行事等に参加していただいて、そして実際に取り組んでいただくということが必要だと思います。情報を極力町民の皆様に迅速にお伝えをするということに努めてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳はるみ議員。

○14番（青柳はるみ君） ぜひお願いしたいと思います。

楽しそうに公民館でこんなことをしている、あそこの集会所でこんなことをしている、だけど私が参加していいのだろうか、そのよううらやましいなという、そこに自分も入れる入っていいのかな、こんな話を聞きます。誰でも入れますよという人数制限がない団体については、ぜひ広く情報を伝えていただきたいと思います。

次に、スマホの話ですが、町では、詐欺防止のスマホ、また防犯目的のために教室をやっているということで、町長のおっしゃることも、ショップでまたスマホのいろんな機能がくつついてくるから、それ以上にお金のかかることもあるかと思いますので、公的にはできかねますというお話でしたので、こういうことが、そういうことがないような取り組みをしている自治体をこれから調べていきたいとは思いますが、スマホというのは、私たち家に忘れてくると1日中心配でしょうがないと。また若者のようにSNSで拡散してみたい。

しかし余り拡散するのは怖いということでもありますけれども、フェイスブックについては友達申請しないと映りませんし、フェイスブックやっているのが中高年が多いです。若者は余り見かけられません。ですから、スマホを使って、そして呼びかけを願いたい。また、通信網には多額かけてきた当町ですから、若い人だけでなく、人口数の多い中高年にこのスマホを使って町民に呼びかけて、皆さんにこんな取り組みをしているよ、こんな楽しいよということで呼びかけていただきたいということも含め、また、やはりスマホはその人の画像とか映ると傷つけることもありますから、防犯のためにスマホ教室をやっているということであれば、このことも含めてマナー、人の画像を撮るときはこんなことが必要だ、防犯にもつながるということで、いろんな取り組みを拡散してほしい、それとともにマナーも身につけてほしいということをつけ加えて、スマホを活用してもらいたいということを防犯の場でもできるのではないかと思います。どうでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） スマートフォンにつきましては、議員おっしゃるとおり、今ではそれぞれ皆様が、これがないとなかなか生活ができない、若者によっては、これを肌身離さず持っていないとだめだというふうなことも言われております。

そうということで、スマートフォンのよりよい利用の仕方といいますか、そういうものも普及させていくことが必要かと思っておりますけれども、先ほど申しましたように、町としてスマートフォン教室としてできるものというものを、また、これからよく先進事例等もあると思っておりますけれども、そういうものも研究いたしまして、町としてできる教室があれば取り組んでまいりたいというふうに思っています。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳はるみ議員。

○14番（青柳はるみ君） 今、研究していただけるということで非常にうれしく思っています。スマホは本当にお財布のかわりもするぐらい、ドラえもんの世界でありましたドラえもんのどこでもドアで、これがあると、何か家にもつながっていて、何かあればここへいろんな機器と連動して、びびびっと鳴るというドラえもんの世界が、今現実になっているような気がします。

町長にお伺いします。

町長は、災害時も知事から連絡いただいた、また人口対策についてもいただいたということで、町長は知事とスマホでつながっていますか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 前の質問の中で、当然、直接スマホに知事からいろいろと激励やら情報まで来るわけございまして、今後はスマホを利用して県庁と画像でお互いに会談できるようなシステムになってくるというふうなことでございますので、よりスマートフォンを利用して、山本県政としっかり連携を組んでいきたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳はるみ議員。

○14番（青柳はるみ君） 町長と知事とつながっているということを聞き、非常に心強く思いました。それとともに、つながるということが、やはり町民の中でも大切だと思います。昔はつながるということで、バス停でみんなバスを待ちながらつながっていた、井戸端会議をしながらつながっていた、また公民館に集まることでつながっていた、今は前々議員の質問にありました、若者は90%以上がスマホを持っているというお話ありました。

私たち、その質問された若い同僚議員の2倍上なんですけれども、その2倍、年も2倍なら体重も2倍じゃないかなんて言われているんですけれども、その2倍の私たちのこの人口の多いこの方たちを動かしたら、すごいな、この方たちがつながっていればすごいんじゃないか、この方たちで町を活性化してにぎやかにして、まず住んでいる人が仲よく元気ににぎやかにしていれば、何かあの町っていいなということで若い人も見てくれると思えます。

私たちが楽しそうにしていることで、若者が希望を持てるような気がいたします。それなので、町長が知事とつながっている、私たちも友人関係を広げて、本当に70過ぎの方が、この年でこんないい友人を得るとは思わなかった、この言葉が非常に感銘を受けました。今まで生きてきた中での友人だけで、家の中にいればそれだけで済んでしまった、けどこんなにすばらしい人と出会えた、これがいろんな趣味を通じて、また興味を通じて、また地域の花を植えたりする団体の一番のだいご味なんだなと思えます。

ひとりぼっちじゃない。特に女性は年をいってきますとおひとり様になってしまいます。そのときに、ひとりじゃないということを非常に実感したということで、このつながるということは非常に大切ですので、ぜひ行政からでもこのスマホ教室、安全教室を研究していただきたいと思えます。

答弁をひとつお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 役場と町民の皆様がより強いつながりを持つよう、スマートフォン利用につきましても今後も十分に検討し、進めてまいりたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 以上で、青柳はるみ議員の質問を終わります。

これをもって、町政一般質問を終わります。

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に一任することに決定しました。

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（須崎幸一君） 閉会の前に、町長の挨拶をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 令和元年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げ

ます。

去る4日に開会をされました今期定例会におきましては、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を初め、条例関係11件、令和元年度東吾妻町一般会計補正予算を初め、予算関係4件を提案させていただき、原案のとおりご議決をいただき、本日閉会の運びとなりました。

また、議案審議や一般質問におきまして頂戴いたしました貴重なご意見、ご提言につきましては、真摯に受けとめ、今後の町政運営に反映してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議員の皆さんには、平成から令和へと日本が変わりましたこの1年、町民の代表として重責を果たされ、多大なご尽力をいただきましたことに深く敬意を表するとともに、心から御礼を申し上げます。

ことは例年になく温かい年末を迎えようとしておりますが、議員皆様におかれましては、年末のお忙しい時期、健康にご留意をされ、輝かしい新春をお迎えくださいますようご祈念申し上げます、閉会の挨拶といたします。

まことにありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（須崎幸一君） 閉会に際して、ご挨拶を申し上げます。

令和元年第4回定例会は、12月4日から本日まで10日間にわたり開催され、執行部提案の条例や令和元年度補正予算など終始熱心にご審議をいただきました。町政一般質問には9人が立ち、ここに終了することができました。

10日間にわたる会期中、格別なるご精励を賜りました議員各位、また、諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様に、心から御礼を申し上げます。

会議の中の発言には、町政を執行するに当たり、参考になるものがあったかと思います。執行部におかれましては、それらが全職員で共有され、さらなる東吾妻町の発展と住民福祉の向上につながる新年度予算が編成されることを期待しております。

ことしも少なくなり、これからは寒さも増してまいります。健康や事故に十分ご留意され、輝かしい新年に期待を託しながら、ご家族ともどもよいお年を迎えられますことをご祈念申

し上げ、閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（須崎幸一君） 以上をもって、令和元年第４回定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 零時０３分）

地方自治法第 1 2 3 条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

東吾妻町議会議長 須 崎 幸 一

署 名 議 員 高 橋 弘

署 名 議 員 茂 木 健 司

署 名 議 員 高 橋 徳 樹